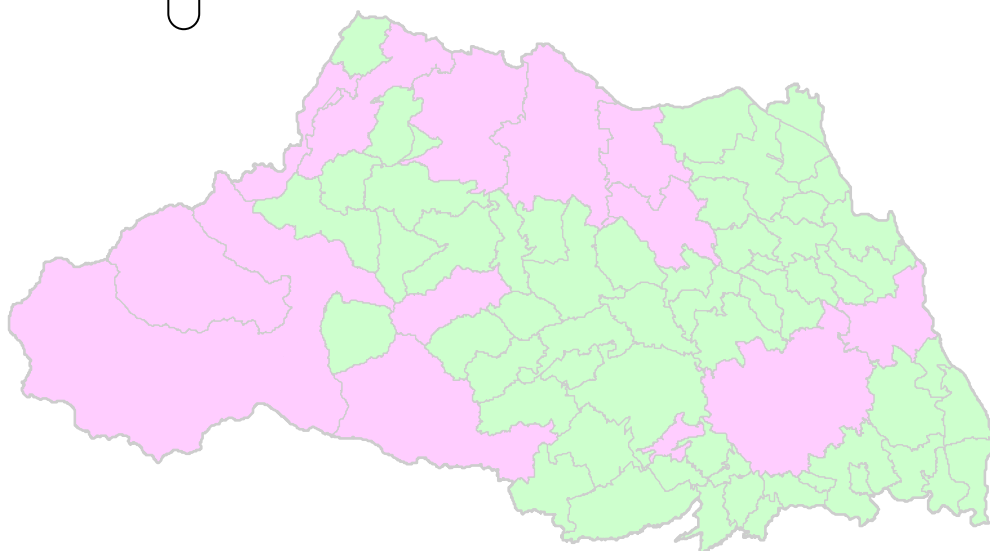


# 実例から見た市町村合併

埼玉県市町村合併研究会報告書

資料編



平成19年12月  
埼玉県市町村合併研究会

## 第1章 法定合併協議会設置に至る経緯 ..... - 5 -

1	飯能市・名栗村合併協議会	- 5 -
2	秩父合併協議会	- 5 -
3	熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	- 6 -
4	鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	- 6 -
5	春日部市・庄和町合併協議会	- 6 -
6	上福岡市・大井町合併協議会	- 7 -
7	小鹿野・両神合併協議会	- 7 -
8	行田市・南河原村合併協議会	- 8 -
9	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	- 8 -
10	神川町・神泉村合併協議会	- 9 -
11	本庄市・児玉町合併協議会	- 9 -
12	都幾川村・玉川村合併協議会	- 10 -

## 第2章 法定合併協議会での協議状況 ..... - 11 -

1	飯能市・名栗村合併協議会	- 11 -
2	秩父合併協議会	- 13 -
3	熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	- 14 -
4	鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	- 15 -
5	春日部市・庄和町合併協議会	- 18 -
6	上福岡市・大井町合併協議会	- 19 -
7	小鹿野・両神合併協議会	- 20 -
8	行田市・南河原村合併協議会	- 22 -
9	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	- 23 -
10	神川町・神泉村合併協議会	- 25 -
11	本庄市・児玉町合併協議会	- 27 -
12	都幾川村・玉川村合併協議会	- 29 -

## 第3章 法定合併協議会の組織の状況 ..... - 31 -

1	飯能市・名栗村合併協議会	- 31 -
2	秩父合併協議会	- 31 -
3	熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	- 32 -
4	鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会	- 33 -
5	春日部市・庄和町合併協議会	- 33 -
6	上福岡市・大井町合併協議会	- 34 -
7	小鹿野・両神合併協議会	- 34 -
8	行田市・南河原村合併協議会	- 35 -

9	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	- 36 -
10	神川町・神泉村合併協議会	- 36 -
11	本庄市・児玉町合併協議会	- 37 -
12	都幾川村・玉川村合併協議会	- 37 -
<b>第4章</b>	<b>合併協定項目別一覧表（合併市町）</b>	<b>- 38 -</b>
1	合併の方式	- 38 -
2	合併の期日	- 38 -
3	新市（町）の名称	- 39 -
4	新市（町）の事務所の位置	- 39 -
5	財産（及び公の施設）の取扱い	- 40 -
6	地域審議会（地域自治区・合併特例区）の取扱い	- 41 -
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	- 41 -
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	- 43 -
9	地方税の取扱い	- 44 -
10	一般職職員の身分の取扱い	- 47 -
11	一部事務組合等の取扱い	- 48 -
12	特別職の身分の取扱い	- 50 -
13	条例、規則等の取扱い	- 52 -
14	事務組織及び機構の取扱い	- 53 -
15	使用料、手数料等の取扱い	- 54 -
16	公共的団体等の取扱い	- 56 -
17	補助金、交付金等の取扱い	- 57 -
18	字の区域及び名称の取扱い	- 59 -
20	国民健康保険事業の取扱い	- 61 -
21	介護保険事業の取扱い	- 63 -
22	消防団（消防業務）の取扱い	- 65 -
23	公共医療機関の取扱い	- 66 -
24	各種事業の取扱い	- 66 -
24-1	情報公開・個人情報保護制度	- 66 -
24-2	男女共同参画事業（女性政策事業）	- 66 -
24-3	姉妹都市（都市交流）・国際交流事業	- 67 -
24-4	電算システム	- 67 -
24-5	指定金融機関	- 68 -
24-6	広報広聴事業	- 68 -
24-7	消防防災関係事業	- 69 -
24-8	交通対策（関係）事業	- 71 -
24-9	住民（市民）窓口業務	- 72 -

24-10 人権推進（同和対策）事業 .....	- 72 -
24-11 保健・衛生・医療・健康づくり事業 .....	- 73 -
24-12 社会福祉事業 .....	- 76 -
24-13 障害者福祉事業 .....	- 76 -
24-14 高齢者福祉事業 .....	- 79 -
24-15 児童福祉・保育（子育て支援）事業 .....	- 81 -
24-16 生活保護事業・その他の福祉事業 .....	- 84 -
24-17 清掃（ごみ収集運搬処理業務）事業・環境対策（衛生）事業 .....	- 85 -
24-18 農業振興事業 .....	- 87 -
24-19 商工（産業）・観光（振興）関係事業 .....	- 90 -
24-20 勤労者（労働者）・消費者関連事業 .....	- 91 -
24-21 都市計画事業 .....	- 91 -
24-22 建設関係（道路・河川・住宅）事業 .....	- 92 -
24-23 上下水道事業 .....	- 95 -
24-24 学校教育事業・教育制度 .....	- 97 -
24-25 社会教育（生涯学習）・保健体育・文化財保護・文化振興事業 .....	- 100 -
24-26 コミュニティ事業・行政連絡機構（行政区、自治会、区長会） .....	- 105 -
24-27 納税事業 .....	- 106 -
24-28 行財政の取扱い .....	- 106 -
24-29 その他事業 .....	- 106 -

## 第1章 法定合併協議会設置に至る経緯

### 1 飯能市・名栗村合併協議会

H14.11.22	名栗村から飯能市へ合併研究会設置についての依頼文書提出
H14.12.18	「飯能市・名栗村合併研究会」設置 構成メンバー 市：市長、助役、企画財政部長（総合政策部長）、総務部長 村：村長、助役、企画財政課長、総務課長 検討事項 両市村の現況を踏まえた合併の必要性、合併後の財政状況の推移試算、各種行政サービスの比較、生活圏の一体性、合併によるメリット・デメリット、スケジュール等 5回の研究会を開催
H15.7.1	「飯能市・名栗村合併協議会」設置

### 2 秩父合併協議会

H15.2.26	「秩父地域合併検討準備会」発足 秩父市、吉田町、横瀬町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村、長瀬町、皆野町 （うち、長瀬町、皆野町は離脱） 4回の会議を開催
H15.5.29	「秩父地域任意合併協議会」設立総会開催
H15.6.1	「秩父地域任意合併協議会」設置 構成市町村：秩父市、横瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村 構成メンバー：7市町村の長及び助役、議会議長及び副議長、学識経験者1名 組織：幹事会（7市町村の助役、合併担当部課長、学識経験者1名）、専門部会（7市町村の担当部課長）、事務局 4回の協議会を開催し法定合併協議会に移行
H15.10.1	「秩父地域合併協議会」設置 構成市町村：秩父市、横瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村 構成メンバー：7市町村の長及び助役、議会議長及び副議長、学識経験者23名 組織：幹事会（7市町村の助役、合併担当部課長、学識経験者1名）、専門部会（7市町村の担当部課長）、事務局 8回の協議会を開催
H16.3.21	横瀬町、小鹿野町、荒川村において市町村合併に関する住民投票実施 ・横瀬町において、合併反対が賛成を、小鹿野町において、両神村との合併が、7市町村による合併をそれぞれ上回ったため協議会から脱会 ・両神村も小鹿野町との合併協議に入るため、協議会から脱会 これらを受けて、H16.4.7「秩父地域合併協議会」解散
H16.4.6	「秩父合併協議会」設置 構成市町村：秩父市、吉田町、大滝村、荒川村

### 3 熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会

H14. 6. 30	「大里地域まちづくり合併研究会」設置 構成市町村：熊谷市、深谷市、大里町、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、花園町、寄居町 構成メンバー：大里郡市2市7町の長、議会議長 現実的な新たな枠組を模索しながら、それぞれの市町で法定期限内の合併の実現に努力することを合意してH15.1.29「大里地域まちづくり合併研究会」解散
H15. 1. 30	熊谷市長が大里町長、江南町長、妻沼町長へ合併の呼びかけ
H15. 2. 7	合併協議会設置に向けて準備事務開始
H15. 4. 1	「熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会」設置 構成メンバー：4市町の長及び助役、議会議長及び議員、学識経験者20名 組織：幹事会（4市町の企画担当部課長）、専門部会（4市町の担当部課長）、分科会、事務局 9回の協議会を開催
H16. 3. 21	江南町において合併の是非を問う住民投票実施 合併反対が多数を占めたため、協議会から離脱 これを受け、H16. 5. 31「熊谷市・大里町・江南町・妻沼町合併協議会」解散
H16. 6. 1	「熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会」設置

### 4 鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会

H15. 9. 24	「鴻巣市・川里町合併協議会」（法定協議会）設置
H16. 4. 18	「吹上町の合併についての意思を問う住民投票」を実施 合併の協議相手として「鴻巣市・川里町との合併」が最多票
H16. 5. 25	吹上町長が鴻巣市長及び川里町長に対し、合併協議会設置の申入れ
H16. 6. 12	鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会設立準備会設置
H16. 7. 15	「鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会」設置

### 5 春日部市・庄和町合併協議会

H15. 1. 21	春日部市、宮代町、杉戸町、庄和町の1市3町で合併協議会設置議案上程
H15. 4. 1	「春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会」設置 構成メンバー：1市3町の長、議会議員8名、学識経験者10名（うち、公募委員4名） 組織：幹事会（1市3町の助役、合併担当部長・参事・調整幹、各専門部会会長、事務局長）、 専門部会（1市3町の職員）、分科会、事務局 他に、合併協議会に提案を行う「新市まちづくり住民会議」（公募委員12名、団体等選出委員16名）を設置 17回の協議会を開催
H16. 7. 11	1市3町で合併の是非に関する住民投票実施 春日部市、杉戸町及び庄和町では賛成票が多数を占めたが、宮代町において反対票が賛成票を上回ったことを受け、H16.9.30「春日部市・宮代町・杉戸町・庄和町合併協議会」廃止
H16.11. 8	「春日部市・庄和町合併協議会」設置

## 6 上福岡市・大井町合併協議会

H11. 8. 2	合併協議会設置請求代表者（東入間青年会議所）が2市2町の長に対し住民発議による合併協議会の設置請求
H12. 4. 1	「富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会」設置 構成メンバー：2市2町の長及び助役、議会議長及び副議長8名、学識経験者21名 組織：小委員会（7委員会）、幹事会、専門部会、事務局 19回の協議会を開催
H15.10.26	2市2町で合併の是非に関する住民投票実施 富士見市及び上福岡市では賛成票が多数を占めたが、大井町及び三芳町において反対票が賛成票を上回り、三芳町では住民投票が成立した これを受け、H15.12.25「富士見市・上福岡市・大井町・三芳町合併協議会」廃止
H16. 2. 19	上福岡市長から大井町長へ口頭による合併の申入れ
H16. 4. 15	上福岡市長から大井町長へ任意合併協議会設置の申入れ
H16. 6. 21	「上福岡市・大井町任意合併協議会」設置 構成メンバー：1市1町の長及び助役、議会議長及び議員12名、学識経験者8名 6回の協議会を開催し法定合併協議会に移行
H16.11. 1	「上福岡市・大井町合併協議会」設置

## 7 小鹿野・両神合併協議会

H15. 2. 26	「秩父地域合併検討準備会」発足 秩父市、吉田町、横瀬町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村、長瀬町、皆野町 （うち、長瀬町、皆野町は離脱） 4回の会議を開催
H15. 5. 29	「秩父地域任意合併協議会」設立総会開催
H15. 6. 1	「秩父地域任意合併協議会」設置 構成市町村：秩父市、横瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村 構成メンバー：7市町村の長及び助役、議会議長及び副議長、学識経験者1名 組織：幹事会（7市町村の助役、合併担当部課長、学識経験者1名）、専門部会（7市町村の担当部課長）、事務局 4回の協議会を開催し法定合併協議会に移行
H15.10. 1	「秩父地域合併協議会」設置 構成市町村：秩父市、横瀬町、吉田町、小鹿野町、両神村、大滝村、荒川村 構成メンバー：7市町村の長及び助役、議会議長及び副議長、学識経験者23名 組織：幹事会（7市町村の助役、合併担当部課長、学識経験者1名）、専門部会（7市町村の担当部課長）、事務局 8回の協議会を開催
H16. 3. 21	横瀬町、小鹿野町、荒川村において市町村合併に関する住民投票実施 ・ 横瀬町において、合併反対が賛成を、小鹿野町において、両神村との合併が、7市町村による合併をそれぞれ上回ったため協議会から脱会 ・ 両神村も小鹿野町との合併協議に入るため、協議会から脱会 これらを受けて、H16. 4. 7「秩父地域合併協議会」解散
H16. 5. 1	「小鹿野・両神合併協議会」設置

## 8 行田市・南河原村合併協議会

H15. 3. 31	行田市・羽生市・南河原村で、任意合併協議会設置 吹上町はオブザーバーとして参加
H15. 7. 7	任意合併協議会に吹上町が参加
H15. 8. 1	「行田市・羽生市・吹上町・南河原村合併協議会」設置
H16. 3. 31	「行田市・羽生市・吹上町・南河原村合併協議会」解散
H16. 5. 10	南河原村長及び議長が、行田市に1市1村の合併推進を文書で要望
H16. 8. 1	「行田市・南河原村合併協議会」設置

## 9 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

H14. 6. 30	「大里地域まちづくり合併研究会」設置 構成市町村：熊谷市、深谷市、大里町、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、花園町、寄居町 構成メンバー：大里郡市2市7町の長、議会議長 現実的な新たな枠組を模索しながら、それぞれの市町で法定期限内の合併の実現に努力することを合意して「大里地域まちづくり合併研究会」解散（H15.1.29）
H15. 2. 19	深谷市長、岡部町長、川本町長、花園町長、寄居町長が、1市4町による合併協議会を設立することについて協議
H15. 4. 1	「深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町合併協議会」設置 構成メンバー：1市4町の長及び助役、議会議長、副議長及び議会議員（15名）、学識経験者21名 組織：幹事会（1市4町の助役、企画又は総務担当部課長）、専門部会（9部会、課長補佐相当職以上の職員）、分科会（30分科会）、事務局 11回の協議会を開催
H16. 3. 22	寄居町長から「深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町合併協議会」からの離脱申し入れ（寄居町議会で協議会からの離脱の請願が全員一致で採択されたため） これを受けて、「深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町合併協議会」解散（H16. 5. 20）
H16. 8. 23	「深谷市・岡部町・川本町合併協議会」設置 構成メンバー：1市2町の長及び助役又は収入役、議会議長、副議長及び議会議員（9名）、学識経験者13名 組織：幹事会（1市2町の助役又は収入役、企画又は総務担当部課長）、専門部会（9部会、課長補佐相当職以上の職員）、分科会（30分科会）、事務局 4回の協議会を開催
H16. 11. 14	花園町で合併の意思を問う住民投票実施 「深谷市を含む合併に賛成」が多数を占めたため、深谷市、岡部町及び川本町に合併協議会への参加を申し入れ
H16. 12. 1	「深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会」設置



## 10 神川町・神泉村合併協議会

H14.12.25	<p>「児玉地域合併推進協議会」設置</p> <p>構成町村：美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町</p> <p>構成メンバー：4町1村の長及び助役、議会議長及び副議長、学識経験者</p> <p>第3回の協議会（H15.2.20）で本庄市の加入が承認される</p> <p>法定合併協議会への移行のため、H15.3.31 解散</p>
H15.4.1	<p>「児玉地域合併協議会」設置</p> <p>構成市町村：本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町</p> <p>構成メンバー：1市4町1村の長及び助役又は収入役、議会議長及び議会議員（6名）、学識経験者27名</p> <p>組織：幹事会（総務担当部課長）、専門部会（6部会、課長級職員）、事務局</p> <p>14回の協議会を開催</p>
H16.4.25	<p>美里町において合併の意思を問う住民投票実施</p> <p>合併反対が合併賛成を上回ったため、H16.5.10 美里町が協議会から離脱を表明</p> <p>これを受けて、H16.6.21「児玉地域合併協議会」解散</p>
H16.6.29	<p>児玉町、神川町、神泉村、上里町が本庄市へ合併協議の申し入れ</p>
H16.7.20	<p>本庄市から5市町村による合併申し入れに対し辞退の回答</p>
H16.11.12	<p>「神川町・神泉村合併準備会」設置</p>
H16.12.1	<p>「神川町・神泉村合併協議会」設置</p>

## 11 本庄市・児玉町合併協議会

H15.2.20	<p>「児玉地域合併推進協議会」に加入</p> <p>構成市町村：本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町</p> <p>構成メンバー：1市4町1村の長及び助役、議会議長及び副議長、学識経験者</p> <p>法定合併協議会への移行のため、H15.3.31 解散</p>
H15.4.1	<p>「児玉地域合併協議会」設置</p> <p>構成市町村：本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村、上里町</p> <p>構成メンバー：1市4町1村の長及び助役又は収入役、議会議長及び議会議員（6名）、学識経験者27名</p> <p>組織：幹事会（総務担当部課長）、専門部会（6部会、課長級職員）、事務局</p> <p>14回の協議会を開催</p>
H16.4.25	<p>美里町において合併の意思を問う住民投票実施。合併に反対が賛成を上回ったため、H16.5.10 美里町が協議会から離脱。これを受けて、H16.6.21「児玉地域合併協議会」解散</p>
H16.6.29	<p>児玉町、神川町、神泉村、上里町が本庄市へ合併協議の申し入れ</p>
H16.7.20	<p>本庄市から5市町村による合併申し入れに対し辞退の回答</p>
H17.1.13	<p>児玉町長、児玉町議会議長が本庄市との合併協議について文書で申入れ</p>
H17.1.13	<p>本庄市長、児玉町から合併協議についての申し入れを受ける旨を文書で回答</p>
H17.1.20	<p>「本庄市・児玉町合併協議会」設置</p>

## 12 都幾川村・玉川村合併協議会

H15. 3. 3	<p>「比企地域任意合併協議会」設置</p> <p>構成市町村：東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、吉見町、東秩父村</p>
H15. 5. 21	<p>第4回比企地域任意合併協議会開催</p> <p>会議の席上で、滑川町長及び嵐山町長から「法定協議会の設置議案の可決の見通しが立たない」旨の発言有り</p> <p>協議の結果、「比企地域任意合併協議会」解散</p>
H15. 7. 22	<p>「比企地域3町3村合併研究会」設置</p> <p>構成市町村：滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、東秩父村</p> <p>構成メンバー：3町3村の長、助役及び職員</p> <p>5回の会議を開催 法定合併協議会へ移行</p>
H15.12. 1	<p>「比企地域3町3村合併協議会」設置</p> <p>構成市町村：滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、東秩父村</p> <p>構成メンバー：3町3村の長及び助役、議会議長及び議会議員（6名）、学識経験者25名</p> <p>組織：幹事会（助役及び課長級職員）、専門部会（課長級及び係長級職員）、分科会（課長補佐級及び係長級職員）、事務局</p> <p>8回の協議会を開催</p>
H16. 7. 11	<p>滑川町において合併についての意思を問う住民投票実施</p> <p>東松山市を含む比企広域での合併に賛成が多数を占めたため、滑川町が協議会から離脱</p> <p>これを受けて、H16. 8.31「比企地域3町3村合併協議会」解散</p>
H16.11. 1	<p>「都幾川村・玉川村合併協議会」設置</p>

## 第 2 章 法定合併協議会での協議状況

### 1 飯能市・名栗村合併協議会

第 1 回 平成 15 年 7 月 8 日 (火)	協議第 1 号 協議会会議運営申し合わせ事項の確認について【確認】 協議第 2 号 協議会における今後の協議項目について【確認】 協議第 3 号 行財政制度の調整方針及び新市建設計画の策定方針について【確認】 協議第 4 号 合併協議会だよりの発行及びホームページの開設について【確認】 協議第 5 号 今後の日程について【確認】 協議第 6 号 新市建設計画策定のための住民意識調査について【確認】 協議第 7 号 合併の方式について【継続協議】 協議第 8 号 合併の期日について【継続協議】 協議第 9 号 新市の名称について【継続協議】 協議第 10 号 新市の事務所の位置について【継続協議】
第 2 回 平成 15 年 8 月 7 日 (木)	協議第 7 号 合併の方式について【確認】 協議第 8 号 合併の期日について【確認】 協議第 9 号 新市の名称について【確認】 協議第 10 号 新市の事務所の位置について【確認】 協議第 11 号 財産及び公の施設の取扱いについて【確認】 協議第 12 号 特別職の職員の身分の取扱いについて【確認】 協議第 13 号 条例、規則等の取扱いについて【確認】 協議第 14 号 字の区域及び名称の取扱いについて【確認】 協議第 15 号 電算システムの取扱いについて【確認】
第 3 回 平成 15 年 10 月 28 日 (火)	協議第 16 号 地域審議会の取扱いについて【確認】 協議第 17 号 議員定数及び任期の取扱いについて【確認】 協議第 18 号 農業委員会委員定数及び任期の取扱いについて【確認】 協議第 19 号 地方税の取扱い(1)について【確認】 協議第 20 号 一般職の職員の身分の取扱いについて【確認】 協議第 21 号 組織及び機構の取扱いについて【確認】 協議第 22 号 慣行の取扱いについて【確認】
第 4 回 平成 15 年 11 月 17 日 (月)	協議第 23 号 一部事務組合等の取扱いについて【継続協議】 協議第 24 号 使用料、手数料等の取扱いについて【確認】 協議第 25 号 公共的団体等の取扱いについて【継続協議】 協議第 26 号 行財政の取扱いについて【継続協議】 協議第 27 号 新市建設計画について【継続協議】
第 5 回 平成 16 年 1 月 20 日 (火)	協議第 23 号 一部事務組合等の取扱いについて【確認】 協議第 25 号 公共的団体等の取扱いについて【確認】 協議第 26 号 行財政の取扱いについて【確認】 協議第 27 号 新市建設計画について【継続協議】 協議第 28 号 地方税の取扱い(2)について【継続協議】 協議第 29 号 広報広聴事業等の取扱いについて【継続協議】 協議第 30 号 防災交通事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 31 号 指定金融機関等の取扱いについて【継続協議】 協議第 32 号 国民健康保険事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 33 号 社会福祉事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 34 号 高齢者福祉事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 35 号 障害者福祉事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 36 号 児童福祉事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 37 号 介護保険事業の取扱いについて【継続協議】

<p>第 5 回 平成 16 年 1 月 20 日 (火)</p>	<p>協議第 38 号 保健・医療事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 39 号 学校教育事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 40 号 社会教育事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 41 号 コミュニティ事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 42 号 自治会等の取扱いについて【継続協議】 協議第 43 号 窓口業務の取扱いについて【継続協議】 協議第 44 号 環境衛生事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 45 号 農林事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 46 号 商工観光事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 47 号 建設事業の取扱いについて【継続協議】 協議第 48 号 上下水道事業の取扱いについて【継続協議】</p>
<p>第 6 回 平成 16 年 2 月 12 日 (木)</p>	<p>協議第 27 号 新市建設計画について【継続協議】 協議第 28 号 地方税の取扱い(2)について【確認】 協議第 29 号 広報広聴事業等の取扱いについて【確認】 協議第 30 号 防災交通事業の取扱いについて【確認】 協議第 31 号 指定金融機関等の取扱いについて【確認】 協議第 32 号 国民健康保険事業の取扱いについて【確認】 協議第 33 号 社会福祉事業の取扱いについて【確認】 協議第 34 号 高齢者福祉事業の取扱いについて【確認】 協議第 35 号 障害者福祉事業の取扱いについて【確認】 協議第 36 号 児童福祉事業の取扱いについて【確認】 協議第 37 号 介護保険事業の取扱いについて【確認】 協議第 38 号 保健・医療事業の取扱いについて【確認】 協議第 39 号 学校教育事業の取扱いについて【確認】 協議第 40 号 社会教育事業の取扱いについて【確認】 協議第 41 号 コミュニティ事業の取扱いについて【確認】 協議第 42 号 自治会等の取扱いについて【確認】 協議第 43 号 窓口業務の取扱いについて【確認】 協議第 44 号 環境衛生事業の取扱いについて【確認】 協議第 45 号 農林事業の取扱いについて【確認】 協議第 46 号 商工観光事業の取扱いについて【確認】 協議第 47 号 建設事業の取扱いについて【確認】 協議第 48 号 上下水道事業の取扱いについて【確認】</p>
<p>第 7 回 平成 16 年 3 月 30 日 (火)</p>	<p>協議第 27 号 新市建設計画について(県協議(案)とすることについて)【確認】</p>
<p>第 8 回 平成 16 年 5 月 17 日 (月)</p>	<p>協議第 19 号 地方税の取扱い(1)について(修正)【確認】 協議第 27 号 新市建設計画について【確認】 協議第 49 号 合併協定書(案)及び合併の是非について【確認】</p>
<p>第 9 回 平成 16 年 11 月 26 日 (金)</p>	<p>(協議項目なし)</p>

## 2 秩父合併協議会

<p>第1回 平成16年 4月6日 (火)</p>	<p>協議第1号 秩父合併協議会会議運営規程について【承認】 協議第2号 秩父合併協議会小委員会規程について【承認】 議案第3号 秩父合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について【承認】 協議第4号 平成16年度秩父合併協議会予算について【承認】 協議第5号 秩父合併協議会の協定項目について【承認】 協議第6号 小委員会の設置について【承認】 協議第7号 小委員会委員について【承認】</p>
<p>第2回 平成16年 4月28日 (水)</p>	<p>協議第8号 合併の方式について(協定項目1)【承認】 協議第9号 合併の期日について(協定項目2)【継続審議】 協議第10号 新市の名称について(協定項目3)【継続審議】 協議第11号 新市の事務所の位置について(協定項目4)【承認】 協議第12号 財産の取扱いについて(協定項目5)【承認】 協議第13号 慣行の取扱いについて(協定項目17)【承認】 協議第14号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目21)【承認】 協議第15号 消防団の取扱いについて(協定項目22)【承認】 協議第16号 公共医療機関の取扱いについて(協定項目23)【承認】 協議第17号 電算システム事業について(協定項目25-1)【承認】 協議第18号 人権推進事業について(協定項目25-2)【承認】 協議第19号 女性政策事業について(協定項目25-3)【承認】 協議第20号 広報広聴事業について(協定項目25-5)【承認】 協議第21号 社会福祉協議会等について(協定項目25-9)【承認】 協議第22号 障害者福祉事業について(協定項目25-10)【承認】 協議第23号 高齢者福祉事業について(協定項目25-11)【承認】 協議第24号 保健事業について(協定項目25-14)【承認】 協議第25号 都市計画事業について(協定項目25-17)【承認】 協議第26号 社会教育事業について(協定項目25-22)【承認】</p>
<p>第3回 平成16年 5月19日 (水)</p>	<p>協議第9号 合併の期日について(協定項目2)【取り下げ】 協議第10号 新市の名称について(協定項目3)【承認】 協議第27号 地域審議会の取扱いについて(協定項目7)【承認】 協議第28号 条例、規則等の取扱いについて(協定項目12)【承認】 協議第29号 住民窓口業務について(協定項目25-8)【承認】 協議第30号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)【継続審議】</p>
<p>第4回 平成16年 6月4日 (金)</p>	<p>協議第30号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)【継続審議】 協議第31号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目14)【承認】 協議第32号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目15)【承認】 協議第33号 町、字の区域及び名称の取扱いについて(協定項目16)【承認】 協議第34号 補助金・交付金等の取扱いについて(協定項目19)【承認】 協議第35号 新市まちづくり計画(新市建設計画)について(協定項目26)【承認】 協議第36号 合併の期日について(協定項目2)【承認】</p>
<p>第5回 平成16年 6月29日 (火)</p>	<p>協議第27号 地域審議会の取扱いについて(協定項目7)【承認】 協議第30号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)【承認】 協議第37号 地方税の取扱いについて(協定項目9)【承認】 協議第38号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目10)【承認】 協議第39号 特別職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11)【承認】 協議第40号 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目13)【承認】 協議第41号 使用料・手数料等の取扱いについて(協定項目18)【承認】 協議第42号 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目20)【承認】 協議第43号 交通対策事業の取扱いについて(協定項目24)【承認】</p>

第5回 平成16年 6月29日 (火)	協議第44号 交流事業について(協定項目25-4)【承認】 協議第45号 消防防災事業について(協定項目25-6)【承認】 協議第46号 環境対策事業について(協定項目25-7)【承認】 協議第47号 障害者福祉事業(その2)について(協定項目25-10)【承認】 協議第48号 高齢者福祉事業(その2)について(協定項目25-11)【承認】 協議第49号 児童福祉事業について(協定項目25-12)【承認】 協議第50号 その他の福祉事業について(協定項目25-13)【承認】 協議第51号 保健事業(その2)について(協定項目25-14)【承認】 協議第52号 産業観光振興事業について(協定項目25-15)【承認】 協議第53号 勤労者・消費者関連事業について(協定項目25-16)【承認】 協議第54号 建設関係事業について(協定項目25-18)【承認】 協議第55号 水道事業について(協定項目25-19)【承認】 協議第56号 下水道事業について(協定項目25-20)【承認】 協議第57号 学校教育事業について(協定項目25-21)【承認】 協議第58号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目8)【承認】
第6回 平成16年 12月1日 (水)	協議第13号 慣行の取扱いについて(協定項目17)【承認】 協議第29号 住民窓口業務について(協定項目25-4)【承認】 協議第59号 地域審議会の取扱いについて(協定項目7)【再協議】
第7回 平成17年 2月10日 (水)	協議第31号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目14)再協議【承認】 協議第59号 地域審議会の取扱いについて(協定項目7)【承認】
第8回 平成17年 3月23日 (水)	(協議項目なし)

### 3 熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会

第1回 平成16年 6月25日 (金)	協議事項第1号: 会議運営規程(案)【承認】 協議事項第2号: 小委員会規程(案)【承認】 協議事項第3号: 平成16年度事業計画(案)【承認】 協議事項第4号: 平成16年度歳入歳出予算(案)【承認】 協議事項第5号: 協定項目1「合併の方式」【承認】 協議事項第6号: 協定項目2「合併の期日」【承認】 協議事項第7号: 協定項目3「新市の名称」【承認】 協議事項第8号: 協定項目4「新市の事務所の位置」【承認】 協議事項第9号: 協定項目6「議員の定数及び任期の取扱い」【継続協議】 協議事項第10号: 協定項目7「農業委員の定数及び任期の取扱い」【継続協議】
第2回 平成16年 7月16日 (金)	協議事項第1号: 協定項目23-5「行政連絡機構(自治会・区長会)の取扱い」【承認】 協議事項第2号: 協定項目6「議員の定数及び任期の取扱い」(再協議)【継続協議】 協議事項第3号: 一括提案 協定項目5「財産の取扱い」【承認】 協定項目8「地方税の取扱い」【承認】 協定項目9「一般職の職員の身分の取扱い」【承認】 協定項目10「地域審議会の設置」【承認】 協定項目11「特別職の身分の取扱い」【承認】 協定項目12「条例、規則等の取扱い」【承認】 協定項目13「組織及び機構の取扱い」【承認】

第 2 回 平成 16 年 7 月 16 日 (金)	協定項目 16 「公共的団体等の取扱い」【承認】 協定項目 19 「慣行の取扱い」【承認】 協定項目 22 「電算システムの取扱い」【承認】 協定項目 23- 1 「広報広聴関係事業の取扱い」【承認】 協定項目 23- 4 「窓口業務の取扱い」【承認】 協定項目 23- 6 「人権施策推進事業の取扱い」【承認】
第 3 回 平成 16 年 8 月 6 日 (金)	協議事項第 1 号：協定項目 6 「議員の定数及び任期の取扱い」(再協議)【承認】 協議事項第 2 号：一括提案 協定項目 14 「一部事務組合等の取扱い」【承認】 協定項目 15 「使用料、手数料等の取扱い」【承認】 協定項目 17 「補助金、交付金等の取扱い」【承認】 協定項目 18 「町名、字名の取扱い」【承認】 協定項目 20 「国民健康保険事業の取扱い」【承認】 協定項目 23- 2 「防災事業の取扱い」【承認】 協定項目 23- 3 「交通関係事業の取扱い」【承認】 協定項目 23- 7 「男女共同参画事業の取扱い」【承認】 協定項目 23- 8 「福祉関係事業の取扱い」【承認】 協定項目 23- 9 「農業振興事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-10 「商工・観光事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-11 「環境対策事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-12 「建設関係事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-13 「水道事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-14 「下水道事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-15 「都市計画関係事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-16 「学校教育事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-17 「社会教育事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-18 「保健体育事業の取扱い」【承認】 協定項目 23-19 「その他事務事業の取扱い」【承認】
第 4 回 平成 16 年 9 月 3 日 (金)	協議事項第 1 号：新市建設計画(案)【承認】 協議事項第 2 号：協定項目 7 「農業委員の定数及び任期の取扱い」(再協議)【承認】 協議事項第 3 号：協定項目 21 「消防団の取扱い」【承認】
第 5 回 平成 16 年 9 月 29 日 (水)	協議事項第 1 号：協定項目 14 「一部事務組合等の取扱い」(埼玉県市町村職員退職手当組合)【承認】 協議事項第 2 号：合併協定書について【承認】
第 6 回 平成 16 年 11 月 11 日 (木)	(協議項目なし)

#### 4 鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会

第 1 回 平成 16 年 7 月 26 日 (月)	議案第 1 号 平成 16 年度合併協議会事業計画(案)について【承認】 議案第 2 号 平成 16 年度合併協議会予算(案)について【承認】 議案第 3 号 合併協定項目の選定及び調整にあたっての基本的な考え方について【承認】 議案第 4 号 合併の方式について【承認】 議案第 5 号 合併の期日について【承認】 議案第 6 号 新市の名称について【承認】 議案第 7 号 新市の事務所の位置について【承認】
-------------------------------------	--

第 1 回 平成 16 年 7 月 26 日 (月)	議案第 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【承認】 議案第 9 号 新市建設計画策定方針(案)について【承認】 議案第 10 号 新市建設計画検討委員会への付託事項について【承認】
第 2 回 平成 16 年 8 月 30 日 (月)	議案第 11 号 財産の取扱いについて【承認】 議案第 12 号 地域自治組織の取扱いについて【承認】 議案第 13 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて【承認】 議案第 14 号 一般職の職員の身分の取扱いについて【承認】 議案第 15 号 地方税の取扱いについて【承認】 議案第 16 号 特別職の身分の取扱いについて【承認】 議案第 17 号 条例、規則等の取扱いについて【承認】 議案第 18 号 事務組織及び機構の取扱いについて【承認】 議案第 19 号 一部事務組合等の取扱いについて【承認】 議案第 20 号 使用料、手数料等の取扱いについて【承認】 議案第 21 号 公共的団体等の取扱いについて【承認】 議案第 22 号 補助金、交付金等の取扱いについて【承認】 議案第 23 号 町名・字名の取扱いについて【承認】 議案第 24 号 慣行の取扱いについて【継続審議】 議案第 25 号 国民健康保険事業の取扱いについて【承認】 議案第 26 号 介護保険事業の取扱いについて【承認】 議案第 27 号 消防団の取扱いについて【承認】 議案第 28 号 上水道事業の取扱いについて【承認】 議案第 29 号 下水道事業の取扱いについて【承認】 議案第 30 号 教育制度の取扱いについて【承認】 議案第 31 号 電算システムの取扱いについて【承認】 議案第 32 号 各種事務事業の取扱いについて【承認】 議案第 33 号 新市建設計画(素案)第 1 章から第 4 章までについて【承認】
第 3 回 平成 16 年 9 月 28 日 (火)	議案第 24 号 慣行の取扱いについて(継続協議)【承認】 議案第 34 号 電算システムの取扱いについて(その 2)【承認】 議案第 35 号 地方税の取扱いについて(その 2)【承認】 議案第 36 号 教育制度の取扱いについて(その 2)【承認】 議案第 37 号 人権推進事業の取扱いについて【承認】 議案第 38 号 女性政策事業の取扱いについて【承認】 議案第 39 号 広報広聴事業の取扱いについて【承認】 議案第 40 号 納税事業の取扱いについて【承認】 議案第 41 号 文化振興事業の取扱いについて【承認】
第 4 回 平成 16 年 11 月 1 日 (月)	議案第 42 号 新市建設計画(素案)第 5 章及び第 6 章について【承認】 議案第 43 号 町名・字名の取扱いについて(その 2)【承認】 議案第 44 号 消防団の取扱いについて(その 2)【承認】 議案第 45 号 消防防災事業の取扱いについて【承認】 議案第 46 号 交通対策事業の取扱いについて【承認】 議案第 47 号 農業事業の取扱いについて【承認】 議案第 48 号 商工・観光事業の取扱いについて【承認】 議案第 49 号 労働者・消費者事業の取扱いについて【承認】 議案第 50 号 土木・建設事業の取扱いについて【承認】 議案第 51 号 コミュニティ事業の取扱いについて【継続審議】
第 5 回 平成 16 年 11 月 20 日 (土)	議案第 52 号 新市建設計画(素案)第 8 章について【承認】 議案第 53 号 使用料、手数料等の取扱いについて(その 2)【承認】 議案第 54 号 上水道事業の取扱いについて(その 2)【承認】 議案第 55 号 下水道事業の取扱いについて(その 2)【承認】



第5回 平成16年 11月20日 (土)	議案第56号 ごみ処理事業の取扱いについて【承認】 議案第57号 環境対策事業の取扱いについて【承認】 議案第58号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(その2)【継続審議】
第6回 平成16年 11月30日 (火)	議案第59号 国民健康保険事業の取扱いについて(その2)【承認】 議案第60号 介護保険事業の取扱いについて(その2)【承認】 議案第61号 保健衛生事業の取扱いについて【承認】 議案第62号 障害福祉事業の取扱いについて【承認】 議案第63号 高齢福祉事業の取扱いについて【承認】 議案第64号 児童福祉事業の取扱いについて【承認】 議案第65号 保育事業の取扱いについて【承認】 議案第66号 生活保護事業の取扱いについて【承認】 議案第67号 社会福祉事業の取扱いについて【承認】 議案第68号 健康づくり事業の取扱いについて【承認】 議案第69号 窓口業務の取扱いについて【承認】 議案第70号 新市建設計画(素案)第7章及び第9章について【承認】
第7回 平成16年 12月12日 (日)	協議第51号 コミュニティ事業の取扱いについて(継続協議)【承認】 協議第71号 地域自治組織の取扱いについて(その2)【承認】 協議第72号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(その2)【承認】 協議第73号 一部事務組合等の取扱いについて(その2)【承認】 協議第74号 地方税の取扱いについて(その3)【承認】 協議第75号 その他事業の取扱いについて【承認】
第8回 平成16年 12月22日 (水)	報告第58号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(その2)(継続協議)【承認】 報告第76号 合併の期日について(その2)【承認】
第9回 平成17年 1月13日 (木)	報告第77号 合併協定書(案)について【承認】
第10回 平成17年 1月24日 (月)	議案第78号 新市建設計画について(新市建設計画へ)【承認】 議案第79号 合併協定書について【承認】
第11回 平成17年 3月23日 (水)	議案第80号 平成17年度鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会事業計画(案)について【承認】 議案第81号 平成17年度鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会事業予算(案)について【承認】
第12回 平成17年 5月17日 (火)	議案第82号 平成17年度鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会歳入歳出決算の承認について【承認】 議案第83号 平成17年度鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会補正予算(第1号)(案)について【承認】
第13回 平成17年 7月11日 (火)	議案第84号 鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会の廃止について【承認】 議案第85号 平成17年度鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会歳入歳出決算について【承認】

5 春日部市・庄和町合併協議会

<p>第 1 回 平成 16 年 11 月 22 日 (月)</p>	<p>協議第 1 号 「合併協議に当たっての基本方針及び合併協定項目について」【承認】 協議第 2 号 「春日部市・庄和町合併協議会会議運営規程について」【承認】 協議第 3 号 平成 16 年度事業計画について【承認】 協議第 4 号 平成 16 年度歳入歳出予算について【承認】</p>
<p>第 2 回 平成 16 年 12 月 6 日 (月)</p>	<p>協議第 5 号 合併の方式について(協定項目 1)【承認】 協議第 6 号 合併の期日について(協定項目 2)【承認】 協議第 7 号 新市の名称について(協定項目 3)【承認】 協議第 8 号 新市の事務所の位置について(協定項目 4)【承認】 協議第 9 号 町名・字名の取扱いについて(協定項目 5)【承認】 協議第 10 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目 6)【承認】 協議第 11 号 財産の取扱いほか 17 件について 財産の取扱い(協定項目 7)【承認】 地域審議会の取扱い(協定項目 8)【承認】 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 9)【承認】 地方税の取扱い(協定項目 10)【承認】 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目 11)【承認】 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目 12)【承認】 条例、規則等の取扱い(協定項目 13)【承認】 事務組織及び機構の取扱い(協定項目 14)【承認】 一部事務組合等の取扱い(協定項目 15)【承認】 使用料、手数料等の取扱い(協定項目 16)【承認】 公共的団体等の取扱い(協定項目 17)【承認】 補助金、交付金等の取扱い(協定項目 18)【承認】 慣行の取扱い(協定項目 19)【承認】 国民健康保険事業の取扱い(協定項目 20)【承認】 介護保険事業の取扱い(協定項目 21)【承認】 消防団の取扱い(協定項目 22)【承認】 電算システムの取扱い(協定項目 23)【承認】 各種事務事業の取扱い(協定項目 24)【承認】 ・人権推進事業(協定項目 24- 1)【承認】 ・男女共同参画事業(協定項目 24- 2)【承認】 ・都市交流事業(協定項目 24- 3)【承認】 ・広報広聴事業(協定項目 24- 4)【承認】 ・消防防災事業(協定項目 24- 5)【承認】 ・住民窓口業務(協定項目 24- 6)【承認】 ・文化振興事業(協定項目 24- 7)【承認】 ・コミュニティ事業(協定項目 24 -8)【承認】 ・ごみ処理事業(協定項目 24- 9)【承認】 ・環境対策事業(協定項目 24-10)【承認】 ・交通対策事業(協定項目 24-11)【承認】 ・社会福祉事業(協定項目 24-12)【承認】 ・障害福祉事業(協定項目 24-13)【承認】 ・高齢福祉事業(協定項目 24-14)【承認】 ・児童福祉事業(協定項目 24-15)【承認】 ・保育事業(協定項目 24-16)【承認】 ・保健衛生事業(協定項目 24-17)【承認】 ・生活保護事業(協定項目 24-18)【承認】 ・農業振興事業(協定項目 24-19)【承認】</p>

第2回 平成16年 12月6日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光事業(協定項目24-20)【承認】</li> <li>・勤労者・消費者関連事業(協定項目24-21)【承認】</li> <li>・都市計画事業(協定項目24-22)【承認】</li> <li>・道路事業(協定項目24-23)【承認】</li> <li>・河川事業(協定項目24-24)【承認】</li> <li>・住宅事業(協定項目24-25)【承認】</li> <li>・水道事業(協定項目24-26)【承認】</li> <li>・下水道事業(協定項目24-27)【承認】</li> <li>・学校教育事業(協定項目24-28)【承認】</li> <li>・社会教育事業(協定項目24-29)【承認】</li> <li>・その他事業(協定項目24-30)【承認】</li> </ul>
第3回 平成16年 12月20日 (月)	協議第12号 新市建設計画-第1章から第8章-(案)について【承認】 協議第13号 合併公約(案)について【継続協議】
第4回 平成17年 1月7日 (金)	協議第14号 新市建設計画について【承認】 協議第15号 合併公約について【承認】
第5回 平成17年 1月17日 (月)	協議第16号 合併協定書について【承認】
第6回 平成17年 2月6日 (日)	協議第17号 春日部市・庄和町合併協議会の解散について【承認】
第7回 平成17年 3月7日 (月)	協議第18号 平成16年度歳入歳出決算(見込み)について【承認】

## 6 上福岡市・大井町合併協議会

第1回 平成16年 11月15日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上福岡市・大井町法定合併協議会会議運営規程(案)【原案どおり決定】</li> <li>2 上福岡市・大井町法定合併協議会報酬等に関する規程(案)【原案どおり決定】</li> <li>3 平成16年度事業計画(案)及び平成16年度歳入歳出予算(案)【原案どおり決定】</li> <li>4 新市建設計画の作成方針(案)【原案どおり決定】</li> <li>5 財政計画の作成方針(案)【原案どおり決定】</li> <li>6 上福岡市・大井町法定合併協議会で調整する協定項目の整理(案)【原案どおり決定】</li> <li>7 合併協定項目1 合併の方式(案)【原案どおり決定】</li> <li>8 合併協定項目3 新市の名称(案)【原案どおり決定】</li> </ol>
第2回 平成16年 12月1日 (水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併協定項目10 新市建設計画 第1章～第3章【原案どおり決定】</li> <li>2 合併協定項目7 地方税の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> <li>3 合併協定項目8 一般職の職員の身分の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> <li>4 合併協定項目11 財産及び公の施設の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> <li>5 合併協定項目12 特別職の職員の身分の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> <li>6 合併協定項目13 条例・規則の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> <li>7 合併協定項目15 一部事務組合等の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> <li>8 合併協定項目16 使用料・手数料の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> <li>9 合併協定項目17 公共的団体等の取扱い(案)【原案どおり決定】</li> </ol>

第 2 回 平成 16 年 12 月 1 日 (水)	10 合併協定項目 18 補助金、交付金等の取扱い(案)【原案どおり決定】 11 合併協定項目 19 行政連絡機構の取扱い(案)【原案どおり決定】 12 合併協定項目 20 町・字名の取扱い(案)【原案どおり決定】 13 合併協定項目 21 慣行の取扱い(案)【原案どおり決定】 14 合併協定項目 24 清掃事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 15 合併協定項目 26 電算システム事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 16 合併協定項目 26 広報広聴関係事業の取扱い(案)【原案どおり決定】
第 3 回 平成 16 年 12 月 20 日 (月)	(1) 協議事項 新市建設計画の作成【原案どおり決定】 (2) 協議事項 財政計画の作成【原案どおり決定】 (3) 協議事項 合併協定項目【原案どおり決定】 合併協定項目 2 合併の期日(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 4 新市の事務所の位置(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 5 議会議員の定数及び任期の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 14 組織及び機構の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 16 上下水道事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 22 国民健康保険事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 23 介護保険事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 25 学校教育事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 25 社会教育事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 26 保健事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 27 障害者福祉事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 27 高齢者福祉事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 27 児童福祉事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 27 保育事業の取扱い(案)【原案どおり決定】 合併協定項目 27 生活保護事業の取扱い(案)【原案どおり決定】
第 4 回 平成 17 年 1 月 12 日 (水)	(1) 財政計画の作成【原案どおり決定】 (2) 新市の名称(案)【原案どおり決定】
第 5 回 平成 17 年 1 月 26 日 (水)	(1) 合併の是非の判断【原案どおり決定】
第 6 回 平成 17 年 3 月 4 日 (金)	(1) 上福岡市・大井町法定合併協議会の廃止について(案)【原案どおり決定】 (2) 平成 16 年度上福岡市・大井町法定合併協議会歳入歳出決算見込みについて(案)【原案どおり決定】

## 7 小鹿野・両神合併協議会

第 1 回 平成 16 年 5 月 6 日 (木)	協議第 1 号 小鹿野・両神合併協議会会議運営規程について【承認】 協議第 2 号 小鹿野・両神合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について【承認】 協議第 3 号 平成 16 年度小鹿野・両神合併協議会予算について【承認】
第 2 回 平成 16 年 6 月 8 日 (火)	協議第 4 号 合併協定項目について【承認】 協議第 5 号 合併協定項目の協議方針について【承認】 協議第 6 号 新町建設計画作成方針について【承認】

第 3 回 平成 16 年 7 月 2 日 (金)	協議第 7 号 合併の方式について(協定項目 1)【承認】 協議第 8 号 合併の期日について(協定項目 2)【承認】 協議第 9 号 新町の名称について(協定項目 3)【承認】 協議第 10 号 新町の事務所の位置について(協定項目 4)【承認】 協議第 11 号 財産の取扱いについて(協定項目 5)【承認】 協議第 12 号 電算システム事業について(協定項目 25-1)【承認】
第 4 回 平成 16 年 8 月 5 日 (木)	協議第 13 号 地方税の取扱いについて(協定項目 9)【承認】 協議第 14 号 条例、規則等の取扱いについて(協定項目 12)【承認】 協議第 15 号 慣行の取扱いについて(協定項目 17)【承認】 協議第 16 号 公共医療機関の取扱いについて(協定項目 23)【承認】 協議第 17 号 人権推進事業について(協定項目 25-2)【承認】 協議第 18 号 女性政策事業について(協定項目 25-3)【承認】 協議第 19 号 広報広聴事業について(協定項目 25-5)【承認】
第 5 回 平成 16 年 8 月 31 日 (火)	協議第 20 号 地方税の取扱い(その 2)について(協定項目 9)【承認】 協議第 21 号 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目 20)【承認】 協議第 22 号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目 21)【承認】 協議第 23 号 消防団の取扱いについて(協定項目 22)【承認】 協議第 24 号 公共交通機関の取扱いについて(協定項目 24)【承認】 協議第 25 号 消防防災事業について(協定項目 25-6)【承認】 協議第 26 号 産業観光振興事業について(協定項目 25-15)【承認】 協議第 27 号 勤労者・消費者関連事業について(協定項目 25-16)【承認】 協議第 28 号 都市計画事業について(協定項目 25-17)【承認】 協議第 29 号 建設関係事業について(協定項目 25-18)【承認】 協議第 30 号 新町建設計画について(協定項目 26)【承認】
第 6 回 平成 16 年 9 月 24 日 (金)	協議第 31 号 合併の期日(その 2)について(協定項目 2)【承認】 協議第 32 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(その 1)について(協定項目 6)【承認】 協議第 33 号 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目 13)【承認】 協議第 34 号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目 14)【承認】 協議第 35 号 交流事業について(協定項目 25-4)【承認】 協議第 36 号 環境対策事業について(協定項目 25-7)【承認】 協議第 37 号 障害者福祉事業について(協定項目 25-10)【承認】 協議第 38 号 高齢者福祉事業について(協定項目 25-11)【承認】 協議第 39 号 児童福祉事業について(協定項目 25-12)【承認】 協議第 40 号 その他の福祉事業について(協定項目 25-13)【承認】 協議第 41 号 保健衛生事業について(協定項目 25-14)【承認】 協議第 42 号 新町建設計画について(協定項目 26)【承認】
第 7 回 平成 16 年 10 月 27 日 (水)	協議第 43 号 新町の名称(その 2)について(協定項目 3)【承認】 協議第 44 号 新町建設計画について(協定項目 26)【承認】 協議第 45 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い(その 2)について(協定項目 6)【承認】
第 8 回 平成 16 年 11 月 30 日 (火)	協議第 46 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目 8)【承認】 協議第 47 号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目 10)【承認】 協議第 48 号 特別職の職員の身分の取扱いについて(協定項目 11)【承認】 協議第 49 号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目 15)【承認】 協議第 50 号 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目 18)【承認】 協議第 51 号 社会福祉協議会等について(協定項目 25-9)【承認】 協議第 52 号 水道事業について(協定項目 25-19)【承認】 協議第 53 号 学校教育事業について(協定項目 25-20)【承認】 協議第 54 号 社会教育事業について(協定項目 25-21)【承認】 協議第 55 号 新町建設計画について(協定項目 26)【承認】

第 9 回 平成 16 年 12 月 20 日 (月)	協議第 56 号 地域自治区の取扱いについて(協定項目 7)【承認】 協議第 57 号 町、字の区域及び名称の取扱いについて(協定項目 16)【承認】 協議第 58 号 補助金・交付金等の取扱いについて(協定項目 19)【承認】 協議第 59 号 住民窓口業務について(協定項目 25-8)【承認】
第 10 回 平成 17 年 1 月 13 日 (木)	協議第 60 号 一部事務組合の取扱いについて(協定項目 14)【承認】
第 11 回 平成 17 年 2 月 2 日 (水)	協議第 61 号 新町建設計画について(協定項目 26)【承認】 協議第 62 号 平成 16 年度小鹿野・両神合併協議会補正予算について【承認】
第 12 回 平成 17 年 4 月 26 日 (火)	協議第 63 号 平成 16 年度小鹿野・両神合併協議会決算及び監査報告について【承認】 協議第 64 号 平成 17 年度小鹿野・両神合併協議会予算について【承認】
第 13 回 平成 17 年 8 月 26 日 (金)	協議第 65 号 慣行の取扱い(協定項目 17)の一部変更について【承認】 協議第 66 号 学校教育事業(協定項目 25-20)の一部変更について【承認】

#### 8 行田市・南河原村合併協議会

第 1 回 平成 16 年 8 月 26 日 (火)	議案第 1 号 合併協議会会議運営規程について【承認】 議案第 2 号 合併協議会平成 16 年度事業計画について【承認】 議案第 3 号 合併協議会平成 16 年度歳入歳出予算について【承認】 議案第 4 号 合併協議会監事の互選について【決定】 議案第 5 号 新市建設計画の策定方針について【承認】 議案第 6 号 合併協定項目の調整方針について【承認】 議案第 7 号 合併協定項目について【承認】 議案第 8 号 合併協定項目 1 合併の方式について【承認】 議案第 9 号 合併協定項目 2 合併の期日について【承認】 議案第 10 号 合併協定項目 3 新市の名称について【承認】 議案第 11 号 合併協定項目 4 新市の事務所の位置について【承認】
第 2 回 平成 16 年 9 月 27 日 (月)	議案第 12 号 合併協定項目 5 財産の取扱いについて【承認】 議案第 13 号 合併協定項目 9 一般職の職員の身分の取扱いについて【承認】 議案第 14 号 合併協定項目 10 特別職の職員の身分の取扱いについて【承認】 議案第 15 号 合併協定項目 11 条例、規則等の取扱いについて【承認】 議案第 16 号 合併協定項目 19 慣行の取扱いについて【承認】 議案第 17 号 合併協定項目 24 電算システムの取扱いについて【承認】 議案第 18 号 合併協定項目 25- 1 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて【承認】 議案第 19 号 合併協定項目 25- 2 広聴広報事業の取扱いについて【承認】
第 3 回 平成 16 年 10 月 21 日 (木)	議案第 20 号 合併協定項目 8 地方税の取扱いについて【承認】 議案第 21 号 合併協定項目 14 一部事務組合等の取扱いについて【承認】 議案第 22 号 合併協定項目 18 町名・字名の取扱いについて【承認】 議案第 23 号 合併協定項目 25- 4 消防防災事業の取扱いについて【承認】 議案第 24 号 合併協定項目 25- 5 交通対策事業の取扱いについて【承認】 議案第 25 号 合併協定項目 25- 7 自治会等の取扱いについて【承認】

第4回 平成16年 11月12日 (金)	報告事項のみ(協議事項なし)
第5回 平成16年 11月25日 (木)	議案第26号 合併協定項目6 議会議員の定数及び任期の取扱いについて【承認】 議案第27号 合併協定項目7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて【承認】 議案第28号 合併協定項目12 事務組織及び機構の取扱いについて【承認】 議案第29号 合併協定項目13 地域審議会等の取扱いについて【承認】 議案第30号 合併協定項目15 使用料、手数料等の取扱いについて【承認】 議案第31号 合併協定項目16 公共的団体等の取扱いについて【承認】 議案第32号 合併協定項目17 補助金、交付金等の取扱いについて【承認】 議案第33号 合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて【承認】 議案第34号 合併協定項目21 介護保険事業等の取扱いについて【承認】 議案第35号 合併協定項目22 上水道事業の取扱いについて【承認】 議案第36号 合併協定項目23 下水道事業の取扱いについて【承認】 議案第37号 合併協定項目25-6 住民窓口事業の取扱いについて【承認】 議案第38号 合併協定項目25-8 福祉事業等の取扱いについて【承認】 議案第39号 合併協定項目25-9 子育て支援事業の取扱いについて【承認】 議案第40号 合併協定項目25-10 健康づくり事業の取扱いについて【承認】 議案第41号 合併協定項目2 合併の期日について(その2)【承認】
第6回 平成16年 12月24日 (金)	議案第42号 合併協定項目25-3 人権推進事業の取扱いについて【承認】 議案第43号 合併協定項目25-11 環境対策事業の取扱いについて【承認】 議案第44号 合併協定項目25-12 農業振興事業の取扱いについて【承認】 議案第45号 合併協定項目25-13 商工・観光事業の取扱いについて【承認】 議案第46号 合併協定項目25-14 建設事業の取扱いについて【承認】 議案第47号 合併協定項目25-15 公営住宅事業の取扱いについて【承認】 議案第48号 合併協定項目25-16 学校教育事業の取扱いについて【承認】 議案第49号 合併協定項目25-17 社会教育事業等の取扱いについて【承認】 議案第50号 新市建設計画(案)について【承認】
第7回 平成17年 2月1日 (火)	議案第51号 合併協定書について【承認】 議案第52号 合併協議会平成17年度事業計画について【承認】 議案第53号 合併協議会平成17年度歳入歳出予算について【承認】
第8回 平成17年 10月28日 (金)	議案第54号 合併協議会平成16年度歳入歳出決算の承認について【承認】 議案第55号 合併協議会平成17年度歳入歳出補正予算(第1号)について【承認】 議案第56号 合併協議会の廃止について【承認】

#### 9 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

第1回 平成16年 12月12日 (日)	協議第1号 合併協定項目及び事務事業に係る調整の基本方針等について【承認】 協議第2号 合併の方式について【承認】 協議第3号 合併の期日について【承認】 協議第4号 新市の名称について【承認】 協議第5号 新市の事務所の位置について【承認】 協議第6号 地域審議会の取扱いについて【承認】 協議第7号 新市建設計画(案)について【承認】
-------------------------------	---

<p>第2回 平成17年 1月12日 (水)</p>	<p>協議第8号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【承認】  協議第9号 地方税の取扱いについて【承認】  協議第10号 一部事務組合等の取扱いについて【承認】  協議第11号 行政連絡機構(行政区)の取扱いについて【承認】  協議第12号 消防、防災事業の取扱いについて【承認】  協議第13号 市民窓口業務の取扱いについて【承認】  協議第14号 保健、医療事業の取扱いについて【承認】  協議第15号 障害者福祉事業の取扱いについて【承認】  協議第16号 保育事業の取扱いについて【承認】  協議第17号 ごみ処理事業の取扱いについて【承認】  協議第18号 合併協定項目一括提案について【承認】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般職の職員の身分の取扱い</li> <li>2 財産の取扱い</li> <li>3 特別職の職員の身分の取扱い</li> <li>4 条例、規則等の取扱い</li> <li>5 事務組織及び機構の取扱い</li> <li>6 使用料、手数料等の取扱い</li> <li>7 公共的団体等の取扱い</li> <li>8 補助金、交付金等の取扱い</li> <li>9 町名、字名の取扱い</li> <li>10 慣行の取扱い</li> <li>11 国際交流、広域交流事業の取扱い</li> <li>12 電算システム事業の取扱い</li> <li>13 情報公開、個人情報保護制度の取扱い</li> <li>14 広報広聴事業の取扱い</li> <li>15 人権政策事業の取扱い</li> <li>16 国民健康保険事業の取扱い</li> <li>17 高齢者福祉事業の取扱い</li> <li>18 児童福祉事業の取扱い</li> <li>19 生活保護事業の取扱い</li> <li>20 環境対策事業の取扱い</li> <li>21 コミュニティ事業の取扱い</li> </ol> <p>協議第19号 住民説明会の実施について【承認】</p>
<p>第3回 平成17年 1月26日 (水)</p>	<p>協議第7号の2 新市建設計画(案)について【承認】  協議第20号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて【承認】  協議第21号 商工、観光事業の取扱いについて【承認】  協議第22号 勤労者、消費者関連事業の取扱いについて【承認】  協議第23号 道路、河川事業の取扱いについて【承認】  協議第24号 公営住宅事業の取扱いについて【承認】  協議第25号 水道事業の取扱いについて【承認】  協議第26号 下水道事業等の取扱いについて【承認】  協議第27号 学校教育事業の取扱いについて【承認】  協議第28号 合併協定項目一括提案について【承認】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通対策事業の取扱い</li> <li>2 農業振興事業の取扱い</li> <li>3 都市計画事業の取扱い</li> <li>4 生涯学習事業の取扱い</li> <li>5 文化財保護事業の取扱い</li> </ol>



第4回 平成17年 2月17日 (木)	協議第7号の3 新市建設計画について【承認】
第5回 平成17年 3月30日 (水)	(協議項目なし)

#### 10 神川町・神泉村合併協議会

第1回 平成16年 12月7日 (火)	<p>協議第1号 監事の選任について【原案可決】</p> <p>協議第2号 神川町・神泉村合併協議会会議運営規程(案)について【原案可決】</p> <p>協議第3号 平成16年度神川町・神泉村合併協議会事業計画(案)について【原案可決】</p> <p>協議第4号 平成16年度神川町・神泉村合併協議会歳入歳出予算(案)について【原案可決】</p> <p>協議第5号 協議会の協議手順について【原案可決】</p> <p>協議第6号 合併協定項目について【原案可決】</p> <p>協議第7号 合併協定項目の調整方針(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の方式について(協定項目1)【確認】</li> <li>・合併の期日について(協定項目2)【確認】</li> <li>・新町の名称について(協定項目3)【確認】</li> <li>・新町の事務所の位置について(協定項目4)【確認】</li> <li>・財産の取扱いについて(協定項目5)【確認】</li> <li>・地方税の取扱いについて(協定項目8)【修正確認】</li> <li>・一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9)【確認】</li> <li>・地域審議会に関する事について(協定項目10)【確認】</li> </ul> <p>協議第8号 新町建設計画の基本的な考え方及び構成(案)について【原案可決】</p> <p>協議第9号 第2回協議会日程(案)について【原案可決】</p>
第2回 平成16年 12月17日 (金)	<p>協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【確認】</li> <li>・事務組織及び機構の取扱いについて【確認】</li> <li>・特別職の身分の取扱いについて【確認】</li> <li>・一部事務組合の取扱いについて【確認】</li> <li>・条例、規則等の取扱いについて【確認】</li> <li>・使用料、手数料等の取扱いについて【確認】</li> <li>・慣行の取扱いについて【確認】</li> <li>・公共的団体の取扱いについて【確認】</li> <li>・補助金、交付金等の取扱いについて【確認】</li> <li>・字名の取扱いについて【確認】</li> <li>・行政区の取扱いについて【確認】</li> <li>・国民健康保険事業の取扱いについて【確認】</li> <li>・介護保険事業の取扱いについて【確認】</li> <li>・消防団の取扱いについて【確認】</li> <li>・上水道事業等の取扱いについて【確認】</li> </ul> <p>協議第2号 新町建設計画について【確認】</p> <p>協議第3号 第3回、第4回協議会日程(案)について【原案可決】</p>

<p>第 3 回 平成 16 年 12 月 24 日 (金)</p>	<p>協議第 1 号 合併協定項目の調整方針(案)について 各種事務事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 7)【確認】</li> <li>・ 下水道事業の取扱い(協定項目 25)【確認】</li> <li>・ 電算システムの取扱い(協定項目 26)【確認】</li> <li>・ 広報広聴関係事業(協定項目 27- 1)【確認】</li> <li>・ 消防防災関係事業(協定項目 27- 2)【確認】</li> <li>・ 交通関係事業(協定項目 27- 3)【確認】</li> <li>・ 窓口業務(協定項目 27- 4)【確認】</li> <li>・ 人権政策関係事業(協定項目 27- 5)【確認】</li> <li>・ 環境衛生関係事業(協定項目 27- 6)【確認】</li> <li>・ 福祉関係事業・高齢者福祉(協定項目 27- 7)【確認】</li> <li>・ 福祉関係事業・障害者福祉(協定項目 27- 7)【確認】</li> <li>・ 福祉関係事業・保育(協定項目 27- 7)【確認】</li> <li>・ 福祉関係事業・児童、その他福祉(協定項目 27- 7)【確認】</li> <li>・ 保健関係事業(協定項目 27- 8)【確認】</li> <li>・ 農林水産関係事業(協定項目 27- 9)【確認】</li> <li>・ 商工・観光関係事業(協定項目 27-10)【確認】</li> <li>・ 都市計画関係事業(協定項目 27-11)【確認】</li> <li>・ 建設関係事業(協定項目 27-12)【確認】</li> <li>・ 学校教育事業(協定項目 27-13)【確認】</li> <li>・ 社会教育事業(協定項目 27-14)【確認】</li> <li>・ 公営住宅事業(協定項目 27-15)【確認】</li> </ul>
<p>第 4 回 平成 17 年 1 月 12 日 (水)</p>	<p>協議第 1 号 合併の期日について(協定項目 2)【確認】 協議第 2 号 新町建設計画について(協定項目 28)【確認】</p>
<p>第 5 回 平成 17 年 2 月 16 日 (水)</p>	<p>協議第 1 号 新町建設計画(案)正式協議について 協議第 2 号 平成 16 年度神川町・神泉村合併協議会歳入歳出補正予算(第 1 号)(案)について 協議第 3 号 合併協定書(案)について 協議第 4 号 合併協定書調印式(案)について 協議第 5 号 第 6 回協議会日程(案)について</p>
<p>第 6 回 平成 17 年 2 月 28 日 (月)</p>	<p>協議第 1 号 新町建設計画について【原案可決】 協議第 2 号 合併協定書について【原案可決】 協議第 3 号 第 7 回協議会日程(案)について【原案可決】</p>
<p>第 7 回 平成 17 年 3 月 24 日 (木)</p>	<p>協議第 1 号 平成 17 年度神川町・神泉村合併協議会事業計画(案)について【原案可決】 協議第 2 号 平成 17 年度神川町・神泉村合併協議会歳入歳出予算(案)について【原案可決】</p>
<p>第 8 回 平成 17 年 5 月 31 日 (火)</p>	<p>協議第 1 号 監事の選任について【原案可決】 協議第 2 号 平成 16 年度神川町・神泉村合併協議会事業報告について【原案可決】 協議第 3 号 平成 16 年度神川町・神泉村合併協議会歳入歳出決算の認定について【原案可決】 協議第 4 号 議会の議員及び農業委員会の委員の報酬の調整方法について【原案可決】 協議第 5 号 非常勤特別職の一元化の推進方法について【原案可決】 協議第 6 号 公共的団体の一元化の推進方法について【原案可決】</p>

第9回 平成17年 7月28日 (木)	協議第1号 新町指定金融機関等の指定について【原案可決】 協議第2号 協定項目の調整方針について【原案可決】 2-1 特別職の身分の取扱いについて(協定項目12) 2-2 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目11) 2-3 上水道事業等の取扱いについて(協定項目24) 2-4 他の協定項目の取扱いについて 協議第3号 協定項目以外の調整方針について【原案可決】
第10回 平成17年 9月27日 (火)	協議第1号 協定項目の調整方針について【原案可決】 1-1 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9) 1-2 行政区の取扱いについて(協定項目20) 協議第2号 協定項目以外の調整方針(その2)について【原案可決】 協議第3号 平成17年度神川町・神泉村合併協議会歳入歳出補正予算(第1号) (案)について【原案可決】
第11回 平成17年 11月29日 (火)	協議第1号 神川町・神泉村合併協議会の廃止について【原案可決】 協議第2号 神川町・神泉村合併協議会廃止に伴う決算等の取扱いについて【原案可決】

#### 11 本庄市・児玉町合併協議会

第1回 平成17年 1月24日 (月)	協議第1号 監事の選任について 協議第2号 本庄市・児玉町合併協議会会議運営規程(案)【原案可決】 協議第3号 本庄市・児玉町合併協議会小委員会規程(案)【原案可決】 協議第4号 平成16年度本庄市・児玉町合併協議会事業計画(案)【原案可決】 協議第5号 平成16年度本庄市・児玉町合併協議会歳入歳出予算(案)【原案可決】 協議第6号 合併協定項目(案)【原案可決】 協議第7号 合併の方式について(協定項目1)【原案可決】 協議第8号 合併の期日について(協定項目2)【原案可決】 協議第9号 新市の名称について(協定項目3)【原案可決】 協議第10号 新市の事務所の位置について(協定項目4)【原案可決】 協議第11号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)【原案可決】 協議議題12号 第2回から第5回までの協議会開催日程等について(案)【原案可決】
第2回 平成17年 1月28日 (金)	協議第1号 財産の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第2号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第3号 地方税の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第5号 地域審議会に関することについて(案)【原案可決】 協議第6号 事務組織及び機構の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第7号 特別職の身分の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第8号 一部事務組合の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第9号 条例、規則等の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第10号 使用料、手数料等の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第11号 慣行の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第12号 公共的団体の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第13号 補助金、交付金等の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第14号 町名、字名の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第15号 自治会、行政区の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第16号 国民健康保険事業の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第17号 介護保険事業の取扱いについて(案)【原案可決】

第2回 平成17年 1月28日 (金)	協議第18号 消防団の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第19号 上水道事業等の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第20号 下水道事業の取扱いについて(案)【原案可決】 協議第21号 電算システムの取扱いについて(案)【原案可決】 協議第22号 各種事務事業の取扱い(広報広聴関係事業)について(案)【原案可決】 協議第23号 各種事務事業の取扱い(消防防災関係事業)について(案)【原案可決】 協議第24号 各種事務事業の取扱い(交通関係事業)について(案)【原案可決】 協議第25号 各種事務事業の取扱い(窓口業務)について(案)【原案可決】 協議第26号 各種事務事業の取扱い(女性政策関係事業)について(案)【原案可決】 協議第27号 各種事務事業の取扱い(環境衛生関係事業)について(案)【原案可決】 協議第28号 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業・高齢者福祉)について(案)【原案可決】 協議第29号 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業・障害者福祉)について(案)【原案可決】 協議第30号 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業・児童、その他福祉)について(案)【原案可決】 協議第31号 各種事務事業の取扱い(福祉関係事業・保育)について(案)【原案可決】 協議第32号 各種事務事業の取扱い(保健関係事業)について(案)【原案可決】 協議第33号 各種事務事業の取扱い(農林水産関係事業)について(案)【原案可決】 協議第34号 各種事務事業の取扱い(商工・観光関係事業)について(案)【原案可決】 協議第35号 各種事務事業の取扱い(都市計画関係事業)について(案)【原案可決】 協議第36号 各種事務事業の取扱い(建設関係事業)について(案)【原案可決】 協議第37号 各種事務事業の取扱い(学校教育事業)について(案)【原案可決】 協議第38号 各種事務事業の取扱い(社会教育事業)について(案)【原案可決】 協議第39号 各種事務事業の取扱い(その他事業)について(案)【原案可決】 協議第40号 新市建設計画について(案)別冊【原案可決】
第3回 平成17年 2月4日 (金)	協議第1号 新市建設計画(財政計画)について(案)【原案可決】
第4回 平成17年 3月3日 (木)	協議第1号 新市建設計画について【原案可決】 協議第2号 合併協定書(案)について【原案可決】 協議第3号 合併協定調印式(案)について【原案可決】
第5回 平成17年 3月21日 (月)	協議第1号 新市建設計画について【原案可決】 協議第2号 平成17年度本庄市・児玉町合併協議会事業計画(案)について【原案可決】 協議第3号 平成17年度本庄市・児玉町合併協議会歳入歳出予算(案)について【原案可決】
第6回 平成17年 6月13日 (月)	協議第1号 平成16年度本庄市・児玉町合併協議会事業報告書について【原案可決】 協議第2号 平成16年度本庄市・児玉町合併協議会歳入歳出決算書について【原案可決】
第7回 平成17年 9月2日 (金)	協議第1号 平成17年度本庄市・児玉町合併協議会補正予算(第1号)について【原案可決】
第8回 平成17年 12月12日 (月)	協議第1号 本庄市・児玉町合併協議会の廃止について【原案可決】 協議第2号 平成17年度本庄市・児玉町合併協議会事業報告(見込み)について【原案可決】 協議第3号 平成17年度本庄市・児玉町合併協議会歳入歳出決算(見込み)について

第 8 回 平成 17 年 12 月 12 日 (月)	【原案可決】 協議第 4 号 本庄市・児玉町合併協議会の廃止に伴う決算等の取扱いについて【原案可決】
--------------------------------------	---

## 12 都幾川村・玉川村合併協議会

第 1 回 平成 16 年 11 月 12 日 (金)	協議第 1 号 都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程について【決定】 協議第 2 号 都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について【決定】 協議第 3 号 平成 16 年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について【決定】 協議第 4 号 平成 16 年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について【決定】 協議第 5 号 都幾川村・玉川村合併協議会協定項目について【決定】 協議第 6 号 合併協定項目の協議方針について【決定】 協議第 7 号 協定項目 1 合併の方式について【決定】 協議第 8 号 協定項目 2 合併の期日について【決定】 協議第 9 号 協定項目 5 新町建設計画策定方針について【決定】 協議第 10 号 第 2 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について【決定】
第 2 回 平成 16 年 11 月 24 日 (水)	協議第 11 号 新町の名称の決定方法について【決定】 協議第 12 号 新町の事務所の位置の決定方法について【決定】 協議第 13 号 協定項目 10 地方税の取扱いについて【決定】 協議第 14 号 協定項目 11 財産の取扱いについて【決定】 協議第 15 号 協定項目 13 条例、規則等の取扱いについて【決定】 協議第 16 号 協定項目 15 一部事務組合等の取扱いについて【決定】 協議第 17 号 協定項目 16 使用料、手数料等の取扱いについて【決定】 協議第 18 号 協定項目 17 公共的団体等の取扱いについて【決定】 協議第 19 号 協定項目 18 補助金、交付金等の取扱いについて【決定】 協議第 20 号 協定項目 19 字名の取扱いについて【決定】 協議第 21 号 協定項目 20 慣行の取扱いについて【決定】 協議第 22 号 協定項目 21 行政区（行政連絡機構）の取扱いについて【決定】 協議第 23 号 協定項目 22-1 人権政策事業の取扱いについて【決定】 協議第 24 号 協定項目 22-2 女性政策事業の取扱いについて【決定】 協議第 25 号 協定項目 22-3 電算システム事業の取扱いについて【決定】 協議第 26 号 協定項目 22-4 情報公開、個人情報保護制度の取扱いについて【決定】 協議第 27 号 協定項目 22-5 広報広聴事業の取扱いについて【決定】 協議第 28 号 協定項目 22-6 国際交流、広域交流事業の取扱いについて【決定】 協議第 29 号 協定項目 22-7 消防、防災事業の取扱いについて【決定】 協議第 30 号 協定項目 22-8 交通対策事業の取扱いについて【決定】 協議第 31 号 協定項目 22-24 水道事業の取扱いについて【決定】 協議第 32 号 協定項目 22-26 学校教育事業の取扱いについて【決定】 協議第 33 号 協定項目 22-27 生涯学習事業の取扱いについて【決定】 協議第 34 号 協定項目 22-28 文化財保護事業の取扱いについて【決定】 協議第 35 号 協定項目 22-29 コミュニティ事業の取扱いについて【決定】 協議第 36 号 第 3 回及び第 4 回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について【決定】
第 3 回 平成 16 年 12 月 13 日 (月)	協議第 37 号 協定項目 3 新町の名称について【決定】 協議第 38 号 協定項目 4 新町の事務所の位置について【決定】 協議第 39 号 協定項目 6 地域自治組織の取扱いについて【決定】 協議第 40 号 協定項目 12 特別職の職員の身分の取扱いについて【決定】 協議第 41 号 協定項目 9 一般職の職員の身分の取扱いについて【決定】

第3回 平成16年 12月13日 (月)	協議第42号 協定項目14 事務組織及び機構の取扱いについて【決定】 協議第43号 協定項目22-9 住民窓口業務の取扱いについて【決定】 協議第44号 協定項目22-10 国民健康保険事業の取扱いについて【決定】 協議第45号 協定項目22-11 介護保険事業の取扱いについて【決定】 協議第46号 協定項目22-12 保健、医療事業の取扱いについて【決定】 協議第47号 協定項目22-13 障害者福祉事業の取扱いについて【決定】 協議第48号 協定項目22-14 高齢者福祉事業の取扱いについて【決定】 協議第49号 協定項目22-15 児童福祉事業の取扱いについて【決定】 協議第50号 協定項目22-16 保育事業の取扱いについて【決定】 協議第51号 協定項目22-17 ごみ処理事業の取扱いについて【決定】 協議第52号 協定項目22-18 環境対策事業の取扱いについて【決定】 協議第53号 協定項目22-19 農林水産業振興事業の取扱いについて【決定】 協議第54号 協定項目22-20 商工、観光事業の取扱いについて【決定】 協議第55号 協定項目22-21 勤労者、消費者関連事業の取扱いについて【決定】 協議第56号 協定項目22-22 道路、河川事業の取扱いについて【決定】 協議第57号 協定項目22-23 都市計画事業の取扱いについて【決定】 協議第58号 協定項目22-25 下水道事業等の取扱いについて【決定】 協議第59号 新町建設計画案について【継続協議】
第4回 平成16年 12月21日 (火)	協議第60号 協定項目2 合併の期日について(その2)【決定】 協議第61号 協定項目7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【修正決定】 協議第62号 協定項目8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて【決定】 協議第63号 第5回及び第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について【決定】 協議第59号 新町建設計画案について(継続協議事項)【決定】
第5回 平成17年 1月26日 (水)	協議第64号 協定項目5 新町建設計画について【決定】 協議第65号 第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日時について【決定】
第6回 平成17年 2月24日 (木)	協議第66号 都幾川村・玉川村合併協定書について【決定】 協議第67号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について【決定】 協議第68号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について【決定】
第7回 平成17年 5月27日 (金)	協議第69号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会決算について【決定】 協議第70号 ときがわ町の町章募集要領について【決定】 協議第71号 平成17年度都幾川村・玉川村合併協議会補正予算(第1号)について【決定】
第8回 平成17年 10月27日 (木)	協議第72号 ときがわ町の町章候補の選定について【決定】
第9回 平成17年 12月2日 (金)	(協議事項なし)

### 第3章 法定合併協議会の組織の状況

#### 1 飯能市・名栗村合併協議会

名 称	構 成
新市建設計画作成小委員会、総務小委員会、厚生文教小委員会、経済建設小委員会	協議会の委員（会長及び副会長を除く。）
幹事会	飯能市：総合政策部長、次長、企画調整課長 名栗村：企画財政課長、課長補佐
専門部会 総務部会、厚生部会、文教部会、経済部会、建設部会	飯能市：部長職、次長、課長職 名栗村：課長職、補佐職
分科会 専門部会において必要があると認めたときに設置	飯能市：課長職、主幹職等 名栗村：課長職、係長職等

#### 2 秩父合併協議会

名 称	構 成
新市まちづくり計画作成小委員会	助役4名、議会議員4名、学識経験者5名
幹事会	関係市町村の助役、課長職以上各団体1名、学識経験者1名
専門部会 企画総務部会、住民福祉部会、産業建設部会、教育部会	部長、課長
分科会 企画総務部会 企画分科会、財政分科会、出納分科会、広報・広聴分科会、情報政策分科会、総務分科会、職員分科会、管財分科会、法令分科会、議会分科会 住民福祉部会 防災分科会、環境分科会、税務分科会、住民分科会、国保年金分科会、人権分科会、社会福祉分科会、介護保険分科会、保健分科会、児童福祉分科会、医療分科会、 産業建設部会 商工分科会、観光分科会、農林水産分科会、農村整備分科会、農業委員会分科会、土木、道路分科会、都市整備分科会、建築分科会、下水道分科会、上水道分科会 教育部会 学校教育分科会、人権教育分科会、生涯学習分科会、文化分科会、体育分科会	係長職相当

### 3 熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会

名 称	構 成
新市建設計画策定小委員会	2号委員(助役)3名、3号委員(議長及び議員)3名、4号委員(学識経験者)4名
幹事会	熊谷市企画部長、大里町企画課長、妻沼町企画総務課長
専門部会 企画部会、総務部会、市民経済部会、保健福祉部会、生活環境部会、建設部会、都市整備部会、水道部会、教育部会、議会事務局部会	部長又は部長相当職、課長又は課長相当職
分科会 企画部会 秘書分科会、企画分科会、財政分科会、管財分科会、広報広聴分科会、人権政策分科会、電算分科会 総務部会 総務分科会、人事分科会、税分科会、契約分科会、出納分科会、消防分科会、選挙管理委員会事務局分科会、監査委員会事務局分科会 市民経済部会 農林分科会、商工分科会、住民分科会、国保分科会、男女共同参画分科会、農業委員会事務局分科会 保健福祉部会 福祉分科会、高齢福祉分科会、こども福祉分科会、障害福祉分科会、健康分科会 生活環境部会 環境対策分科会、ごみ処理分科会、し尿処理分科会、住民自治分科会 建設部会 管理分科会、道路・維持分科会、河川分科会、住宅分科会、下水道分科会 都市整備部会 都市計画分科会、公園緑地分科会、開発指導分科会 水道部会 教育部会 教育総務分科会、学校教育分科会、社会教育分科会、保健体育分科会 議会事務局部会	事務を担当する職員



#### 4 鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会

名 称	構 成
新市建設計画検討委員会	議会議員 6 名、学識経験者 6 名（うち 2 名は公募）
幹事会	鴻巣市助役、経営政策部長、総務部長 川里町助役、企画財政課長、総務課長 吹上町助役、参事（政策調整担当）、総務課長
専門部会 企画部会、総務部会、住民部会、環境部会、福祉部会、まちづくり部会、教育部会、議会部会、電算システム部会	部長、課長
分科会 企画部会 秘書分科会、企画分科会、人事分科会 総務部会 総務分科会、財政分科会、管財分科会、税分科会、人権分科会、会計分科会 住民部会 住民分科会、防災分科会、商工観光分科会、農業分科会 環境部会 環境分科会、下水道分科会、水道分科会 福祉部会 福祉分科会、健康分科会、国保分科会、社協分科会 まちづくり部会 都市計画分科会、建設分科会、住宅分科会 教育部会 学務分科会、社会教育分科会、施設分科会	部会長が担当課等に属する職員の中から指名

#### 5 春日部市・庄和町合併協議会

名 称	構 成
小委員会	設置なし
幹事会	助役、合併担当参事、各専門部会長、合併協議会事務局長
専門部会 企画財政部会、総務部会、健康福祉部会、建設部会、教育部会、生活環境部会、議会事務部会	職員
分科会	設置なし

## 6 上福岡市・大井町合併協議会

名 称	構 成
新市名称候補選定検討委員会	市町長 2 名、議会議員 2 名、学識経験者 3 名
幹事会	合併協議会事務局長 上福岡市：総務部長、企画調整室長 大井町：企画総務部長、企画財政課長
専門部会	設置なし
分科会	設置なし

## 7 小鹿野・両神合併協議会

名 称	構 成
小委員会	設置なし
幹事会	助役・課長 6 名、学識経験者 1 名
専門部会 企画総務部会、住民福祉部会、産業建設部会、教育部会	課長
分科会 企画総務部会 企画分科会、財政分科会、出納分科会、広報・広聴分科会、情報政策分科会、総務分科会、職員分科会、管財分科会、法令分科会、議会分科会 住民福祉部会 防災分科会、環境分科会、税務分科会、住民分科会、国保年金分科会、人権分科会、社会福祉分科会、介護保険分科会、保健分科会、児童福祉分科会、医療分科会、広域分科会 産業建設部会 商工分科会、観光分科会、農林水産分科会、農村整備分科会、農業委員会分科会、土木・道路分科会、都市整備分科会、建築分科会、下水道分科会、上水道分科会 教育部会 学校教育分科会、人権教育分科会、生涯学習分科会、文化分科会、体育分科会	課長補佐等

8 行田市・南河原村合併協議会

名 称	構 成
新市建設計画策定小委員会	2号委員（助役）2名、3号委員（議会議長）2名、4号委員（議会議員）から2名、5号委員（学識経験者）から2名
幹事会	行田市：助役、企画財政部長、総務部長 南河原村：助役、参事兼総務政策課長 合併協議会事務局長
専門部会 議会監査部会、企画財政部会、総務部会、市民経済部会、福祉部会、まちづくり部会、上下水道部会、消防部会、学校教育部会、生涯学習部会	行田市：部長級職員 南河原村：課長級職員
分科会 議会監査部会 議会分科会、監査分科会 企画財政部会 政策分科会、秘書分科会、企画分科会、財政分科会、電算分科会 総務部会 総務分科会、人事分科会、税分科会、人権分科会、契約検査分科会、会計分科会 市民経済部会 市民分科会、生活分科会、環境分科会、商工観光分科会、農政分科会 福祉部会 福祉分科会、子育て支援分科会、高齢者福祉分科会、保険年金分科会、健康分科会、 まちづくり部会 都市計画分科会、建設分科会、建築分科会 上下水道部会 下水道分科会、水道分科会 消防部会 消防分科会 学校教育部会 教育総務分科会、学校教育分科会 生涯学習部会 生涯学習分科会、文化財分科会、スポーツ分科会、図書公民館分科会	担当職員

9 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

名 称	構 成
幹事会	深谷市：助役、総合政策部長、総務部長 岡部町：収入役、総括理事、総務担当理事兼 総務課長 川本町：助役、総務課長、企画財政課長 花園町：助役、総務課長、総務課主幹
専門部会 企画財政部会、総務部会、住民部会、福祉部会、産業経 済部会、建設部会、水道部会、教育部会、議会部会	課長補佐相当職以上の職にある者
分科会 企画財政部会 企画分科会、財政分科会、出納分科会、電算分科会、 人権分科会 総務部会 総務分科会、人事給与分科会、管財分科会、税務分科 会、広報聴分科会、消防組合分科会 住民部会 住民分科会、国保年金分科会、環境分科会、衛生組合 分科会、斎場分科会 福祉部会 社会福祉分科会、児童福祉分科会、保健分科会 産業経済部会 農業分科会、農業委員会分科会、商工観光分科会 建設部会 建設分科会、都市整備分科会、下水道分科会 水道部会 水道分科会 教育部会 学校教育分科会、生涯学習分科会、公民館図書館分科 会 議会部会 議会分科会	職員

10 神川町・神泉村合併協議会

名 称	構 成
第1小委員会( 議会議員及び農業委員会委員の報酬額につ いて) 第2小委員会( 非常勤の特別職の定数及び任期に ついて)	第1：区長会、林業・商工団体、女性代表か ら各2名ずつ 第2：議会議員、区長会、農業委員会から各 2名ずつ
幹事会	神川町：総務課長、まちづくり政策課長 神泉村：総務課長、企画財政課長
専門部会 企画総務部会、住民部会、福祉部会、産業経済環境部会、 建設都市計画部会、教育部会	課長職相当の職員
分科会( 専門部会において必要があると認めたときに設 置)	係長職相当の職員
新町建設計画策定作業部会	企画及び財政担当の係長職相当の職員

11 本庄市・児玉町合併協議会

名 称	構 成
小委員会（協議会の会長が、その都度協議会の会議に諮って組織する）	協議会委員の中から会長が指名する
幹事会	本庄市：企画財政部長、総務部長 児玉町：総務課長、総合政策課長
専門部会 企画総務部会、住民部会、福祉部会、産業経済環境部会、建設都市計画部会、教育部会	本庄市：部長、課長 児玉町：課長
分科会（専門部会において必要があると認めたときに設置）	係長職相当の職員

12 都幾川村・玉川村合併協議会

名 称	構 成
小委員会	設置なし
幹事会	助役 2 名、収入役 2 名、総務課長 2 名、企画財政課長 2 名、税務課長、福祉課長各 1 名
専門部会	設置なし
分科会	設置なし

## 第4章 合併協定項目別一覧表（合併市町）

### 1 合併の方式

飯能市・名栗村	1 合併の方式 入間郡名栗村（以下「名栗村」という。）を廃止し、その区域を飯能市に編入するものとする。
秩父	1 合併の方式 秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
熊谷市・大里町・妻沼町	1 合併の方式 合併の方式については、熊谷市・大里町・妻沼町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
鴻巣市・川里町・吹上町	1 合併の方式 合併の方式は、対等な立場での編入合併とする。 北埼玉郡川里町及び北足立郡吹上町を廃し、その区域を鴻巣市に編入する。
春日部市・庄和町	1 合併の方式 合併の方式は、春日部市及び庄和町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。
上福岡市・大井町	1 合併の方式 上福岡市及び入間郡大井町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
小鹿野・両神	1 合併の方式 秩父郡小鹿野町及び同郡両神村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。
行田市・南河原村	1 合併の方式 北埼玉郡南河原村を廃止し、その区域を行田市に編入するものとする。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	1 合併の方式 合併の方式については、深谷市、岡部町、川本町、花園町（以下「1市3町」という。）を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
神川町・神泉村	1 合併の方式 児玉郡神川町及び同郡神泉村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設（対等）合併とする。
本庄市・児玉町	1 合併の方式 本庄市、児玉郡児玉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。
都幾川村・玉川村	1 合併の方式 合併の方式については、比企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

### 2 合併の期日

飯能市・名栗村	2 合併の期日 合併の期日は、平成17年1月1日とする。
秩父	2 合併の期日 合併の期日は、平成17年4月1日とする。
熊谷市・大里町・妻沼町	2 合併の期日 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
鴻巣市・川里町・吹上町	2 合併の期日 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
春日部市・庄和町	2 合併の期日 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
上福岡市・大井町	2 合併の期日 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
小鹿野・両神	2 合併の期日 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
行田市・南河原村	2 合併の期日 合併の期日は、平成18年1月1日とする。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	2 合併の期日 合併の期日については、平成18年1月1日とする。
神川町・神泉村	2 合併の期日 合併の期日は、平成18年1月1日とする。

本庄市・児玉町	2 合併の期日 合併の期日は、平成 18 年 1 月 10 日とする。
都幾川村・玉川村	2 合併の期日 合併の期日は、平成 18 年 2 月 1 日とする。

### 3 新市（町）の名称

飯能市・名栗村	3 新市の名称 新市の名称は、合併の方式が編入合併に決定したので、従来の名称を使用することとし、「飯能市」とする。
秩父	3 新市の名称 新市の名称は、「秩父市」とする。
熊谷市・大里町・妻沼町	3 新市の名称 新市の名称は「熊谷市」とする。
鴻巣市・川里町・吹上町	3 新市の名称 新市の名称は、鴻巣市とする。
春日部市・庄和町	3 新市の名称 新市の名称は、春日部市とする。
上福岡市・大井町	3 新市の名称 新市の名称は、ふじみ野市とする。
小鹿野・両神	3 新町の名称 新町の名称は、「小鹿野町」とする。
行田市・南河原村	3 新市の名称 新市の名称は、行田市とする。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	3 新市の名称 新市の名称については、「深谷市」とする。
神川町・神泉村	3 新町の名称 新町の名称は、神川町とする。
本庄市・児玉町	3 新市の名称 新市の名称は、本庄市とする。
都幾川村・玉川村	3 新町の名称 新町の名称は、「ときがわ町」とする。

### 4 新市（町）の事務所の位置

飯能市・名栗村	4 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、現在の飯能市役所（飯能市大字双柳 1 番地の 1）とする。
秩父	4 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、現在の秩父市役所（秩父市熊木町 8 番 15 号）とし、合併前の各町村の事務所については、現在の町村役場とほぼ同等の住民サービス機能を有する支所（総合支所）とする。
熊谷市・大里町・妻沼町	4 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、熊谷市宮町 2 丁目 4 7 番地 1（現在の熊谷市役所）とし、現在の太郷町、妻沼町の庁舎は、住民生活に密着した業務を担う事務所とする。
鴻巣市・川里町・吹上町	4 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、鴻巣市中央 1 番 1 号とする。 現在の鴻巣市役所を本庁とし、現在の川里町役場及び吹上町役場を支所とする。
春日部市・庄和町	4 新市の事務所の位置 (1) 新市の事務所の位置は、春日部市中央六丁目 2 番地（現在の春日部市役所）とする。 (2) 春日部市の庁舎は、本庁機能と総合支所機能を有する施設とし、庄和町の庁舎は、総合支所機能を有する施設とする。
上福岡市・大井町	4 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、当面、現在の上福岡市役所の位置（上福岡市福岡 1 丁目 1 番 1 号）とする。ただし、現在の上福岡市及び大井町の庁舎については、同格と位置付け、それぞれ上福岡庁舎、大井庁舎と呼称する。また、上福岡庁舎に管理機能を置くとともに、分野別機能は両庁舎に配置する総合支所方式とし、住民サービスの低下を招かないようにする。なお、上福岡駅西口にある上福岡市役所出張所については、現行のとおり出張所とする。
小鹿野・両神	4 新町の事務所の位置 新庁舎は建設せず、新町の事務所の位置については、現在の小鹿野町役場（小鹿野町大字小鹿野 89 番地）の位置とする。

小鹿野・両神	両神村役場の機能については、住民サービスの低下をきたさないように配慮し、「事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目13）」において、協議会の協議により決定する。
行田市・南河原村	4 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置は、現在の行田市役所（行田市本丸2番5号）とする。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	4 新市の事務所の位置 新市の事務所の位置については、深谷市仲町11番1号（現深谷市役所）とする。
神川町・神泉村	4 新町の事務所の位置 新町の事務所は、既存の町村役場を有効活用し、本庁及び総合支所を設置する。 新町の本庁の位置は、神川町大字植竹909番地（神川町役場）とし、総合支所の位置は、神泉村大字下阿久原816番地1（神泉村役場）とする。
本庄市・児玉町	4 新市の事務所の位置 新市の事務所は、既存の市役所及び町役場を有効活用し、本庁及び総合支所を設置する。新市の事務所の位置は、本庄市本庄3丁目5番3号（現在の本庄市役所）とし、総合支所の位置は、児玉町大字八幡山368番地（現在の児玉町役場）とする。
都幾川村・玉川村	4 新市の事務所の位置 (1) 新町の事務所の位置は、比企郡玉川村大字玉川2490番地（現在の玉川村役場）とする。 (2) 現在の都幾川村役場は、新町に分庁舎とする。

## 5 財産（及び公の施設）の取扱い

飯能市・名栗村	5 財産及び公の施設の取扱い 名栗村の財産（土地、建物、債権及び債務等）及び公の施設は、すべて飯能市に引き継ぐものとする。
秩父	5 財産の取扱い 4市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
熊谷市・大里町・妻沼町	5 財産の取扱い 1市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
鴻巣市・川里町・吹上町	5 財産の取扱い 川里町及び吹上町の財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
春日部市・庄和町	7 財産の取扱い 2自治体の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。なお、特定の目的を持った基金については、新市においてその目的に沿って活用する。
上福岡市・大井町	10 財産及び公の施設の取扱い 上福岡市及び大井町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
小鹿野・両神	5 財産の取扱い 2町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
行田市・南河原村	5 財産の取扱い 南河原村の財産は、すべて行田市に引き継ぐ。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	11 財産の取扱い 1市3町の所有する財産（公有財産、物品及び債権並びに基金等）については、すべて新市に引き継ぐものとする。
神川町・神泉村	5 財産の取扱い (1) 両町村の所有する財産（土地）は、すべて新町に引き継ぐ。 (2) 両町村の所有する財産（建物）は、すべて新町に引き継ぐ。 (3) 両町村の所有する庁用車は、すべて新町に引き継ぐ。 (4) 両町村の出資による権利は、すべて新町に引き継ぐ。 (5) 両町村の基金は、すべて新町に引き継ぐ。 (6) 両町村の地方債は、すべて新町に引き継ぐ。 (7) 両町村の債務負担行為額は、すべて新町に引き継ぐ。
本庄市・児玉町	5 財産の取扱い (1) 2市町の所有する財産（土地）は、すべて新市に引き継ぐ。 (2) 2市町の所有する財産（建物）は、すべて新市に引き継ぐ。 (3) 2市町の所有する庁用車は、すべて新市に引き継ぐ。 (4) 2市町の所有する有価証券は、すべて新市に引き継ぐ。 (5) 2市町の出資による権利は、すべて新市に引き継ぐ。 (6) 2市町の基金は、すべて新市に引き継ぐ。 (7) 2市町の地方債は、すべて新市に引き継ぐ。 (8) 2市町の債務負担行為額は、すべて新市に引き継ぐ。
都幾川村・玉川村	11 財産の取扱い 2村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。



## 6 地域審議会（地域自治区・合併特例区）の取扱い

飯能市・名栗村	6 地域審議会の取扱い 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新市において設置する。 地域審議会は、合併前の名栗村の区域に設置し、設置及び運営に関して必要な事項を「地域審議会を設置することに関する協議」のとおり定める。
秩父	7 地域審議会の取扱い 地域審議会は設置しない。地域自治区については、市町村の合併の特例に関する法律の改正規定が施行された後、合併時までには検討する。
熊谷市・大里町・妻沼町	10 地域審議会の取扱い 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新市において設置する。なお、設置については、次の「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。
鴻巣市・川里町・吹上町	6 地域自治組織の取扱い 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定に基づく地域審議会、合併特例法第5条の5の規定に基づく地域自治区及び合併特例法第5条の8の規定に基づく合併特例区は、新市において設置しないものとする。
春日部市・庄和町	8 地域審議会の取扱い 合併特例法第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の春日部市及び庄和町の区域ごとに地域審議会を設置する。なお、設置に当たっては、別添「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。
小鹿野・両神	7 地域自治区の取扱い 地域自治区等は、設置しない。
行田市・南河原村	13 地域審議会等の取扱い 地域審議会等は、設置しない。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	6 地域審議会の取扱い 地域審議会については、新市において設置しないものとする。
神川町・神泉村	10 地域審議会の取扱い 合併特例法第5条の4第1項に基づいて、新町において合併前の両町村のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。同法第5条の4第2項に基づき、当該地域審議会の定数、任期、任免等組織及び運営に関する事項については、別紙のとおりとする。
本庄市・児玉町	10 地域審議会に関すること 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項に基づいて、新市において合併前の本庄市及び児玉町のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。同条第2項に基づき、当該地域審議会の定数、任期、任免等組織及び運営に関する事項については、次の「地域審議会の設置等に関する協議」のとおりとする。
都幾川村・玉川村	6 地域自治組織の取扱い (1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会、同法第5条の5に規定する地域自治区及び同法第5条の8に規定する合併特例区は、新町において設置しないものとする。 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4に規定する地域自治区の設置については、新町において検討する。 (3) 各地域の均衡ある発展及び地域住民の連帯の強化を住民と協働で推進するため、都幾川村の区域及び玉川村の区域に、非常勤の特別職として、参与を置くことができる。

## 7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

飯能市・名栗村	7 議員定数及び任期の取扱い 名栗村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、飯能市の議会の議員の残任期間、飯能市の議会の議員として引き続き在任するものとする。なお、同法第7条第3項において準用する同法第6条第5項の規定は、適用しないものとする。
秩父	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い (1) 新市の議会の議員定数については、30人とする。 (2) 議会の議員の任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1か月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
熊谷市・大里町・妻沼町	6 議員の定数及び任期の取扱い 1 地方自治法第91条の規定に基づく新市の議会議員の定数は、34人とする。 2 1市2町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年7ヶ月の間、引き続き新市の議会議員として在任する。

鴻巣市・川里町・吹上町	<p>7 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 合併後最初に行われる議会の議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。</p> <p>(2) 合併後2回目に行われる議会の議員の一般選挙における議員の定数は、28人とする。</p> <p>(3) 川里町及び吹上町の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、鴻巣市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き鴻巣市の議会の議員として在任する。</p>
春日部市・庄和町	<p>6 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 定数の取扱いについて 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定による新市の設置に伴う議会議員の定数（合併後初めて行う選挙による議員の定数）は、36人とする。</p> <p>(2) 任期の取扱いについて 春日部市及び庄和町の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成18年4月30日まで、引き続き新市の議員として在任する。</p> <p>(3) 報酬の取扱いについて 2自治体の長が別に協議して定める。</p> <p>(4) 選挙区の取扱いについて 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第6項の規定による選挙区については、新市の議会において検討する。</p>
上福岡市・大井町	<p>5 議員定数及び任期の取扱い</p> <p>1市1町の議会の議員で被選挙権を有する者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。</p>
小鹿野・両神	<p>6 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 新町の議会の議員の報酬額については、合併時に、小鹿野町の例を基本に条例で定める。</p> <p>(2) 新町の議会の議員の定数は、14人とする。</p> <p>(3) 新町の議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の特例を適用しない。</p> <p>(4) 合併後の新町の一体性の確保から、選挙区は設置しない。</p>
行田市・南河原村	<p>6 議会議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 南河原村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第7条第1項第2号の規定を適用せず、合併の日の前日をもって失職する。</p> <p>(2) 合併後最初に行われる一般選挙により選出される行田市の議会の議員の定数は、24人とする。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>7 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 地方自治法第91条の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、34人とする。</p> <p>(2) 1市3町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後1年4ヶ月の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>(3) 新市の議会の議員の在任特例適用期間中の報酬は、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>6 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する調整方針を次のとおりとする。</p> <p>(1) 新町の議会の議員の定数については、18人とする。</p> <p>(2) 議会の議員の任期については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月29日まで新町の議員として在任する。</p>
本庄市・児玉町	<p>6 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、2市町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。</p> <p>(2) 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、2市町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、30人とする。</p>
都幾川村・玉川村	<p>7 議会の議員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 新町の議会の議員の定数については、16人とする。</p> <p>(2) 議会の議員の任期については、合併の日の前日までとし、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例は適用しない。</p> <p>(3) 新町の議会の議員の報酬額については、合併時に再編する。</p>

## 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

飯能市・名栗村	<p>8 農業委員会委員定数及び任期の取扱い</p> <p>名栗村の農業委員会は、飯能市の農業委員会に統合するものとする。</p> <p>名栗村の農業委員会の選挙による委員である者のうち2名は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、飯能市の農業委員会の委員の残任期間、飯能市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。</p> <p>この場合において、2名の選出については、名栗村の農業委員会で選挙による委員である者の互選により、定めるものとする。</p>
秩父	<p>8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 新市に1つの農業委員会を設置する。</p> <p>(2) 選挙の委員の定数は、20人とする。選挙による委員の選挙は、新市の農業委員会の区域を分けて、2つの選挙区を設け、それぞれ定数は第1区(秩父市太田・尾田蒔、吉田町)11人、第2区(第1区を除く秩父市、大滝村、荒川村)9人とする。</p> <p>(3) 委員の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用する。適用を受ける選挙委員の数は46人(秩父市19人、吉田町10人、大滝村9人、荒川村8人)とし、適用期間は平成17年7月19日までとする。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>7 農業委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>1 1市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後11ヶ月の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2 新市の選挙による委員の定数は、任期の特例適用期間中は55人とし、特例適用期間終了後は30人とする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 川里町及び吹上町の農業委員会は、鴻巣市農業委員会に統合する。</p> <p>(2) 川里町及び吹上町の農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、鴻巣市農業委員会の委員の残任期間、引き続き鴻巣市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(3) 合併後最初に行われる一般選挙から、鴻巣市農業委員会の選挙による委員の定数は21人とし、選挙区制とする。</p> <p>各選挙区の区域及び定数は、次のとおりとする。</p> <p>第1区 鴻巣市 11人 第2区 川里町 6人 第3区 吹上町 4人</p>
春日部市・庄和町	<p>9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 合併時に再編し、新市に1つの農業委員会を設置する。</p> <p>(2) 農業委員会の委員定数は38人とし、うち選挙による委員定数は30人とする。</p> <p>(3) 2自治体の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成17年11月30日まで、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。</p> <p>(4) 報酬については、2自治体の長が別に協議して定める。</p>
上福岡市・大井町	<p>6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
小鹿野・両神	<p>8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 新町に1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数は20人とする。</p> <p>(2) 選挙による委員であった者については、在任特例(市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定)を適用し、新町発足の日から平成18年9月30日まで引き続き選挙による委員として在任する。</p>
行田市・南河原村	<p>7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>南河原村の農業委員会は、行田市の農業委員会に統合するものとする。南河原村の農業委員会の選挙による委員である者のうち2名は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、行田市の農業委員会の委員の残任期間、行田市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。</p> <p>この場合において、2名の選出については、南河原村の農業委員会で選挙による委員である者の互選により定めるものとする。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い</p> <p>(1) 1市3町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。また、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する委員の定数は71人とする。</p> <p>(2) 農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員の定数は、30人とする。</p>

神川町・神泉村	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 新町に1つの農業委員会を置き、両町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。選挙による委員の定数は15人とする。
本庄市・児玉町	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (1) 新市に1つの農業委員会を設置し、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者の任期は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年2月9日までとする。 (2) 選挙による委員の定数は、30人とする。選挙による委員の選挙は、新市の農業委員会の区域を分けて、旧市町を区域とする2つの選挙区を設ける。(本庄市17人、児玉町13人)
都幾川村・玉川村	8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い (1) 新町に一つの農業委員会を置く。 (2) 農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後6か月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。 (3) 在任期間の報酬額については、都幾川村の例により、合併時に統合する。 (4) 在任特例適用後の新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、13人とし、選挙区は設けないこととする。

## 9 地方税の取扱い

飯能市・名栗村	9-01 地方税の取扱い(1) 地方税(国民健康保険税を除く。)は、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、法人市民税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。 入湯税については、名栗村の例によるものとする。 9-02 地方税の取扱い(2) 国民健康保険税については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、名栗村においては、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く1年度に限り、不均一課税とし、合併時の税率とする。 納期については、飯能市の例によるものとし、合併が行われた日の属する年度は、両市村それぞれの納期とする。
秩父	9 地方税の取扱い (1) 個人市町村民税については、現行のとおりとする。 (2) 法人市町村民税 均等割の税率については、現行のとおりとする。 法人税割の税率については、合併時に統一し、標準税率の100分の12.3とする。ただし、資本等の合計額が1億円を超える法人等又は、資本等の合計額が1億円以下で国の「法人税額」が400万円を超える法人等においては、100分の14.7とする。 (3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。 (4) 軽自動車税については、「専ら雪上を走行するもの2,400円」を含む内容で合併時に統一する。 (5) 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。 (6) 入湯税の税率については、入湯客1人1日について150円とする。 (7) 鉱産税の税率については、合併時に秩父市の例により統一する。 (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。
熊谷市・大里町・妻沼町	8 地方税の取扱い 1市2町で差異のある地方税については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 法人市民税の法人税割の税率 税率は熊谷市の例による。ただし、合併する年度は現行のとおりとする。 (2) 都市計画税の税率 税率は0.3%とする。ただし、大里町の区域に限り、平成17年度及び平成18年度は現行のとおりとし、平成19年度は0.1%、平成20年度は0.2%とする。
鴻巣市・川里町・吹上町	10 地方税の取扱い 地方税の取扱いは、合併時に鴻巣市の制度に統合する。ただし、都市計画税及び市街化区域農地の課税については、次のとおりとする。 (1) 都市計画税については、合併特例法第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 川里町については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は課税をしないこととする。 吹上町の税率については、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成18

鴻巣市・川里町・吹上町	<p>年度は0.28%、平成19年度は0.26%、平成20年度は0.24%、平成21年度は0.22%、平成22年度は0.2%とする。</p> <p>(2) 川里町及び吹上町の市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、合併特例法第10条第3項の規定に基づき、合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は宅地並み課税を行わないものとする。</p>
春日部市・庄和町	<p>10 地方税の取扱い</p> <p>地方税については、次のとおり統合する。</p> <p>(1) 2自治体間で差異のない税については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 2自治体間で差異のある税については、統一する。</p> <p>ア 法人市町民税については、合併時に統一する。なお、法人税割の税率については春日部市の例により統一する。</p> <p>イ 都市計画税については、平成17年度は現行のとおりとし、庄和町については、平成18年度より課税する。なお、庄和町の税率は、平成18年度は0.1%、平成19年度は0.15%、平成20年度は0.2%とし、統一する。</p> <p>(3) 庄和町の市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、合併特例法第10条第3項の規定に基づき、合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は、宅地並み課税を行わないものとする。</p>
上福岡市・大井町	<p>7 地方税の取扱い</p> <p>上福岡市及び大井町で差異のある税率については、都市計画税率だけであるので、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>都市計画税の税率は、0.25%とする。なお、他の税目については相違がないため、現行のとおりとする。</p>
小鹿野・両神	<p>9 地方税の取扱い</p> <p>(1) 個人市町村民税については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 法人市町村民税については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 固定資産税については、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 入湯税については、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 鉱産税については、現行のとおりとする。</p> <p>(8) 不均一課税、課税免除については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
行田市・南河原村	<p>8 地方税の取扱い</p> <p>(1) 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税については、行田市の制度を適用する。</p> <p>(2) 都市計画税については、行田市の制度を適用する。ただし、南河原地域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は課税しない。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>10 地方税の取扱い</p> <p>(1) 個人市町民税の税率</p> <p>個人市町民税の所得割及び均等割の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。</p> <p>(2) 法人市町民税の税率</p> <p>均等割の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。</p> <p>法人税割の税率については、資本等が1億円超の法人等及び資本等1億円以下で国の「法人税額」が400万円超の法人等は、14.5%でそれ以外の法人等は12.3%とする。この税率は平成18年1月1日以後に終了する事業年度の法人等について適用する。</p> <p>(3) 固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税の税率については、1市3町で同一のため現行のとおりとする。</p> <p>(4) 都市計画税の税率</p> <p>税率については、0.15%とする。ただし、合併する年度は現行のとおりとし、合併する年度の翌年度及び翌々年度は、合併関係市町のうち岡部町、川本町、花園町の当該区域に限り、次による。</p> <p>合併する年度の翌年度 0.05%</p> <p>合併する年度の翌々年度 0.1%</p> <p>(5) 個人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の納期</p> <p>納期については、納税通知書発送日の調整を図ることにより、合併時に再編する。なお、個人市町民税の特別徴収については、1市3町で同一のため、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 個人市町民税、法人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の減免</p> <p>減免については、合併時に再編する。</p>

<p>神川町・神泉村</p>	<p>8 地方税の取扱い        新町の税制については、次のとおり取り扱うものとする。        (1) 個人市町村民税は、地方税法(昭和25年法律第226)の定めるところにより、標準税率とする。        (2) 固定資産税は、現行の標準税率とする。神泉村過疎対策に伴う村税の課税の特例に関する条例は新町に引き継ぐ。        (3) 特別土地保有税は、現行のとおりとする。ただし、免税点は5,000㎡とする。        (4) 入湯税は、両町村間に差異がないため現行のとおりとする。        (5) 鉱産税は、両町村間に差異がないため現行のとおりとする。        (6) 個人市町村民税の納期は、神泉村の例とし、固定資産税の納期は、神川町の例による。ただし、合併した年に係る年度についてはそれぞれの旧町村の例による。        (7) 督促手数料については、神泉村の例により徴収しない。        (8) 軽自動車税は、両町村間に差異がないため現行のとおりとする。        (9) 法人市町村民税は、両町村間に差異がないため現行のとおりとする。        (10) 市町村たばこ税は、両町村間に差異がないため現行のとおりとする。</p>
<p>本庄市・児玉町</p>	<p>8 地方税の取扱い        新市の税制については、次のとおり取り扱うものとする。        (1) 個人市民税は、地方税法の定めるところにより、標準税率とする。        (2) 固定資産税は、現行の標準税率とする。ただし、本庄市の早稲田リサーチパーク地区の課税免除に関する条例、本庄市税条例第62条の規定(国際観光ホテル整備法第3条の規定に係る不均一課税)は、新市に引き継ぐ。        (3) 都市計画税は、現行、本庄市の市街化区域のみの課税となっているため、本庄市の例による。児玉町における都市計画税は、新市の都市計画の統合に合わせて実施する。        (4) 特別土地保有税は、現行のとおりとする。        (5) 入湯税は、児玉町の例とする。        (6) 個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、本庄市の例による。        (7) 督促手数料については、本庄市の例により徴収しない。        (8) 軽自動車税は、2市町間に差異がないため現行のとおりとする。        (9) 法人市民税は、2市町間に差異がないため現行のとおりとする。        (10) 市たばこ税は、2市町間に差異がないため現行のとおりとする。</p>
<p>都幾川村・玉川村</p>	<p>10 地方税の取扱い        (1) 個人市町村民税        均等割の税率については、標準税率の3,000円とする。        所得割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        特別徴収、普通徴収の納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        (2) 法人市町村民税        均等割、法人税割の税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        減免については、合併時に再編する。        (3) 固定資産税        税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        減免については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        (4) 軽自動車税        税率については、4村で同一のため、現行のとおりとする。        納期については、合併時に統合する。        減免については、4村で同一のため、現行のとおりとする。        (5) 市町村たばこ税        税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        (6) 鉱産税        税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        課税免除については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        納期については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        (7) 特別土地保有税        徴収猶予分については、新町に引き継ぐ。        (8) 入湯税        税率については、2村で同一のため、現行のとおりとする。        課税免除については、合併時に再編する。        徴収方法については、2村で同一のため、現行のとおりとする。</p>

10 一般職職員の身分の取扱い

飯能市・名栗村	<p>11 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 名栗村の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。</p> <p>なお、原則として合併後の一般職職員の給与総額が、合併前の飯能市及び名栗村の一般職職員の給与総額の合計額を超えないよう、調整するものとする。</p>
秩父	<p>10 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 4市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として、その身分を引き継ぐ。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員の削減に努める。</p> <p>(3) 初任給基準は、国に準じる。</p> <p>(4) 職員の給料は、現在の給料月額（定期昇給がある場合は定期昇給後の額）とし、新市において調整について検討する。手当については、給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>(5) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>9 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 1市2町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図るとともに、現職員については、現行の給料を保障するものとする。</p> <p>(4) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図るものとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>9 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 川里町及び吹上町の一般職の職員は、すべて鴻巣市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 川里町及び吹上町の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、鴻巣市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。なお、給与については、現給を保障する。</p>
春日部市・庄和町	<p>11 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>(3) 職名、任用要件及び昇任・昇格については、職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、給与の適正化の観点から統一を図る。</p>
上福岡市・大井町	<p>8 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>上福岡市及び大井町の職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>(2) 職名等については、人事管理等及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時まで調整し、統一を図る。</p> <p>(3) 職員の給与等については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>
小鹿野・両神	<p>10 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 2町村の一般職の職員は、すべて新町の職員としてその身分を引き継ぐ。</p> <p>(2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>(3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。初任給については、国の基準に準じる。</p>
行田市・南河原村	<p>9 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 南河原村の職員は、すべて行田市の職員として引き継ぐ。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、行田市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。</p> <p>(3) 職員数については、合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>9 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 1市3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し再編を図るものとする。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し再編を図る。なお、現職員については現在の給料を保障する。</p>
神川町・神泉村	<p>9 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 一般職の職員は、合併特例法第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>(2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から調整し、合併時に統一を図る。</p> <p>(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。</p>
本庄市・児玉町	<p>9 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>(2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から調整し、合併時に統一を図る。</p> <p>(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。</p>
都幾川村・玉川村	<p>9 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 都幾川村及び玉川村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給料月額を保障する。</p>

## 11 一部事務組合等の取扱い

飯能市・名栗村	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 名栗村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、調整が必要な事項は新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 名栗村が加入している協議会等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、調整が必要な協議会等については、新市において加入する。</p>
秩父	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 一部事務組合については、新市として現行のとおり加入する。</p> <p>(2) 協議会、委員会については、新市として当面現行のとおり加入する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 荒川南部環境衛生一部事務組合については、合併特例法第9条の2の規定により、新市と江南町とで合併後も組合を存続する。</p> <p>(2) 大里広域市町村圏組合については、合併特例法第9条の3の規定により、新市として加入する。</p> <p>(3) 埼玉県市町村交通災害共済組合については、合併特例法第9条の2の規定により、新市として加入する。</p> <p>(4) 荒川北縁水防事務組合については、合併特例法第9条の2の規定により、新市として加入する。</p> <p>(5) 妻沼南河原環境施設組合については、合併特例法第9条の2の規定により、新市と南河原村とで合併後も組合を存続する。</p> <p>(6) 妻沼町ほか2市奈良川排水管理協議会については、合併の日の前日をもって解散し、新市において行田市と新たな協定を締結する。</p> <p>(7) 葬斎施設に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって事務の委託を廃止し、新市において事務を行うものとするが、江南町及び川本町からの事務委託については現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>(8) 熊谷地区消防組合については、合併特例法第9条の2の規定により、新市と江南町とで合併後も組合を存続する。</p> <p>(9) 埼玉県市町村消防災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金と契約する。</p>



熊谷市・大里町・妻沼町	<p>(10)彩の国さいたま人づくり広域連合については、合併特例法第9条の3の規定により、新市として加入する。</p> <p>(11)埼玉県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退する。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 鴻巣市、川里町及び吹上町が加入している一部事務組合等については、鴻巣市として引き続き加入する方向で調整する。</p> <p>(2) 鴻巣市及び川里町が加入している埼玉中部環境保全組合については、鴻巣市として引き続き加入する方向で調整する。</p> <p>(3) 川里町が加入している騎西川里学校給食センターについては、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新市（鴻巣市）が加入する方向で調整する。</p> <p>(4) 吹上町が加入している彩北広域清掃組合については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新市（鴻巣市）が加入する方向で調整する。</p> <p>(5) 川里町が加入している北埼玉地区視聴覚教育協議会については、合併の日の前日をもって脱退する方向で調整する。</p>
春日部市・庄和町	<p>15 一部事務組合等の取扱い</p> <p>一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民生活に支障をきたさないよう、現行のとおり存続する。</p> <p>(2) 2自治体以外の構成市町を含む一部事務組合等については、その構成市町の状況に応じて調整する。</p> <p>(3) 埼玉清掃組合の事業については、新市の事業とする。</p>
上福岡市・大井町	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 人間東部地区衛生組合、人間東部地区消防組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村退職手当組合及び埼玉県市町村交通災害共済組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に、当該組合に加入する。</p> <p>(2) 彩の国さいたま人づくり連合及び埼玉県西部第一広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって当該広域連合及び協議会を脱退し、新市において合併の日に、当該広域連合及び協議会に加入する。</p> <p>(3) 上福岡市土地開発公社及び大井町土地開発公社は、合併時に再編する。</p> <p>(4) 財団法人上福岡市運動公園施設管理公社は、新市に引き継ぐものとする。</p>
小鹿野・両神	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 一部事務組合については、原則として現行のとおり、新町として加入する。</p> <p>(2) 協議会、委員会については、新町として当面現行のとおり加入する。</p>
行田市・南河原村	<p>14 一部事務組合等の取扱い</p> <p>南河原村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、調整が必要な事項は、行田市に引き継ぐものとする。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>15 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 深谷市、岡部町が加入している深谷市・岡部町共同事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。また、一般職の職員は、新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 川本町、花園町が加入している寄居地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、当該組合の事務のうち川本町、花園町に係る事務は新市に引き継ぐものとする。ただし、寄居町に係る事務は、新市が地方自治法第252条の14に定める「事務の委託」により、合併の日に受託する方向で協議するものとする。また、寄居地区消防組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。</p> <p>(3) 川本町、花園町が加入している寄居地区衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、川本町、花園町の区域に係る事務は、新市において地方自治法第252条の14に定める「事務の委託」により、合併の日に寄居町に委託する方向で協議するものとする。なお、寄居地区衛生組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。</p> <p>(4) 1市3町が加入している大里広域市町村圏組合については、新市として引き続き加入する。</p> <p>(5) 深谷市が加入している埼玉県都市競艇組合については、新市として加入する。</p> <p>(6) 1市3町が加入している埼玉県市町村職員退職手当組合については、新市として引き続き加入する。</p> <p>(7) 1市3町が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合については、新市として引き続き加入する。</p> <p>(8) 岡部町、川本町、花園町が加入している埼玉県市町村交通災害共済組合については、新市として加入する。</p> <p>(9) 1市3町が加入している彩の国さいたま人づくり広域連合については、新市として引き続き加入する。</p>

神川町・神泉村	13 一部事務組合の取扱い 両町村は、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、合併の日に新町として当該団体に加入する。
本庄市・児玉町	13 一部事務組合の取扱い (1) 児玉郡市広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に新市の全区域を対象地区として、当該組合に加入する。 (2) 本庄上里学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に旧本庄市の区域を対象地区として、当該組合に加入する。
都幾川村・玉川村	15 一部事務組合等の取扱い (1) 都幾川、玉川水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新町の職員として引き継ぐものとする。 (2) 小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合、埼玉県市町村職員退職手当組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村交通災害共済組合、彩の国さいたまづくり広域連合については、2村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。

## 12 特別職の身分の取扱い

飯能市・名栗村	10 特別職の職員の身分の取扱い 名栗村の常勤の特別職の職員（村長、助役、収入役及び教育長）は、失職するものとする。
秩父	11 特別職の職員の身分の取扱い (1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要に応じて新市において新たに設置する。 (2) 特別職の職員の報酬については、秩父市の特別職の職員の報酬額を参考として、財政状況等を勘案のうえ調整する。なお、新市の報酬審議会等で改めて報酬等の金額を協議する。 (3) 議会議員の報酬等については、別途調整を図る。 (4) 新市の職務執行者は、4市町村の長が別に協議して定める。
熊谷市・大里町・妻沼町	11 特別職の身分の取扱い (1) 市長のほか常勤の特別職等として、助役、収入役及び教育長を置くこととし、企業管理者の設置については、新市長の方針に基づく対応とする。 任期は、各法令の定めるところによる。 給料は、新市で設置する第三者機関からの答申に基づき決定する。新給料が決定するまでの期間は、現行の熊谷市の給料額を参考として調整する。なお、市長職務執行者の給料は、1市2町の長が別に協議して定める。 (2) 行政委員会（農業委員会を除く。）の委員数及び任期は、各法令の定めるところによる。 (3) 執行機関の附属機関として設けられる審議会・委員会等については、次のとおりとする。 新市における審議会・委員会等の存続、統廃合及び新設の必要性については、それぞれの分科会の協議結果に基づく調整とする。 委員数及び任期は、各市町の現行制度をもとに調整する。 (4) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のある職は、現行の任期をもとに調整し、新市において新たに設置する。 (5) 非常勤の特別職の報酬及び会議等に出席した場合の費用弁償は、現行の熊谷市の額を参考として調整する。 (6) 新市の市長職務執行者並びに市長職務執行者が選任する教育委員5人及び固定資産評価審査委員3人については、1市2町の長が別に協議して定める。
鴻巣市・川里町・吹上町	11 特別職の身分の取扱い 川里町及び吹上町の特別職の身分の取扱いについては、1市2町の長が別に協議して定める。
春日部市・庄和町	12 特別職の職員の身分の取扱い 特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 市長のほか、常勤の特別職の設置及び任期については、各法令の定めるところによる。なお、給与は、2自治体の長が別に協議して定める。 (2) 行政委員会の委員等の非常勤特別職の設置及び任期については、各法令の定めるところによる。なお、報酬は、2自治体の長が別に協議して定める。 (3) 審議会・委員会等、条例の定めるところにより設置する附属機関については、統合するものとする。なお、委員等の報酬は、2自治体の長が別に協議して定める。
上福岡市・大井町	11 特別職の職員の身分の取扱い (1) 新市の市長については、法の定めるところにより、合併から50日以内に選挙を行う。その間は職務執行者を置く。 (2) 特別職（常勤）及び行政委員会委員等については、すべて失職し、新市の長が新たに選任する。ただし、選挙管理委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会については、市長職

上福岡市・大井町	<p>務執行者が暫定委員会を設置するものとする。</p> <p>(3) その他、法令等に定めのない、給与や報酬、定数等については、1市1町の長が別に協議して定める。</p>
小鹿野・両神	<p>11 特別職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要に応じて新町において新たに設置する。</p> <p>(2) 特別職の職員の報酬については、小鹿野町の特別職の職員の報酬額を参考とし、財政状況等を勘案のうえ調整する。なお、調整した報酬等の金額は、新町の報酬審議会で改めて協議する。</p> <p>(3) 新町の職務執行者は、2町村の長が別に協議して定める。</p>
行田市・南河原村	<p>10 特別職の職員の身分の取扱い</p> <p>南河原村の常勤の特別職の職員（村長、助役、収入役）及び教育長並びに非常勤の特別職の職員については、合併の前日をもって失職する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>12 特別職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。 人数及び任期は法令の定めるところによる。 給与は現行給与額をもとに合併時に再編する。</p> <p>(2) 行政委員会（農業委員会を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに合併時に再編する。</p> <p>(3) 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。 1市3町のいずれかに設置されているものは、合併時に再編する。 人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。</p> <p>(4) その他の非常勤の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p> <p>(5) 新市の市長の職務執行者については、1市3町の長が別に協議して定める。</p>
神川町・神泉村	<p>12 特別職の身分の取扱い</p> <p>(1) 町長ほか常勤の特別職等として、助役、収入役及び教育長を置く。 人数及び任期は法令の定めるところによる。 給料は、新町で設置する特別職報酬等審議会からの意見を参考に定める。ただし、新給料が決定するまでの期間は、現行の神川町の給料額とする。</p> <p>(2) 行政委員会の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。</p> <p>(3) 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。 現に神川町・神泉村のすべて又はいずれかに設置されている審議会、委員会等の附属機関については、合併時に再編する。 委員数及び任期は、両町村の現行制度を例に調整する。</p> <p>(4) その他条例等で定める非常勤の特別職については、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>(5) 非常勤の特別職の報酬については、次のとおりとする。 行政委員会の委員、審議会・委員会等の附属機関の委員その他条例等で定める非常勤の特別職の報酬は、新町で設置する特別職報酬等審議会からの意見を参考に定める。ただし、新報酬が決定するまでの期間は、原則として神川町の報酬額とする。 議会の議員及び農業委員会の委員の報酬は、合併時までに調整する。</p> <p>(6) 新町の町長職務執行者については、両町村の長が別に協議して定める。</p>
本庄市・児玉町	<p>12 特別職の身分の取扱い</p> <p>(1) 市長ほか常勤の特別職等として、助役、収入役及び教育長を置く。 人数及び任期は法令の定めるところによる。 給料は、新市で設置する特別職報酬等審議会からの意見を参考に定める。ただし新給料が決定するまでの期間は、現行の本庄市の給料額とする。</p> <p>(2) 行政委員会の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。</p> <p>(3) 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。 現に本庄市・児玉町（以下「1市1町」という。）のすべて又はいずれかに設置されている審議会、委員会等の附属機関については、合併時に再編する。 委員数及び任期は、1市1町の現行制度を例に調整する。</p> <p>(4) その他条例等で定める非常勤の特別職については、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>(5) 非常勤の特別職の報酬については、次のとおりとする。 行政委員会の委員、審議会・委員会等の附属機関の委員及びその他条例等で定める非常勤の特別職の報酬は、新市で設置する特別職報酬等審議会からの意見を参考に定める。ただし、新報酬が決定するまでの期間は、原則として本庄市の報酬額とする。なお本庄市に未設置の非常勤の特別職の報酬は、現行の児玉町の報酬額とする。 議会の議員及び農業委員会の委員の報酬は、新市で設置する特別職報酬等審議会からの意見を参考に定める。新報酬が決定するまでの期間は、現行の本庄市の報酬額とする。ただし、農業委員会の委員は、合併後初めて行われる一般選挙による委員が決定するまでの</p>

	<p>期間は、合併前の市町の報酬額とする。</p> <p>(6) 新市の市長職務執行者については、1市1町の長が別に協議して定める。</p>
都幾川村・玉川村	<p>12 特別職の職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。なお、収入役の設置については、新町において検討する。</p> <p>人数及び任期については、各法令の定めるところによる。</p> <p>報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。</p> <p>(2) 行政委員（農業委員会委員を除く。）の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。</p> <p>(3) 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。</p> <p>両村に設置されているものについては、合併時に再編する。</p> <p>2村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、合併時に統合する。</p> <p>人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。</p> <p>(4) その他の非常勤の特別職で、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。</p> <p>(5) 新町の町長の職務執行者については、2村の長が別に協議して定める。</p>

### 13 条例、規則等の取扱い

飯能市・名栗村	<p>12 条例、規則等の取扱い</p> <p>飯能市の条例、規則等を適用する。ただし、名栗村にのみ定めのある条例、規則等のうち飯能市に引き継ぐものについては、現行の例によるものとし、行財政制度の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>
秩父	<p>12 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等は、新市の事務事業に支障をきたさぬよう、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき整備する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>12 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>12 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等は、鴻巣市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p>
春日部市・庄和町	<p>13 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例、規則等は、合併時に統一する。なお、特色のある条例については、新市の実情を踏まえたものとする。</p> <p>(2) 条例の制定に当たっては、基本的に合併と同時に専決処分により即時制定し、施行する。</p> <p>(3) 規則等の制定に当たっては、基本的に合併当日、市長職務執行者の決裁により制定し、施行する。</p> <p>(4) 一定の地域に従来の条例、規則等を暫定的に施行させる場合には、一定の期間施行させる。</p>
上福岡市・大井町	<p>12 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則については、各協定項目の調整方針に基づき統一し、新市における事務事業に支障を来さないよう、整備するものとする。</p>
小鹿野・両神	<p>12 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等は、新市の事務事業に支障をきたさぬよう、協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき整備する。</p>
行田市・南河原村	<p>11 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等は、行田市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、例規を改正又は新たに制定する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>13 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう再編する。</p>
神川町・神泉村	<p>14 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障をきたさないよう、整備する。</p>
本庄市・児玉町	<p>14 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>

都幾川村・玉川村	<p>13 条例、規則等の取扱い</p> <p>条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>(1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの</p> <p>(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの</p> <p>(3) 合併後逐次制定し、施行させるもの</p>
----------	---

#### 14 事務組織及び機構の取扱い

飯能市・名栗村	<p>13 組織及び機構の取扱い</p> <p>名栗村役場は、地方自治法上の出張所とする。出張所の組織については、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、見直しを図るものとする。</p> <p>両市村に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</p>
秩父	<p>13 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>(1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>(2) 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>(3) 新市では、長の権限に属する事務を分掌するため、必要な部を設置する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>13 組織及び機構の取扱い</p> <p>新市の組織及び機構は、次の整備方針に基づき合併時に再編する。</p> <p>(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>(2) 地域の均衡ある発展に寄与する組織・機構</p> <p>(3) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(4) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(5) 多様な行政需要に的確かつ弾力的に対応できる組織・機構</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>13 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>(1) 新市の組織及び機構は、支所の設置と併せて、住民サービスが低下しないように十分配慮し、以下の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、1市2町の長が協議し、新市の誕生までに決定する。</p> <p>《新市における組織・機構の整備方針》</p> <p>市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>簡素で効率的な組織・機構</p> <p>新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(2) 新市の附属機関は、公正な住民サービスの提供を図るため、設置の必要性、組織等について、1市2町の長が協議し、決定する。</p>
春日部市・庄和町	<p>14 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>新市の組織・機構の取扱いについては、総合支所機能を有する本庁と1つの総合支所を骨格として整備するものとする。なお、部・課の名称等については、2自治体の長による協議により新市誕生までに決定する。</p>
上福岡市・大井町	<p>13 組織及び機構の取扱い</p> <p>新市における組織・機構については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮することを前提に、次の方針に基づき合併時までに整備するものとする。</p> <p>(1) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>(2) 住民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(3) 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構</p> <p>(4) 責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(6) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(7) 行政課題に即応できる組織・機構</p> <p>(8) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>(9) 緊急時に即応できる組織・機構</p>
小鹿野・両神	<p>13 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>(1) 現在の小鹿野町庁舎及び両神村庁舎を、効率的に活用した組織及び機構とする。</p> <p>(2) 新町の組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>(3) 新町の事務組織及び機構は、「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p>
行田市・南河原村	<p>12 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>南河原村役場は、支所とする。また、新市の組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮し、「組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p>

行田市・南河原村	<p>【組織・機構の整備方針】</p> <p>(1) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>(2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構</p> <p>(3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(4) 責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5) 簡素で効率的な組織・機構</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>14 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>(1) 新市の事務組織及び機構は部制とし、次の整備方針に基づき合併時に再編する。</p> <p>市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>市民の声を適正に反映できる組織・機構</p> <p>権限と責任を明確にした組織・機構</p> <p>簡素で効率的な組織・機構</p> <p>業務量に応じた適正な職員配置に配慮した組織・機構</p> <p>(2) 1市3町の現庁舎は、市民サービスの低下や混乱を防ぐため、合併時は、深谷市の庁舎を本庁舎に、各町の庁舎を総合支所に再編する。</p>
神川町・神泉村	<p>11 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>新町の事務組織及び機構は、住民サービスが低下しないよう十分配慮し、次の「新町における組織機構の整備方針」に基づき合併時に再編する。</p> <p>(1) 町民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>(2) 町民の声を適正に反映できる組織・機構</p> <p>(3) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(5) 行政課題に迅速に対応できる組織・機構</p>
本庄市・児玉町	<p>11 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>新市の事務組織及び機構は、住民サービスが低下しないよう十分配慮し、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき合併時に再編する。</p> <p>(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>(2) 市民の声を適正に反映できる組織・機構</p> <p>(3) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(5) 行政課題に迅速に対応できる組織・機構</p>
都幾川村・玉川村	<p>14 事務組織及び機構の取扱い</p> <p>(1) 新町の事務組織及び機構については、合併時までには再編する。</p> <p>(2) 事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。</p>

## 15 使用料、手数料等の取扱い

飯能市・名栗村	<p>16 使用料、手数料等の取扱い</p> <p>(1) 手数料（分担金、負担金を含む）については、飯能市の制度に統一する。</p> <p>(2) 使用料については、次のとおりとする。</p> <p>水道使用料については、当分の間両市村それぞれ現行どおりとする。</p> <p>その他の使用料については、飯能市の制度に調整するものとし、名栗村のみ定めのあるものについては、新市において調整するものとする。</p>
秩父	<p>18 使用料、手数料等の取扱い</p> <p>(1) 4市町村で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 4市町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について調整する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>15 使用料、手数料等の取扱い</p> <p>(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一を図る。</p> <p>(2) 占用料については、原則として合併時に再編する。</p> <p>(3) 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一する。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>15 使用料、手数料等の取扱い</p> <p>(1) 行政財産の使用料及び文化センター使用料については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) 次に掲げる使用料等については、合併時に再編する。</p> <p>道路占用料</p> <p>水路占用料</p>

<p>鴻巣市・川里町・吹上町</p>	<p>公共物の使用に係る使用料等 都市公園に設ける公園施設の設置の許可による土地の使用料 都市公園の占用許可による占用料 都市公園における行為の許可による使用料 高齢者福祉施設使用料 (3) 次に掲げる使用料については、合併後3年を目途に再編する。 勤労青少年ホーム使用料 農村環境改善センター使用料 公民館使用料 小・中学校体育施設等使用料 公園施設及び体育施設の使用料 (4) 手数料条例で定める手数料については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。ただし、住民記録簿の閲覧は1冊3,000円とし、印鑑登録証の紛失(災害に伴う紛失を除く。)に伴う印鑑登録証の交付は100円とする。 (5) 建築確認申請等手数料については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p>
<p>春日部市・庄和町</p>	<p>16 使用料、手数料等の取扱い 使用料、手数料等の取扱いについては、平成18年4月を目標に統一する。</p>
<p>上福岡市・大井町</p>	<p>15の1 使用料、手数料の取扱い (1) 税務関係各種証明、住民票の写しの交付、印鑑証明、戸籍の謄・抄本の交付等に係る事務手数料は、1市1町で違いがないので、現行のとおりとする。 (2) 社会教育・社会体育施設の使用料については、当面現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。ただし、減免等の制度に差異があるものは、合併時に統一する。 (3) 文化・コミュニティ施設及び福祉施設の使用料は、当面現行のとおりとし、新市において類似する施設の料金や減免基準等について、随時調整を図る。 (4) 道路占用料は、上福岡市の例によるものとする。</p>
<p>小鹿野・両神</p>	<p>18 使用料、手数料等の取扱い (1) 使用料については、次のとおりとする。 イ 新町の住民が同一水準のサービスを受ける使用料については、原則として同一の料金体系となるよう調整する。 ロ 2町村独自の施設使用料については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐ。 (2) 手数料については、住民負担の公平性を確保するため、原則として合併時に統一する。</p>
<p>行田市・南河原村</p>	<p>15 使用料、手数料等の取扱い 両市村で差異のある使用料、手数料等については、原則として行田市の例により調整するものとする。</p>
<p>深谷市・岡部町・川本町・花園町</p>	<p>16 使用料、手数料等の取扱い (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設規模自体が違うことから、単に統一を図ることは困難であるが、合併時に可能な限り再編に努める。 (2) 占用料については、原則として深谷市の例による。ただし、金額の差が顕著で深谷市の例によることが適当でないものについては、合併時に可能な限り再編に努める。 (3) 手数料については、1市3町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に再編する。</p>
<p>神川町・神泉村</p>	<p>15 使用料、手数料等の取扱い 使用料については、各施設の規模、内容等に差異があるため現行のとおりとする。ただし、使用料の設定、改定の経緯や受益者負担の原則の趣旨を考慮のうえ合併後に適正な使用料を検討する。 手数料については、現行のとおりとする。ただし、差異の生じている手数料については、現行の手数料を基本とし県の手数料条例等を参考に適正な負担額を検討し、合併時に統一する。</p>
<p>本庄市・児玉町</p>	<p>15 使用料、手数料等の取扱い (1) 使用料については、各施設の規模、内容等に差異があるため当分の間、現行のとおりとする。ただし、使用料の設定、改定の経緯や受益者負担の原則の趣旨を考慮のうえ適正な使用料を検討する。 (2) 手数料については、現行のとおりとする。ただし、差異の生じている手数料については、現行の手数料を基本とし県の手数料条例等を参考に適正な負担額を検討し、合併時に統一する。</p>
<p>都幾川村・玉川村</p>	<p>16 使用料、手数料等の取扱い (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。 (2) 占用料については、原則として合併時に再編する。 (3) 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。</p>

16 公共的団体等の取扱い

飯能市・名栗村	<p>17 公共的団体等の取扱い</p> <p>(1) 両市村で共通の目的を持った公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかけるものとする。なお、国、地方公共団体等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。</p>
秩父	<p>15 公共的団体等の取扱い</p> <p>(1) 主に補助金、委託金の依存度が高く目的が同一の団体は、財政負担の軽減を図るため統合を促していく。4市町村の施設管理受託団体（秩父市社会福祉事業団・（財）秩父市地域振興公社・（株）龍勢のまち よしだ・（株）源流郷 おおたき等）は、受託施設の運営状況等の特殊性があるため、当面は現状のとおりとする。</p> <p>(2) 設立目的を達成したもの（秩父市土地開発公社）は廃止する。</p> <p>(3) 自主性を尊重すべき団体は、目的が同一であっても、団体の意思を尊重する。今後、各団体での合併に向けた話し合いを促していく。なお、国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議する。</p> <p>25-9 社会福祉協議会等</p> <p>(1) 社会福祉協議会については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により、合併時を目標に、新たな社会福祉協議会を設立する。なお、現行の補助・委託事業については、地域住民のニーズを踏まえ調整する。</p> <p>(2) 社団法人秩父市シルバー人材センター及び3町村の高齢者事業団等については、効率性、責任の明確性等を考慮し、合併時を目標に、3町村の高齢者事業団等は解散し、社団法人秩父市シルバー人材センターに統合する。なお、運営費にかかる補助金については、組織の合理化を前提に継続する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>16 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 1市2町で共通している団体は、できる限り合併時に統合又は再編できるよう調整するものとする。</p> <p>(2) 1市2町で共通している団体で、合併時に統合又は再編が困難な場合は、合併後速やかに、統合又は再編できるよう調整するものとする。</p> <p>(3) 1市2町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>16 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 1市2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 1市2町独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
春日部市・庄和町	<p>17 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合を図るよう促す。</p> <p>(2) 土地開発公社については、庄和町土地開発公社の所有する財産を春日部市土地開発公社に譲渡し、庄和町土地開発公社は合併の日の前日までに解散する。春日部市土地開発公社については、新市土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>(3) シルバー人材センター、社会福祉協議会及び福祉公社については、合併後速やかに統合する。</p>
上福岡市・大井町	<p>16 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら次の方針で統合整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 1市1町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。</p> <p>(2) 1市1町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、当面現行のとおりとし、10年を目処に統合するよう調整に努める。</p> <p>(3) 1市1町独自の団体は、現行のとおりとする。</p>
小鹿野・両神	<p>15 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を考慮しながら調整に努める。</p> <p>(1) 主に補助金、委託金の依存度が高く目的が同一の団体は、財政負担の軽減を図るため統合を目指す。</p> <p>(2) 関係法令、国県の指導に基づき設置された団体については、関係法令、関係機関の助言・指導をもとに、そのあり方を協議する。</p>



小鹿野・両神	<p>(3) 2町村が行う事業の推進を設立目的にした団体で、設立目的を達成した団体は廃止する。</p> <p>(4) (財)両神村振興公社は、受託施設の運営状況等の特殊性があるため、当面は現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(5) 小鹿野町土地開発公社は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>25-9 社会福祉協議会等</p> <p>(1) 社会福祉協議会については、合併時を目標に再編する。再編の方法は、小鹿野町社会福祉協議会を存続し、両神村社会福祉協議会を解散し編入する方法による。</p> <p>(2) 高齢者事業団については、合併時を目標に再編する。再編の方法は、小鹿野町高齢者事業団を存続し、両神村生きがい事業団を解散し編入する方法による。</p>
行田市・南河原村	<p>16 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 行田市及び南河原村に共通している団体は、合併時に統合するように調整に努める。</p> <p>(2) 行田市及び南河原村に共通している団体で統合が困難な場合は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 行田市及び南河原村の独自の団体は、現行のとおりとする。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>17 公共的団体等の取扱い</p> <p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、できる限り、合併時に統合又は再編できるように調整に努めるものとする。</p>
神川町・神泉村	<p>17 公共的団体の取扱い</p> <p>公共的団体については、新町の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら統合に努める。</p>
本庄市・児玉町	<p>17 公共的団体の取扱い</p> <p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら統合に努める。</p>
都幾川村・玉川村	<p>17 公共的団体等の取扱い</p> <p>共通の目的を持ち、2村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の事情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。</p>

## 17 補助金、交付金等の取扱い

飯能市・名栗村	<p>17 公共的団体等の取扱い</p> <p>(2) 両市村の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、同一あるいは同種の補助金については、関係団体等の理解と協力を得て統合するよう調整するものとする。なお、両市村独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整し、他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>
秩父	<p>19 補助金・交付金等の取扱い</p> <p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、次の区分のもとにその在り方について検討を行う。</p> <p>(1) 団体に係るもの</p> <p>4市町村で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>他の補助金に整理統合できるものについては、統合、廃止の方向で調整する。</p> <p>(2) 事業に係るもの</p> <p>4市町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金・交付金等については、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>他の補助金・交付金等に整理統合できるものについては、統合、廃止の方向で調整する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>17 補助金・交付金等の取扱い</p> <p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により新市において調整する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、関係団体の理解と協力を得ながら、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 同一あるいは同種の事業に対する補助金等については、制度の統一化に向けて調整する。</p> <p>(3) 各市町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(4) 他の補助金に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

鴻巣市・川里町・吹上町	<p>17 補助金・交付金等の取扱い  補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的及び効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市における必要性・有効性・公平性の観点に立ち、そのあり方について、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 団体にかかわるもの  1市2町で同一又は同種の団体に対する補助金、交付金等の制度については、関係団体の理解と協力を得て、合併時に統合する。  1市2町で独自の団体に対する補助金、交付金等の制度については、当該制度の経緯や従来からの実績を踏まえて、新市において調整する。</p> <p>(2) 事業にかかわるもの  1市2町で同一又は同種の事業に対する補助金、交付金等の制度については、合併時に統合する。  1市2町で独自に実施している補助金、交付金等の制度については、事業の実績を踏まえ、新市において市全体の均衡を保つよう調整する。</p>
春日部市・庄和町	<p>18 補助金・交付金等の取扱い  補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来からの経緯、実績等に配慮し、新市において見直しを行い、次の区分に応じて調整する。</p> <p>(1) 2自治体で同一又は同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 2自治体でそれぞれ独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p>
上福岡市・大井町	<p>17 補助金・交付金等の取扱い  補助金、交付金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しながら、これまでの経緯、実情等に配慮し、次により調整するものとする。</p> <p>(1) 1市1町で同一又は同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討する。</p> <p>(2) 1市1町それぞれ独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市に移行後、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等については、新市に移行後、統合するよう調整する。</p>
小鹿野・両神	<p>19 補助金・交付金等の取扱い  補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮した上で見直しを図るとともに、新町の予算の範囲内において次のとおり調整する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理、統合できる補助金については、統合、廃止の方向で調整する。</p>
行田市・南河原村	<p>17 補助金・交付金等の取扱い  (1) 行田市及び南河原村に共通している団体に対する補助金、交付金等については、行田市に統合するよう調整する。</p> <p>(2) 行田市又は南河原村の独自の団体に対する補助金、交付金等については、実情を考慮し、調整する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>18 補助金・交付金等の取扱い  補助金、交付金等（以下「補助金等」という。）については、1市3町における従来からの経緯、実情等に配慮するとともに、その目的、効果を総合的に勘案し、合併後速やかに再編する。再編に向けた調整は、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 1市3町で同一あるいは同種の補助金等は、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 1市3町独自の補助金等は、従来からの経緯、実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金等は、統合又は廃止の方向で調整する。</p>
神川町・神泉村	<p>18 補助金・交付金等の取扱い  補助金、交付金等の取扱いについては、これまでの経緯、実情等に配慮し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から速やかに見直し、その制度化を図る。</p>
本庄市・児玉町	<p>18 補助金・交付金等の取扱い  関係団体等への補助金、交付金等の取扱いについては、本庄市の補助金等の適正化に関する基本方針により速やかに見直しするものとする。</p>
都幾川村・玉川村	<p>18 補助金・交付金等の取扱い  補助金、交付金等については、2村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により調整する。</p>

都幾川村・玉川村	<p>(1) 2村で同一あるいは、同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統合の方向で調整する。</p> <p>(2) 2村独自の補助金等については、従来の経緯、実績を尊重し、新町全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当課により統合又は廃止の方向で調整する。</p>
----------	---

## 18 字の区域及び名称の取扱い

飯能市・名栗村	<p>15 字の区域及び名称の取扱い</p> <p>町・字の区域については、従前のとおりとする。</p> <p>町・字の名称については、名栗村においては、入間郡名栗村を飯能市に置き換えるものとする。</p>
秩父	<p>16 町、字の区域及び名称の取扱い</p> <p>4市町村の区域内の町、字の区域は、現行のとおりとし、大字の字句を削除した名称に変更する。ただし、吉田町の久長は「吉田久長」、阿熊は「吉田阿熊」、石間は「吉田石間」、太田部は「吉田太田部」とし、荒川村の久那は「荒川久那」、上田野は「荒川上田野」、日野は「荒川日野」、小野原は「荒川小野原」、白久は「荒川白久」、贅川は「荒川贅川」とする。</p> <p>なお、住居表示が実施されている地区については、現行のとおりとする。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>18 町名、字名の取扱い</p> <p>1市2町の町・字の区域及び名称は、基本的に現行のとおりとし、大字名については、大字を削除した名称に変更する。なお、同一又は類似の字名については、原則として従前の大字の前に旧市町の名称をつける。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>18 町名、字名の取扱い</p> <p>(1) 1市2町の町・字の区域及び名称は、基本的に現行のとおりとする。ただし、吹上町の「本町」については「吹上本町」に、「富士見」については「吹上富士見」に変更する。</p> <p>(2) 鴻巣市及び吹上町の大字名については、「大字」を削除した名称に変更する。</p>
春日部市・庄和町	<p>5 町名・字名の取扱い</p> <p>町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町名・字名については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名・字名については、地域住民の意向を尊重し、決定するものとする。</p> <p>(2) 大字については、削除する。</p>
上福岡市・大井町	<p>19 町名、字名の取扱い</p> <p>上福岡市及び大井町の町字名は、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の町字名は、1市1町の長が協議して定める。また、住所の名称から「大字」を除く。</p>
小鹿野・両神	<p>16 町、字の区域及び名称の取扱い</p> <p>2町村の区域内の字の区域は、現行のとおりとし、名称については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小鹿野町の区域については、「大字」の字句を削除した名称とする。</p> <p>(2) 両神村の区域については、新町名の次に「両神」の字句を付し、「大字」の字句を削除した名称とする。</p>
行田市・南河原村	<p>18 町名、字名の取扱い</p> <p>町・字の名称については、北埼玉郡南河原村を行田市に置き換えるものとする。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>19 町名、字名の取扱い</p> <p>(1) 住居表示については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 町又は字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。大字名については、大字の字句を削除した名称とする。ただし、川本町の「明戸」については、「川本明戸」とする。</p>
神川町・神泉村	<p>19 字名の取扱い</p> <p>字名は現行のとおりとする。</p>
本庄市・児玉町	<p>19 町名、字名の取扱い</p> <p>(1) 町名は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 字名は、合併時に大字の字句を除いた名称とし、合併前の児玉町の全ての字名の前に「児玉町」を冠する。</p>
都幾川村・玉川村	<p>19 字名の取扱い</p> <p>字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。</p>

## 19 慣行の取扱い

飯能市・名栗村	18 慣行の取扱い 市章、市民憲章、市の花・木・鳥については、飯能市の制度に統一するものとする。 名誉市民条例については、名栗村名誉村民条例の例により、新市において検討するものとする。
秩父	17 慣行の取扱い (1) 市章、市民憲章、市の花・木・鳥については、新市において定める。 (2) 各種宣言については、現行の宣言を尊重し、新市において定める。 (3) 表彰制度については、新市において新たな制度を創設する。 なお、既に受章された名誉市町村民の待遇については、新制度に引き継ぐ。
熊谷市・大里町・妻沼町	19 慣行の取扱い (1) 市章、市歌、市民憲章及び市の花・木・鳥については、新市において定める。 (2) 表彰制度については、新市において再編する。ただし、現在の名誉市民、名誉町民は、新市に引き継ぐものとする。 (3) 各種宣言、都市間交流については、新市において検討する。
鴻巣市・川里町・吹上町	19 慣行の取扱い (1) 市民憲章及び都市宣言については、新市において調整する。 (2) 市章は、鴻巣市の市章を用いるものとする。 (3) 市の花、市の木は、鴻巣市の「市の花」、「市の木」を用いるものとする。ただし、川里町及び吹上町の「町の花」、「町の木」については、それぞれの地区の推奨の花、木として承継していく。 (4) 名誉市民制度及び表彰制度は、鴻巣市の制度に統合するものとする。
春日部市・庄和町	19 慣行の取扱い 慣行の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 市章、市民憲章、市の花、市の木、市歌、市のマーク及び表彰制度については、新市において新たに定める。 (2) 都市宣言、友好都市については、原則として現行のとおり存続するが、新市においてこれまでの経緯、提携先及び関係団体の意向を踏まえ調整する。 (3) まつり及び各種イベントについては、原則として現行のとおり存続するが、新市において関係団体の意向を踏まえ調整する。
上福岡市・大井町	20 慣行の取扱い 市町章、憲章、花木鳥などの慣行については、新市において検討するものとする。ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。
小鹿野・両神	17 慣行の取扱い (1) 町章、町民憲章、町の花・木・鳥については、新町において定める。 (2) 各種宣言については、現行の宣言を尊重し、新町において定める。 (3) 表彰制度については、新町において新たな制度を創設する。 なお、既に受章された名誉町村民の待遇については、新制度に引き継ぐ。
行田市・南河原村	19 慣行の取扱い (1) 市の紋章、花・木、歌、シンボルマーク等、市民憲章については、行田市の制度を適用する。 (2) 名誉市民、表彰については、行田市の制度を適用する。 (3) 都市宣言については、行田市の宣言を適用する。ただし、環境衛生都市宣言については、合併時に廃止する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	20 慣行の取扱い (1) 市章については、合併後1年を目途に再編する。 (2) 市の花・木等については、合併後再編する。 (3) 市民憲章については、合併後再編する。 (4) 宣言については、合併後再編する。 (5) 市表彰等については、合併後1年を目途に再編する。 (6) 名誉市民表彰については、合併後1年を目途に再編する。既に称号を贈られている名誉市町民は、新市に引き継ぐ。 (7) 市長の主催する儀式(行事)については、合併後1年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。
神川町・神泉村	16 慣行の取扱い (1) 町章、町民憲章及び町の花・木・鳥は、新町において新たに定める。 (2) 表彰制度、宣言については、新町において調整する。 (3) 名誉町民表彰については、新町において新たな制度を創設する。 (4) 町歌については、新町において検討する。

本庄市・児玉町	16 慣行の取扱い (1) 市章、市民憲章、市の花木鳥は、新市において新たに定める。 (2) 表彰制度、宣言については、新市において調整する。 (3) 名誉市民表彰については、新市発足後において新たな制度を創設する。 (4) 市民歌については、新市において検討する。
都幾川村・玉川村	20 慣行の取扱い (1) 村章、村の花等、村民憲章、宣言、村表彰等については、新町において再編する。 (2) 名誉村民制度については、新町において再編する。 (3) 村長の主催する儀式(行事)については、新町において再編する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

飯能市・名栗村	19-06 国民健康保険事業の取扱い 国民健康保険事業については、飯能市の制度に統一するものとし、名栗村の診療所は、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
秩父	20 国民健康保険事業の取扱い (1) 国民健康保険税の税率・限度額は、合併後5年以内を目途に新市の税率に調整する。なお、納税者の急激な負担増加にならないように賦課方式の変更も含め調整する。 (2) 出産育児一時金及び葬祭費については、合併時に秩父市の例により統一する。 (3) 人間ドック助成及び特定年齢人間ドックについては、合併時に秩父市の例により統一する。
熊谷市・大里町・妻沼町	20 国民健康保険事業の取扱い (1) 国民健康保険税 税率については、合併後3年度を目途に再編する。それまでの間は現行のとおりとする。 最高限度額については、合併後3年度を目途に税率と合わせて統合する。それまでの間は現行のとおりとする。 納期については、現行のまま新市に引き継ぐ。 軽減措置については、現行のまま新市に引き継ぐ。減免措置については、合併時に再編する。 (2) 短期被保険者証及び資格証明書の交付については、合併時に再編する。 (3) 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。 (4) 国民健康保険基金 基金については、すべて新市に引き継ぐ。 高額療養費及び出産費資金の貸付については、合併時に大里町の例により統合する。 (5) 国民健康保険優良世帯表彰については、合併時に再編する。 (6) 出産育児一時金、葬祭費については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (7) 保健事業 人間ドック、脳ドック助成については、対象者を満30歳以上で国民健康保険税の完納者とし、助成額は30,000円とする。 保養施設補助については、対象者を国民健康保険被保険者とし、助成額は1会計年度中2回を限度に大人3,000円、小人2,000円とする。
鴻巣市・川里町・吹上町	20 国民健康保険事業の取扱い (1) 出産育児一時金及び葬祭費給付事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (2) 脳ドック検査料助成事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (3) 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。 (4) 人間ドック検査料助成事業、保養施設利用者助成事業及び国民健康保険税の納期、税率等については、平成18年4月1日に再編する。
春日部市・庄和町	20 国民健康保険事業の取扱い 国民健康保険事業の取扱いについては、サービスの向上に努め、平成18年4月を目標に再編する。なお、国民健康保険税の課税については、地域間で格差が生じないよう平成18年度より新市全域で均一の課税を行う。
上福岡市・大井町	21 国民健康保険事業の取扱い (1) 賦課方式、税率、限度額については、新市において統一を図る。ただし、それまでの間は、現行のとおりとする。 (2) 納期については、合併時まで調整する。 (3) 高額療養費資金貸付については、上福岡市の例により調整する。 (4) 人間ドック補助、保養施設利用補助については、大井町の例により調整する。 (5) 運営協議会については、新市において新たに設置する。

小鹿野・両神	<p>20 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>(1) 国民健康保険税の税率については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から新町の税率に調整する。</p> <p>(2) 給付内容については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 高額療養費貸付については、合併時に両神村の例により統一する。</p> <p>(4) 人間ドック助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、翌年度から小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(5) 国民健康保険運営協議会については、合併時に小鹿野町の例により新たな協議会を設置する。</p>
行田市・南河原村	<p>20 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>(1) 国民健康保険税の税率、納期については、行田市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、それぞれの市村の制度を適用する。</p> <p>(2) 短期被保険者証及び資格証明書書の交付については、合併時の行田市の方式に統合する。</p> <p>(3) 福祉医療助成（乳幼児、ひとり親家庭及び重度障害者）については、行田市の制度を適用する。窓口無料化の実施機関等については合併時に統合する。</p> <p>(4) 出産育児一時金、葬祭費については、行田市の制度を適用する。</p> <p>(5) 国民健康保険保健事業（人間ドック、脳ドック及び併診ドックの健康診断助成並びに保養施設宿泊利用助成及び出産資金貸付）については、行田市の制度を適用する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-9 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>(1) 国民健康保険税について</p> <p>納期については、8期（7月～2月）とし、合併する年度の翌年度に川本町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>税率については、合併後3年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>最高限度額については、合併後3年を目途に税率と合わせて再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 軽減措置については、現行のとおりとする。減免措置については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 短期被保険者証及び資格証明書について</p> <p>短期被保険者証交付については、有効期限について合併時まで実施に向け調整する。</p> <p>資格証明書交付については、合併時まで実施に向け調整する。</p> <p>(4) 国民健康保険運営協議会については、合併時、法令に従い新たに設置するものとする。</p> <p>(5) 国民健康保険基金について</p> <p>基金については、すべて新市に引き継ぐ。</p> <p>高額療養費貸付については、合併する年度の翌年度から支給額の90%以内とし、それまでの間は、現行のとおりとする。違約金については、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>出産費資金貸付については、現行のとおりとし、違約金については、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 国民健康保険優良世帯表彰については、合併時に廃止する。</p> <p>(7) 出産育児一時金と葬祭費については、現行のとおりとする。</p> <p>(8) 保健事業については、新市において人間ドック及び脳ドック事業を実施する。合併する年度の翌年度から対象は満35歳以上とし、助成額は25,000円とする。それまでの間は、現行のとおりとする。また、相違ある事業については、合併後に調整する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>21 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 国民健康保険税（医療分・介護分）</p> <p>保険税について、平成17年度は、それぞれ旧町村の例とし平成18年度から統一する。</p> <p>(2) 国民健康保険税（賦課期日・納期・督促手数料）</p> <p>平成17年度は、それぞれ旧町村の例とし、平成18年度から統一する。賦課期日は、両町村間で差異がないため現行のとおりとする。納期は、神川町の例に新たに「第8期 2月1日～末日まで」を加えるものとする。督促手数料は、徴収しない。</p> <p>(3) 出産育児一時金・葬祭費</p> <p>出産育児一時金は、両町村間で差異がないため現行のとおりとする。葬祭費は、神川町の例とする。支給方法は、原則として口座振込とする。</p> <p>(4) 人間ドック補助金</p> <p>神川町の例による。また、脳ドック補助金については、新町において検討する。</p> <p>(5) 国民健康保険証の交付及びカード化</p> <p>神川町の例による。ただし、合併前に発行した旧町村の被保険者証については、資格を喪失した者を除き、その有効期限まで効力を有する。</p> <p>(6) 被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付等</p>

神川町・神泉村	<p>神川町の例による。また、新町において国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定による資格証明書の交付を判断する審査会等の設置について検討する。</p> <p>(7) 保険給付の一時差し止め 新町において実施を検討する。</p> <p>(8) 国民健康保険運営協議会 神川町の例により、新町において新たに設置する。</p> <p>(9) 診療所 現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
本庄市・児玉町	<p>21 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>(1) 国民健康保険税（医療分・介護分）について 保険税について、平成 17 年度はそれぞれ旧市町の例とし平成 18 年度から統一する。なお、賦課限度額を医療分については 53 万円、介護分については 8 万円とする。</p> <p>(2) 国民健康保険税（賦課期日・納期・督促手数料） 賦課期日は、2 市町間で差異がないため現行のとおりとする。納期は、本庄市の例とする。督促手数料は、本庄市の例により徴収しない。</p> <p>(3) 出産育児一時金・葬祭費 出産育児一時金は、2 市町間で差異がないため現行のとおりとする。葬祭費は、本庄市の例とする。支給方法は、原則として口座振込とする。</p> <p>(4) 人間ドック補助金 本庄市の例による。</p> <p>(5) 被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付等 本庄市の例による。</p> <p>(6) 国民健康保険運営協議会 本庄市の例により、新市において新たに設置する。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-10 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>(1) 国民健康保険税 納期については、7 月から 2 月の 8 期とし、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。 仮算定については、合併年度限りで廃止する。 税率については、合併翌年度当初に再編する。 最高限度額については、現行のとおりとする。 軽減措置については、現行のとおりとする。 減免措置については、合併時に再編する。</p> <p>(2) 国民健康保険基金 基金については、すべて新町に引き継ぐ。 高額療養費資金貸付については、限度額を見込額の 90% とし、合併時に再編する。 出産費資金貸付については、限度額を見込額の 80% とし、合併時に再編する。</p> <p>(3) 短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。</p> <p>(4) 国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(5) 出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 国民健康保険保健事業 検診等相違のある事業については、合併時に再編する。 保養施設宿泊利用助成については、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 国民健康保険の一部負担金の減免措置については、現行のとおりとする。</p>

## 21 介護保険事業の取扱い

飯能市・名栗村	<p>19-11 介護保険事業の取扱い</p> <p>介護保険事業については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、保険料及び納期については合併の日の属する年度に限り、両市村の現行どおりとする。</p>
秩父	<p>21 介護保険事業の取扱い</p> <p>(1) 介護保険料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成 17 年度の介護保険事業計画の策定に基づき、平成 18 年度からは統一料金となるよう新市において調整する。 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。</p> <p>(2) 介護保険料の減免については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 介護保険運営協議会については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 介護相談員事業については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 現在、大滝村で実施している指定居宅サービス事業（デイサービス事業）については、原則として新市に引き継ぐ。なお、事業者の指定については、新市において新たにその指定を</p>

	受ける。
鴻巣市・川里町・吹上町	21 介護保険事業の取扱い (1) 介護保険料については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。 (2) 介護保険事業計画については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。ただし、合併後の平成 17 年度については、鴻巣市、川里町、吹上町それぞれの第 2 次介護保険事業計画の集合をもって新市の計画とする。
春日部市・庄和町	21 介護保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 介護保険料については、合併後も現行のとおりとし、平成 18 年度の介護保険事業計画の改定にあわせて新たな料金体系を作成する。 (2) 国又は県の制度に基づいて実施している事業は、合併後も現行のとおり存続する。
上福岡市・大井町	22 介護保険事業の取扱い (1) 賦課方式については、現行のとおり保険料とする。 (2) 1号被保険者の保険料については、保険料改定年度(平成 18 年度)にあわせて統一を図る。 (3) 低所得者軽減制度は、実施する方向で合併時まで調整する。 (4) 納期は、現行のとおり 8 期とする。 (5) 介護認定審査会については、新たに設置する。 (6) 在宅サービス、施設サービス等は現行のとおりとする。 (7) サービス利用料は、現行のとおり 1 割負担とする (8) 利用料負担軽減については、合併時まで調整する。
小鹿野・両神	21 介護保険事業の取扱い (1) 介護保険料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、平成 17 年度の介護保険事業計画の策定に基づき、平成 18 年度からは統一料金となるよう新町において調整する。 普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 (2) 介護保険料の減免については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 (3) 介護サービス費等の貸付については、合併時に廃止する。 (4) 介護保険運営協議会については、合併時に再編する。 (5) 指定居宅サービス事業(訪問介護サービス、訪問入浴サービス、訪問看護サービス)については、合併時に小鹿野町の例により統一する。なお、事業者の指定については、新町において新たに指定を受ける。 (6) 指定居宅サービス事業(居宅介護支援事業、デイサービス)については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に小鹿野町の例により統一するよう調整する。 なお、事業者の指定については、新町において新たに指定を受ける。
行田市・南河原村	21 介護保険事業の取扱い (1) 高齢者福祉事業等については、行田市の制度を適用する。ただし、生活支援ショートステイ事業については合併時に再編する。 (2) 介護保険の第 1 号被保険者の保険料、利用者負担軽減については、行田市の制度を適用する。 (3) 介護保険運営協議会については、合併時に廃止する。
神川町・神泉村	22 介護保険事業の取扱い (1) 介護保険事業計画については、平成 17 年度において、平成 18 年度から平成 22 年度までの介護保険事業計画を策定する。なお、平成 17 年度については旧町村の計画を適用する。 (2) 第 1 号被保険者の介護保険料については、平成 17 年度において保険料統一の検討を行い、平成 18 年度から新保険料を設定する。なお、平成 17 年度については、それぞれ旧町村の例による。 (3) 第 1 号被保険者の賦課期日は、4 月 1 日とし普通徴収納期については、平成 18 年度から 8 期(2 月 1 日～同月末日)に統一する。また、督促手数料については、徴収しない。 (4) 介護認定審査会については、新町において新たに設置する。なお、旧町村の介護認定審査会は、合併の日の前日をもって廃止する。 (5) 介護保険運営協議会については、新町において新たに設置する。なお、旧町村の介護保険運営協議会は、合併の前日をもって廃止する。
本庄市・児玉町	22 介護保険事業の取扱い (1) 介護保険事業計画については、平成 18 年度から平成 20 年度までの介護保険事業計画を策定する。なお、平成 17 年度については旧市町の計画を適用する。 (2) 第 1 号被保険者の介護保険料については、平成 17 年度において保険料統一の検討を行い、平成 18 年度から新保険料を設定する。なお、平成 17 年度については、それぞれ旧市町の例による。 (3) 第 1 号被保険者の賦課期日は、4 月 1 日とし普通徴収納期については、平成 18 年度から本庄市の例に統一する。また、督促手数料については、本庄市の例により徴収しない。 (4) 介護認定審査会については、新市において新たに設置する。なお旧市町の介護認定審査会は、合併の日の前日をもって廃止する。



本庄市・児玉町	(5) 介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。なお旧市町の介護保険運営協議会は、合併の日の前日をもって廃止する。
都幾川村・玉川村	22-11 介護保険事業の取扱い (1) 第2期介護保険事業計画については、合併翌年度当初に再編する。 (2) 介護保険料の賦課及び納期 第2期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併翌年度当初に再編する。 第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、7月から2月の8期とし、合併翌年度当初に再編する。 (3) 介護認定審査会については、現行のとおりとする。 (4) 介護システムについては、合併翌年度当初に再編する。

## 22 消防団（消防業務）の取扱い

飯能市・名栗村	19-02 防災交通事業の取扱い 消防団は飯能市に統合し、報酬及び費用弁償等については、飯能市の例によるものとする。
秩父	22 消防団の取扱い (1) 4市町村の各消防団を存続したまま、連合消防団組織を形成する。なお、合併後、適正な組織体制について検討する。 (2) 連合消防団の定員は、現行のとおりとする。 (3) 消防団員の階級については、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員とする。 (4) 任用要件、服務については、現行のとおりとする。 (5) 消防団員の報酬等については、他の特別職の報酬等を考慮し合併時まで決定する。
熊谷市・大里町・妻沼町	21 消防団の取扱い 消防団組織については、合併時に統合するものとし、消防団員はすべて新市の消防団員として引き継ぐ。
鴻巣市・川里町・吹上町	22 消防団の取扱い (1) 消防団の分団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後に再編を検討する。 (2) 退職報償金については、平成18年4月1日に鴻巣市の制度に統合する。 (3) 消防団互助事業及び消防団の報酬、手当等については、平成18年4月1日に再編する。 (4) 消防団の本部については、合併後2年を目途に再編する。
春日部市・庄和町	22 消防団の取扱い 消防団の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 消防団は、合併時に統合する。 (2) 報酬については、2自治体の長が別に協議して定める。
小鹿野・両神	22 消防団の取扱い (1) 消防団については、合併時に小鹿野町の例を基本に再編する。 (2) 消防団の定員については、合併時に再編する。 (3) 消防団員の階級、管轄区域、任用要件、服務については、現行のとおりとする。 (4) 消防団員の報酬については、合併時に再編する。 (5) 消防団員の手当等については、合併時に再編する。
行田市・南河原村	25-4 消防防災事業の取扱い (4) 消防団の組織は、行田市の制度により統合し、南河原村消防団は、1個分団を編入する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-6 消防、防災事業の取扱い (1) 消防事業 消防組織については、合併時に再編する。 合併後、速やかに消防力整備に関する計画を策定する。 消防本部は、深谷市・岡部町共同事務組合において現在建設中の消防庁舎に置くものとする。 消防団組織は、合併時に統合する。分団は、現体制（分団数、団員数、団員）のまま新市に引き継ぐものとする。
神川町・神泉村	23 消防団の取扱い 消防団については、新町における消防活動に支障をきたさないよう地域性を考慮し、2年をめぐりに再編を行う。団員数については、合併前日の人員を新町に引き継ぐ。
本庄市・児玉町	23 消防団の取扱い 消防団については、新市における消防活動に支障をきたさないよう類似団体の例及び地域性を考慮し、速やかに再編を行う。団員数については、合併前日の人員を新市に引き継ぐ。
都幾川村・玉川村	22-7 消防、防災事業の取扱い (1) 消防事業 2村に設置されている消防団については、合併時に再編する。

## 23 公共医療機関の取扱い

秩 父	23 公共医療機関の取扱い 秩父市立病院、秩父市浦山出張診療所、大滝村国民健康保険診療所の運営については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
小鹿野・両神	23 公共医療機関の取扱い 国民健康保険町立小鹿野中央病院、国民健康保険町立小鹿野中央病院附属倉尾診療所、国民健康保険町立小鹿野中央病院附属長若診療所の運営については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

## 24 各種事業の取扱い

### 24- 1 情報公開・個人情報保護制度

飯能市・名栗村	19-01 広報広聴事業等の取扱い 広報広聴事業、情報公開制度及び行政手続条例については、飯能市の制度に統一するものとする。
行田市・南河原村	25-1 情報公開、個人情報保護制度の取扱い 情報公開、個人情報保護制度は、行田市の制度を適用する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-3 情報公開、個人情報保護制度の取扱い (1) 情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。 (2) 情報公開、個人情報保護審査会及び情報公開、個人情報保護運営審議会については、合併時に再編する。
本庄市・児玉町	27-15 その他事業 (1) 情報公開、個人情報保護制度の取扱い 情報公開制度については、法令の趣旨を尊重し、本庄市の制度をもとに合併時に再編する。 個人情報保護制度については、法令の趣旨を尊重し、本庄市の制度をもとに合併時に再編する。 情報公開・個人情報保護審査会・審議会については、新市において新たに設置する。
都幾川村・玉川村	22-4 情報公開、個人情報保護制度の取扱い (1) 情報公開、個人情報保護制度については、合併時に再編する。 (2) 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護審議会については、合併時に再編する。

### 24- 2 男女共同参画事業（女性政策事業）

秩 父	25-3 女性政策事業 男女共同参画計画については、合併後新たに策定し、その事業の総合的な推進を図る。
熊谷市・大里町・妻沼町	23-7 男女共同参画事業の取扱い (1) 男女共同参画プランは、新市において速やかに策定する。 (2) 男女共同参画審議会等については、合併後に再編する。
鴻巣市・川里町・吹上町	27-3 女性政策事業 (1) 男女共同参画推進事業及び女性議会については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (2) 女性行政関係事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。ただし、男女協働（共同）プランについては、新市において調整する。
春日部市・庄和町	24-2 男女共同参画事業 男女共同参画事業については、新市において男女共同参画基本計画を作成するとともに、各種事業を推進する。
小鹿野・両神	25-3 女性政策事業 女性政策事業については、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、新町において早期に男女共同参画計画を策定し、その事業の総合的な推進を図る。
行田市・南河原村	25-3 人権推進事業の取扱い (1) 男女共同参画の推進については、行田市の施策方針に統合する。 (2) 男女共同参画関係事業については、行田市が実施している現行の諸事業を踏襲していく。 (3) 女性センター基本構想については、新市において継承する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-5 人権政策事業の取扱い (1) 男女共同参画の推進については、合併後男女共同参画プラン等を速やかに策定する。なお、それまでの間は、各市町の既存のプランを尊重し推進する。
神川町・神泉村	27-5 人権政策関係事業 (2) 男女共同参画プランについては、新町において速やかに策定する。 (3) 男女共同参画事業については、合併後、速やかに調整する。なお、新町において策定された男女共同参画プランに基づく計画を推進し、計画策定までの間は、両町村の事業を引き継

	ぐ。
本庄市・児玉町	27-5 女性政策関係事業 (1) 男女共同参画プランは、新市において速やかに策定する。 (2) 男女共同参画事業については、合併後、速やかに調整する。なお、新市において策定された男女共同参画プランに基づく計画を推進し、計画策定までの間は、男女共同参画の推進を図るための事業（講演会、セミナー等）を実施していく。
都幾川村・玉川村	22-2 女性政策事業の取扱い 男女共同参画計画に関することは、合併後、速やかに再編する。

#### 24- 3 姉妹都市（都市交流）・国際交流事業

秩父	25-3 交流事業 交流事業については、新市においても推進を図る。なお、推進に当たっては、事業趣旨や交流経緯に十分配慮し、財政状況を踏まえ、次のとおりとする。 ・ 姉妹都市提携・友好都市提携については、新市において検討する。 ・ 各種交流事業については、新市として行う交流、市民主体に行う交流に区分し推進する。 ・ 青少年海外派遣事業については、新市において再編する。
熊谷市・大里町・妻沼町	19 慣行の取扱い (3) 各種宣言、都市間交流については、新市において検討する。
鴻巣市・川里町・吹上町	27-24 その他事業 (2) 友好都市については、合併後に吹上町の制度に統一する。
春日部市・庄和町	24-3 都市交流事業 都市交流事業については、次のとおりとする。 (1) 都市交流事業については、新市においても推進する。 (2) 地域間交流事業については、現行のとおり存続する。なお、合併後、新市において3年を目標にこれまでの経緯、提携先及び関係団体の意向を踏まえ統合・再編する。
小鹿野・両神	25-4 交流事業 交流事業については、新市においても推進を図る。 なお、推進に当たっては、事業趣旨や交流経緯に配慮し、かつ財政状況を踏まえ、次のとおりとする。 (1) 各種交流事業については、新市が主体となって行う交流、住民が自主的に行う交流とに区分し推進する。 (2) 海外派遣事業は、新市において再編する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-1 国際交流、広域交流事業の取扱い (1) 国内交流については、新市に引き継ぐものとする。 (2) 姉妹都市・友好（関係）都市（国外）については、新市に引き継ぐものとする。 (3) 海外研修派遣事業については、合併する年度の翌年度に再編する。
都幾川村・玉川村	22-6 国際交流、広域交流事業の取扱い (1) 国際交流に関する事務の負担金については、合併時まで調整する。 (2) 海外派遣事業については、合併後、速やかに再編する。

#### 24- 4 電算システム

飯能市・名栗村	19-03 電算システムの取扱い 電算システムについては、合併時に飯能市の電算システムに統一するものとする。ただし、スタンドアロン（独立した機能で稼働し、ネットワークでサーバ等に繋がっていない機器及び運用）によるシステム等は、合併後一定の期間の後統一するものとする。
秩父	25-1 電算システム事業 合併時に住民情報系システムを中心とする基幹業務システムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、単独処理業務システム（スタンドアロンシステム）等については、新市において調整する。
熊谷市・大里町・妻沼町	22 電算システムの取扱い 電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招くことのないよう、合併時の安定稼働をめざし、以下の方針により統合を図る。 (1) 合併時からの安定稼働を最優先とし、低リスク、低コストを基本に、住民サービスの低下を来たさないようにする。 (2) 住民サービスの向上や行政の効率化につながるよう配慮する。 (3) 電子自治体及び地域情報化に配慮する。
鴻巣市・川里町・吹上町	26 電算システムの取扱い 新市の基幹システムについては、鴻巣市のシステムに統合する。

春日部市・庄和町	23 電算システムの取扱い 電算システムの取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 合併時に住民サービスの低下を招かないようシステムを統合する。 (2) 新市において、地域情報化の課題に対応できる環境を整備する。
上福岡市・大井町	25の1 電算システム事業の取扱い 電算システム事業は、住民生活に支障を来さぬよう合併時に統合を図るものとする。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。
小鹿野・両神	25-1 電算システム事業 合併時に住民情報系システムを中心とする基幹業務システムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。 ただし、住民生活に直接影響しないシステム及び単独処理業務システム(スタンドアロンシステム)等については、合併後に調整する。
行田市・南河原村	24 電算システムの取扱い (1) 業務事務システムは、保有データ量の多い行田市のシステムにデータを統合する (2) 個別単独システムは、現行資産の活用を図り統合する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-2 電算システム事業の取扱い 電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、次により合併時に電算システムの統合を図るものとする。 (1) 住民記録、税、財務会計の基幹システムは、深谷市のホストコンピュータで稼動する既存システムに統合する。 (2) 基幹以外のシステムについては、各事務事業のすり合わせにより調整を図る。
神川町・神泉村	26 電算システムの取扱い 電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時にシステムの統合を図る。
本庄市・児玉町	26 電算システムの取扱い 電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時を目的にシステムの統合を図る。
都幾川村・玉川村	22-3 電算システムの取扱い 電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムの統合を図るものとする。 (1) 住民情報システムについては、合併時に統合する。 (2) 住民情報システム以外のシステムについては、各事務事業の一元化作業により調整を図る。

#### 24- 5 指定金融機関

飯能市・名栗村	19-04 指定金融機関等の取扱い 指定金融機関及び収納代理金融機関については、飯能市の例によるものとする。
---------	---

#### 24- 6 広報広聴事業

飯能市・名栗村	19-01 広報広聴事業等の取扱い 広報広聴事業、情報公開制度及び行政手続条例については、飯能市の制度に統一するものとする。 選挙については、飯能市の制度に統一するものとし、投票所については、当分の間、両市村の現行どおりとするものとする。
秩父	25-5 広報広聴事業 (1) 新市において、毎月、広報紙を発行する。構成については、旧市町村単位の「地域版」を含めたものとし、配布方法については、合併時までに調整する。 (2) 新市において、ホームページを開設する。 (3) その他の広報広聴事業については、新市において調整する。
熊谷市・大里町・妻沼町	23-1 広報広聴関係事業の取扱い 新市の情報を広く提供するとともに、住民の新しいまちづくりについての意見を聴くために、広報広聴関係事業については、次の方針を踏まえ取り組むものとする。 (1) 新市の広報紙は、毎月1回発行する。なお、配布方法等については、合併時までに調整する。 (2) 新市のホームページは、合併時に開設する。 (3) 市長へのメール・手紙については、合併後、新市においても実施する。 (4) 市政モニター制度、世論調査については、合併後、新市においても実施する。
鴻巣市・川里町・吹上町	27-4 広報広聴事業 (1) 広報紙配布事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。

	(2) 広聴事業及び広報紙発行事業については、合併時に再編する。
春日部市・庄和町	24-4 広報広聴事業 広報広聴事業については、次のとおりとする。 (1) 広報紙については、毎月1日の発行とする。 (2) 地区懇談会については、合併後に再編する。なお、住民意向の把握の機会については充実を図る。 (3) 市民意見提出制度（パブリックコメント）の拡充をはじめ、市民が行政に参加しやすい制度の整備を図る。
上福岡市・大井町	25の2 広報広聴関係事業の取扱い (1) 広報紙の発行は、現行と同様に月1回とする。 (2) その他の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努める。 (3) 提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図る。 (4) 相談業務は、現行の業務を実施できるよう調整する。
小鹿野・両神	25-5 広報広聴事業 (1) 新町において、毎月、広報紙を発行し、紙面構成については、合併時に再編する。 (2) 新町において、ホームページを開設する。 (3) その他の広報広聴事業については、新町において調整する。
行田市・南河原村	25-2 広聴広報事業の取扱い 広聴広報事業の取扱いについては、行田市の制度を適用する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-4 広報広聴事業の取扱い (1) 広報紙の発行については、月1回とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。 (2) ホームページについては、合併時に再編する。 (3) 市勢要覧については、合併後1年を目途に再編する。 (4) 市長への手紙・Eメール、市政モニター制度については、合併時に再編する。
神川町・神泉村	27-1 広報広聴関係事業 (1) 広報紙を毎月1回、1日付けで発行する。 (2) 広報お知らせ版を毎月1回、15日付けで発行する。 (3) 緊急時には、防災行政無線を活用し広報する。 (4) 合併後、町勢要覧を作成する。 (5) 合併後、ホームページを開設する。 (6) わたしの提案箱・メールについては、合併後実施する。内容については、新町において調整する。 (7) 行政懇談会等その他の広聴制度については、新町において検討する。
本庄市・児玉町	27-1 広報広聴関係事業 (1) 広報紙を毎月1回、1日付けで発行する。なお、配布方法については合併時まで調整する。 (2) 広報お知らせ版を毎月1回（1月を除く）、15日付けで発行する。なお、配布方法については合併時まで調整する。 (3) 合併後、市勢要覧を作成する。 (4) 合併後、ホームページを開設する。 (5) 市長への手紙・メールについては、本庄市の例により合併後も実施する。内容については、新市において調整する。 (6) まちづくり懇談会等その他の広聴制度については、新市において検討する。 (7) ケーブルテレビの文字放送は本庄市の例により、新市においても実施する。また、オフネットワーク通信放送については、新市に引き継ぐ。
都幾川村・玉川村	22-5 広報広聴事業の取扱い (1) 広報紙については、月1回発行とし、発行日及び配布方法は合併時に再編する。 (2) ホームページについては、合併時に再編する。 (3) 要覧については、合併後1年を目途に再編する。 (4) 村長への手紙・Eメール・村政モニター制度については、合併時に再編する。

## 24- 7 消防防災関係事業

飯能市・名栗村	19-02 防災交通事業の取扱い 防災交通事業については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、生活交通バス対策事業については、新市において新制度を適用し、名栗村の交通災害共済加入推進費補助金は、廃止するものとする。
秩父	25-6 消防防災事業 (1) 防災会議については、合併時に秩父市の例により新たに設置する。 (2) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、旧市町村の計画により運用する。

秩 父	(3) 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、合併後、統一運用できるよう整備する。
熊谷市・大里町・妻沼町	23-2 防災事業の取扱い 防災事業については、新市において速やかに調整する。 (1) 防災会議については、合併時に新たに設置する。 (2) 防災計画については、新市において再編する。 (3) 防災行政無線については、当分の間、それぞれのシステムを利用し、新市において再編する。
鴻巣市・川里町・吹上町	27-6 消防防災事業 (1) 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 防災訓練及び災害時の相互応援支援協定については、合併後1年を目途に再編する。 (3) 地域防災計画については、合併後2年を目途に再編する。 (4) 自主防災組織育成事業については、合併後2年を目途に再編する。ただし、川里町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。
春日部市・庄和町	24-5 消防防災事業 消防防災事業については、次のとおりとする。 (1) 消防事業については、合併時に統一を図る。なお、勤務体制については、合併時まで統一を図る。 (2) 防災事業については、新市において地域防災計画を策定する。
小鹿野・両神	25-6 消防防災事業 (1) 防災会議については、合併時に小鹿野町の例により新たに設置する。 (2) 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、旧町村の計画により運用する。 (3) 防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、合併後、統一運用できるよう整備する。
行田市・南河原村	25-4 消防防災事業の取扱い (1) 防災会議、災害対策本部、消防団の報酬、賞じゅつ及び消防表彰は、行田市の制度により統合する。 (2) 避難場所の指定は、行田市の制度により統合し、合併時に避難所として南河原小学校、南河原中学校、南河原村中央公民館、南河原村老人福祉センターを、避難場所として馬見塚公園、犬塚農村公園を指定する。 (3) 防災行政無線は、新市において統合する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-6 消防、防災事業の取扱い (2) 防災事業 地域防災計画については、合併後2年を目途に策定する。それまでの間は、旧市町の計画により運用する。 防災会議については、合併時に再編する。 災害対策本部については、合併時に再編する。 防災行政無線については、合併後3年を目途に総合的な見直しを行い、その後、段階的に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 防災倉庫については、合併後2年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。災害時備蓄品については、新市に引き継ぐものとする。 防災訓練については、合併後1年を目途に再編する。
神川町・神泉村	27-2 消防防災関係事業 (1) 地域防災計画については、新町において新たに策定する。 (2) 水防計画については、新町において新たに策定する。 (3) 相互応援協定については、合併後速やかに見直しをする。 (4) 消火栓の付帯設備の維持管理については、現行のとおり、新町に引き継ぐ。 (5) 防災行政無線は新町に引き継ぐ。なお、新町における運用方法を合併時まで調整する。
本庄市・児玉町	27-2 消防防災関係事業 (1) 地域防災計画については、新市において新たに策定する。 (2) 水防計画については、新市において新たに策定する。 (3) 相互応援協定については、新市において調整する。 (4) 消火栓の付帯設備の維持管理については、本庄市の例により、新市に引き継ぐ。 (5) 防災行政無線及びオフトーク通信は新市に引き継ぐ。なお、新市における運用方法を合併時まで調整し、施設については合併後速やかに調整する。 (6) 自主防災組織については、既存組織を新市に引き継ぐ。
都幾川村・玉川村	22-7 消防、防災事業の取扱い (2) 防災事業 地域防災計画については、合併後、速やかに策定する。なお、策定までの間は、2村の計画により運用する。

都幾川村・玉川村	<p>防災会議については、合併時に再編する。</p> <p>災害対策本部については、合併時に再編する。</p> <p>防災行政無線については、現行のとおりとする。なお、合併後、段階的に再編する。</p> <p>防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後、速やかに再編する。</p>
----------	---

## 24- 8 交通対策（関係）事業

飯能市・名栗村	<p>19-02 防災交通事業の取扱い</p> <p>防災交通事業については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、生活交通バス対策事業については、新市において新制度を適用し、名栗村の交通災害共済加入推進費補助金は、廃止するものとする。</p>
秩父	<p>24 交通対策事業の取扱い</p> <p>(1) 現状のバス路線網を維持・拡充するとともに、利用ニーズに応じた見直しを行う。なお、公共交通空白地域の解消のためには、ボランティア輸送も視野に入れた検討を行う。</p> <p>(2) 現状の鉄道路線網を維持・堅持する施策を推進する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-3 交通関係事業の取扱い</p> <p>熊谷市内循環バス及び大里町営バスの運行については、新市に引き継ぐものとする。なお、運行形態については、住民の利便性を高めるよう合併時まで調整を図るものとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-7 交通対策事業</p> <p>(1) フラワー号運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) チャイルドシート着用促進事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-11 交通対策事業</p> <p>交通対策事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住民サービスの維持・向上を図るよう統合する。</p> <p>(2) 交通安全計画を策定し、交通安全の推進に努め、また、バリアフリー化の観点から交通対策事業を推進する。</p> <p>(3) 庄和町の循環バスについては現行のとおり存続する。なお、合併後、1年を目標に春日部市を含めた新市全域を運行する新たなバス事業の実施を目指す。</p>
小鹿野・両神	<p>24 公共交通機関の取扱い</p> <p>(1) 町村営バスは、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後再編する。</p> <p>(2) 民営バスは、現状の路線網を維持する施策を推進する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-5 交通対策事業の取扱い</p> <p>(1) コミュニティバスについては、行田市の制度を適用し、新市において南河原区域まで延伸する。</p> <p>(2) 交通安全啓発事業、交通遺児入学準備金支給事業及び交通災害加入費扶助は、行田市の制度を適用する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-7 交通対策事業の取扱い</p> <p>(1) 鉄道会社に対する要望活動については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 循環バスの運行については、合併後2年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 路線バスの運行維持等については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 交通バリアフリー基本構想については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 交通安全計画については、合併後1年を目途に新市交通安全計画を策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 放置自転車対策については、合併後1年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 交通指導員については、合併時に再編する。</p>
神川町・神泉村	<p>27-3 交通関係事業</p> <p>代替バス（生活交通としての路線バス等公共交通機関の確保に関する事業）については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後、運営方法等について速やかに調整する。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-3 交通関係事業</p> <p>(1) 循環バスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに地域全体の均衡を考慮し、運行体系等を検討して調整する。</p> <p>(2) 代替バス（生活交通としての路線バス等公共交通機関の確保に関する事業）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、運営方法等について速やかに調整する。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-8 交通対策事業の取扱い</p> <p>(1) 鉄道会社に対する要望活動については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) バスの運行については、合併後、速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 交通安全計画については、合併後、速やかに新町交通安全計画を策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

## 24- 9 住民（市民）窓口業務

飯能市・名栗村	19-17 窓口業務の取扱い 窓口業務の取扱いについては、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。
秩父	25-8 住民窓口業務 (1) 総合窓口・総合案内については、本庁舎は現行のとおりとし、総合支所については、各担当窓口において適切な対応をする。 (2) 休日窓口は、本庁舎は現行のとおり開設し、総合支所は開設しない。 (3) 平日窓口延長の開設日については毎週2日とし、延長時間・取扱事務等については合併時まで調整する。
熊谷市・大里町・妻沼町	23-4 窓口業務の取扱い (1) 新市の窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう、現在の1市2町の窓口を存続する。 (2) 戸籍、住民基本台帳等にかかる事務の処理は、原則として合併時まで一元化、ないし再編する。
鴻巣市・川里町・吹上町	27-1 窓口業務 (1) 閉庁日及び時間外の戸籍の届出の受付業務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 公民館等における各種証明事務及び連絡所における取扱事務については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (3) 図書館の広域利用については、合併後2年を目途に再編する。
春日部市・庄和町	24-6 住民窓口業務 窓口業務については、住民サービスと利便性の向上を図る。
小鹿野・両神	25-8 住民窓口業務 住民窓口業務については、住民サービスの低下をきたさないよう配慮し、次のとおりとする。 (1) 現在の小鹿野町庁舎及び両神村庁舎ともに、戸籍事務や納税に関する事務等住民に直結した窓口業務を行う担当部門を置く。 (2) 土曜日の窓口業務については、現行のとおり実施する。 (3) 閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日）の当直業務については、当面は現行のとおり実施する。
行田市・南河原村	25-6 住民窓口業務の取扱い (1) 窓口業務全般については、行田市の制度を適用する。なお、南河原庁舎（支所）職員の執務終了後及び休日の戸籍届出受付場所は本庁舎とする。 (2) 自動交付機による証明書の交付については、本庁舎は現行のとおりとし、南河原庁舎（支所）には自動交付機は設置しない。 (3) 斎場使用料助成については、合併時に廃止する。 (4) 休日及び夜間窓口については、本庁舎は現行のとおり開設し、南河原庁舎（支所）は開設しない。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-8 市民窓口業務の取扱い (1) 駅行政コーナー、連絡所等における取扱い事務等については、現行のとおりとする。 (2) 証明書の電話予約交付については、合併時に再編する。 (3) 日曜窓口及び窓口延長については、合併時に再編する。
神川町・神泉村	27-4 窓口業務 (1) 証明書等の発行事務については、システム等の充実・統合を図り、住民サービスの向上に努めるよう合併時まで調整する。 (2) 窓口業務の時間延長については、合併時まで調整する。
本庄市・児玉町	27-4 窓口業務 (1) 諸証明書等の発行事務については、システム等の充実・統合を図り、住民サービスの向上に努めるよう合併時まで調整する。 (2) 窓口業務の日曜開庁及び時間延長については、合併時まで調整する。
都幾川村・玉川村	22-9 住民窓口業務の取扱い (1) 各種証明書発行については、合併時に再編する。 (2) 窓口延長については、合併時に再編する。 (3) 郵便局における取扱いについては、現行のとおり、都幾川郵便局のみ実施する。 (4) 電話予約サービスについては、都幾川村の例により、合併時に統合する。

## 24-10 人権推進（同和対策）事業

秩父	25-2 人権推進事業 (1) 人権に関する施策を総合的に推進するため、新たな組織体制を構築する。 (2) 人権擁護委員の定数については、地域の実情を踏まえ、定数増が図られるよう法務局と協議調整する。 (3) 無料法律相談については、現行のとおり旧市町村単位で実施する。なお、事業の実施方法・
----	---



	内容等は、合併後調整する。
熊谷市・大里町・妻沼町	23-6 人権施策推進事業の取扱い (1) 人権施策については、今後1市2町において、それぞれ策定する人権施策推進指針を踏まえ、合併時に再編する。 (2) 人権・同和行政基本方針及び同和行政基本方針については、合併時に再編する。
鴻巣市・川里町・吹上町	27-2 人権推進事業 (1) 人権教育推進協議会との連携については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (2) 人権教育推進市町村事業については、平成18年4月1日に再編する。 (3) 同和行政基本計画・実施計画については、合併後1年を目途に再編する。 (4) 同和对策事務については、合併後2年を目途に再編する。
春日部市・庄和町	24-1 人権推進事業 人権推進事業については、引き続き啓発に努める。
小鹿野・両神	25-2 人権推進事業 (1) 新町において新たな組織体制をつくり、人権に関する施策を推進する。 (2) 無料法律相談については、合併後に再編する。
行田市・南河原村	25-3 人権推進事業の取扱い (4) 住宅新築資金等貸付事業については、住宅資金の金銭貸借に係る消滅時効が成立しないように債務確認書を徴するとともに、徴収に努める。 (5) 人権相談については、行田市の制度に統合する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-5 人権政策事業の取扱い (2) 国連10年行動計画・実施計画については、合併時に新たな計画を策定する。 (3) 同和行政基本方針については、合併時に再編する。 (4) 同和教育基本方針については、合併時に再編する。
神川町・神泉村	27-5 人権政策関係事業 (1) 人権施策基本方針を新町において速やかに策定する。なお、策定までの間は、両町村の事業を引き継ぐ。
都幾川村・玉川村	22-1 人権政策事業の取扱い (1) 国連10年行動計画・実施計画については、合併後、速やかに新たな計画を策定する。 (2) 同和对策（行政・教育）基本方針については、合併後、速やかに再編する。 (3) 人権尊重の村宣言については、合併後、新町において再編する。

#### 24-11 保健・衛生・医療・健康づくり事業

飯能市・名栗村	19-12 保健・医療事業の取扱い 保健・医療事業については、飯能市の制度に統一し、名栗村の保健センターは保健センター分室とするものとする。
秩父	25-14 保健事業 (1) 予防接種事業については、合併時に再編する。 (2) 結核住民検診については、合併時に再編する。 (3) 肺炎球菌ワクチン予防接種については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、合併後、効果等を踏まえ、新市全域での実施を検討する。 (4) 妊婦健康診査については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 乳児健康診査については、合併時に再編する。 (6) 1歳6か月児健康診査については、合併時に再編する。 (7) 2歳児健康診査については、合併時に廃止する。 (8) 3歳児健康診査については、合併時に再編する。 (9) 基本健康診査については、合併時に再編する。 (10) 基本健康診査結果説明会については、合併時に再編する。 (11) 肝炎ウイルス検診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (12) がん検診については、合併時に再編する。 (13) 不妊治療助成事業については、合併時に再編する。 (14) マタニティスクールについては、合併時に再編する。 (15) 乳幼児相談については、合併時に再編する。 (16) 親子教室については、合併時に再編する。 (17) 食育教育については、合併時に再編する。 (18) 健康相談については、合併時に再編する。 (19) 各種健康教室については、合併時に再編する。 (20) 成人病予防検診費補助金（国民健康保険被保険者以外）については、合併時に再編する。 (21) ソーシャルクラブ事業については、合併時に再編する。 (22) 老人保健機能回復訓練事業については、合併時に再編する。

熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-8 福祉関係事業の取扱い</p> <p>福祉関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスを低下させないことを原則に新市において次のとおり調整する。</p> <p>(3) 保健関係の事業については、それぞれの地域の経緯を踏まえながら統合・再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めることとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-8 保健衛生事業</p> <p>(1) 前立腺がん検診事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) 予防接種事業（日本脳炎）については、平成 18 年 4 月 1 日に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(3) 次に掲げる事務事業については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p> <p>骨粗しょう症検診事業 基本健康診査事業 子宮がん検診事業 大腸がん検診事業 胃がん検診事業 結核検診事業 肝炎ウイルス検診事業 乳がん検診事業</p> <p>27-15 健康づくり事業</p> <p>(1) 保健センター運営管理事業及び地域保健対策推進会議については、合併時に再編する。</p> <p>(2) 次に掲げる事務事業については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p> <p>成人健康診査事業 健康づくり事業 健康まつり事業 健康づくり活動交付金事業 機能訓練 B 型事業</p> <p>(3) 健康日本 21 計画については、合併後 3 年を目途に再編する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-17 保健衛生事業</p> <p>保健衛生事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は県の制度に基づいて実施している事業は、合併後も現行のとおり存続する。</p> <p>(2) その他の事業は、サービスの向上と新市全体の均衡を保つよう調整する。</p>
上福岡市・大井町	<p>25 の 3 保健事業の取扱い</p> <p>(1) 乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成については、相違がないので現行のとおりとする。</p> <p>(2) 成人保健事業、精神保健事業、母子保健事業及び予防接種については、1 市 1 町で概ね共通しているため、継続して実施することとする。</p> <p>(3) 保健施設は、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において、整備・運営計画を策定する。</p> <p>(4) 休日急患診療及び在宅当番医制については、受託団体と調整の上現行の内容を基本に新市に引き継ぐ。</p>
小鹿野・両神	<p>25-14 保健衛生事業</p> <p>(1) 予防接種事業については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 結核住民検診については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(3) 妊婦健康診査については、合併時に統一する。</p> <p>(4) 乳児健康診査については、合併時に小鹿野町の例を基本に再編する。</p> <p>(5) 1 歳 6 か月児健康診査、2 歳児健康診査、2 歳 6 か月児健康診査については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(6) 3 歳児健康診査については、小鹿野町の例を基本に再編する。</p> <p>(7) 基本健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぎ、翌年度から小鹿野町の例を基本に再編する。</p> <p>(8) 基本健康診査結果説明会については、合併時に再編する。</p> <p>(9) 肝炎ウイルス検診については、現行のとおり新町に引き継ぎ、翌年度から小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(10) がん検診については、現行のとおり新町に引き継ぎ、翌年度から再編する。</p> <p>(11) 不妊治療助成事業については、合併時に両神村の例により統一する。</p> <p>(12) 両親学級については、両神村の例により統一する。</p> <p>(13) 育児相談については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(14) 親子教室については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(15) 食育教育については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(16) 健康相談については、合併後に小鹿野町の例を基本に再編する。</p> <p>(17) 各種健康教室については、合併時に再編する。</p> <p>(18) 成人病予防検診費補助金（国民健康保険被保険者以外）については、現行のとおり新町に引き継ぎ、翌年度から小鹿野町の例を基本に再編する。</p>

小鹿野・両神	<p>(19)ソーシャルクラブ事業については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(20) A型機能回復訓練事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(21) B型機能回復訓練事業については、合併時に小鹿野町の例により統一し、合併後に介護予防事業の一環として再編する。</p> <p>(22) 言語リハビリ教室、言語リハビリ訪問指導については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(23) 保健師等の医療技術職員養成修学資金貸与については、合併時に廃止する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-10 健康づくり事業の取扱い</p> <p>(1) 基本健康診査、各種がん検診及びツベルクリン判定及びBCG接種等については行田市の制度に統合する。</p> <p>(2) 三種混合、ポリオ等予防接種及び妊婦教室については、再編する。</p> <p>(3) 地域医療体制整備については、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 犬の登録等手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 食生活改善推進員協議会補助については、行田市の制度を適用する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-10 保健、医療事業の取扱い</p> <p>(1) 健康日本 21 地方計画については、新市の総合振興計画策定に合わせ策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 予防接種（乳幼児、児童・生徒、高齢者）については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 基本健康診査については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(4) がん検診については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>27-8 保健関係事業</p> <p>(1) 各種健康診査は、現行を基本とし新町において実施する。実施期間等については、合併時までに調整する。なお、受診者負担金は、次のとおりとする。</p> <p>基本健康診査は、1,000 円とする。</p> <p>胃がん検診は、500 円とする。</p> <p>子宮がん集団検診は、300 円とする。</p> <p>子宮がん個別検診は、1,700 円とする。</p> <p>肺がん検診は、100 円、喀痰検査は、400 円とする。</p> <p>大腸がん検診は、400 円とする。</p> <p>乳がん検診については、視触診は 200 円、X線撮影は 500 円とする。</p> <p>肝炎ウイルス集団検診は、500 円とする。</p> <p>肝炎ウイルス個別検査の B・C 型は、1,000 円とする。</p> <p>骨粗しょう症検診は、500 円とする。</p> <p>結核検診、歯周疾患検診、乳幼児健康診査及び妊婦一般健康診査は、現行のとおり無料とする。</p> <p>(2) 健康教室・相談事業は、地域の実態に応じて合併後に調整する。</p> <p>(3) 訪問指導は、合併時までに調整する。</p> <p>(4) 機能回復訓練事業は、地域の実態に応じて合併後に調整する。</p> <p>(5) 予防接種等については、ツベルクリン反応検査、BCG、ポリオ、三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎（個別）及びインフルエンザは、現行を基本とし新町において実施する。なお、実施期間等については、合併時までに調整する。二種混合、日本脳炎（集団）については、合併時に個別接種に向けて調整する。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-8 保健関係事業</p> <p>(1) 各種健康診査は、現行を基本とし新市において実施する。実施期間等については、合併時までに調整する。なお、受診者負担金は、次のとおりとする。</p> <p>基本健康診査は、1,000 円とする。</p> <p>胃がん検診は、900 円とする。</p> <p>子宮がん集団検診は、600 円とする。</p> <p>子宮がん個別検診は、1,700 円とする。</p> <p>肺がん検診は 200 円、喀痰検査は 500 円とする。</p> <p>大腸がん検診は、500 円とする。</p> <p>乳がん検診については、視触診は 300 円、X線撮影は 600 円とする。</p> <p>肝炎ウイルス集団検診は、500 円とする。</p> <p>肝炎ウイルス個別検査は、1,000 円とする。</p> <p>骨粗しょう症検診は、無料とする。</p> <p>結核検診、歯周疾患検診、乳幼児健康診査及び妊婦一般健康診査は、現行のとおり無料とする。</p> <p>(2) 健康教育・相談事業は、地域の実態に応じて合併後に調整する。</p>

小鹿野・両神	<p>(3) 訪問指導は、地域の実態に応じて合併時まで調整する。</p> <p>(4) 機能回復訓練事業は、地域の実態に応じて合併後に調整する。</p> <p>(5) 予防接種等については、BCG、ポリオ、三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎（個別）及びインフルエンザは、現行を基本として新市において実施する。なお、実施期間等については、合併時まで調整する。二種混合、日本脳炎（集団）については、本庄市の例による。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-12 保健、医療事業の取扱い</p> <p>(1) 予防接種については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。</p> <p>(2) 乳幼児及び母子に関する事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に再編する。</p> <p>(3) 基本健康診査については、平成 19 年度当初に再編する。</p> <p>(4) がん検診については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、平成 19 年度当初に再編する。</p> <p>(5) その他の検診については、平成 19 年度当初に統合又は再編する。</p> <p>(6) 老人保健機能回復訓練事業については、合併時に統合する。</p> <p>(7) 個別リハビリ相談については、現行のとおりとする。</p> <p>(8) 健康教育、健康相談等については、合併時に統合又は再編する。</p> <p>(9) 腹部超音波検診については、現行のとおりとする。</p> <p>(10) よい歯のコンクールについては、現行のとおりとする。</p> <p>(11) 訪問指導については、合併時に再編する。</p> <p>(12) 精神保健福祉事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。</p> <p>(13) 地区組織活動については、新町に引き継ぐものとする。</p>

#### 24-12 社会福祉事業

飯能市・名栗村	<p>19-07 社会福祉事業の取扱い</p> <p>社会福祉事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-14 社会福祉事業</p> <p>(1) 民生委員・児童委員活動補助事業、災害見舞金支給事業及び社会福祉施設整備補助事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) 民生委員推薦会については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 更正保護活動連絡協議会補助事業については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-12 社会福祉事業</p> <p>社会福祉事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は県の制度に基づいて実施している事業は、合併後も現行のとおり存続する。</p> <p>(2) その他の事業は、サービスの向上と新市全体の均衡を保つよう調整する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-8 福祉事業等の取扱い</p> <p>福祉事業等の取扱いについては行田市の制度を適用する。なお、難病者見舞金支給事業、補装具・日常生活用具の負担金補助事業については合併時に廃止する。</p>

#### 24-13 障害者福祉事業

飯能市・名栗村	<p>19-09 障害者福祉事業の取扱い</p> <p>障害者福祉事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
秩父	<p>25-10 障害者福祉事業</p> <p>(1) 特別障害者手当については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 障害児福祉手当については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 福祉手当（経過措置分）については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 在宅重度心身障害者手当については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 障害者支援費制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 重度心身障害者自動車等燃料費補助事業については、次のとおり合併時に再編する。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳 1・2・3 級所持者で本人運転の方</li> <li>・ 療育手帳 A・A・B 所持者及び同居者</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で本人運転の方</li> </ul> <p>1 か月の補助金の限度額については、吉田町の例により統一する。</p> <p>その他の事項については、秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 福祉タクシー補助事業については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(8) 障害者生活サポート事業については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(9) 障害児通園事業（星の子教室）については、合併時に秩父市の例により統一する。</p>

秩 父	<p>(10)在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助事業については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(11)精神障害者ホームヘルプサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(12)精神障害者短期入所事業については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(13)精神障害者地域生活援助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(14)難病患者ホームヘルプサービス事業については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(15)難病患者見舞金支給事業については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(16)難病患者通院交通費補助事業については、合併時に再編する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-8 福祉関係事業の取扱い</p> <p>福祉関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスを低下させないことを原則に新市において次のとおり調整する。</p> <p>(5) 障害福祉関係の事業については、障害者の自立と心身の健康を促進するため再編などの調整を行い、障害者福祉の増進に努めることとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-9 障害福祉事業</p> <p>(1) 重度心身障害者医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 次に掲げる事務事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>手話通訳設置事業 手話通訳派遣事業 重度心身障害者福祉年金支給事業 精神障害者小規模作業所運営費補助事業 難病患者手当（見舞金）支給事業</p> <p>(3) 次に掲げる事務事業については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p> <p>障害者等紙おむつ支給事業 障害者福祉計画 福祉タクシー利用料金助成事業 身体障害者訪問入浴サービス事業 重度身体障害者自動車燃料費助成事業</p> <p>(4) 在宅重度心身障害者介護者手当支給事業については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。ただし、吹上町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(5) 心身障害者地域デイケア事業については、合併後 3 年を目途に再編する。</p> <p>(6) 聴覚障害者ファックス使用料助成事業については、合併後 3 年を目途に再編する。ただし、川里町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(7) 心身障害児通園費等補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(8) 重度障害者下水道使用料基本料金等扶助事業については、平成 18 年 3 月 31 日に廃止する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-13 障害福祉事業</p> <p>障害福祉事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は県の制度に基づいて実施している事業は、合併後も現行のとおり存続する。</p> <p>(2) その他の事業は、サービスの向上と新市全体の均衡を保つよう調整する。</p>
上福岡市・大井町	<p>26 の 1 障害者福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 障害者福祉計画は、新市において新たに策定する</p> <p>(2) 重度心身障害者医療費の助成、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等については、国等の制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 在宅重度心身障害者手当については、合併時まで統一する。</p> <p>(4) 障害者施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 各種障害者支援事業については、現行制度を基本として、合併時まで統一する。</p> <p>(6) 障害者の就労支援事業については、新市においても引き続き実施する。</p>
小鹿野・両神	<p>25-10 障害者福祉事業</p> <p>(1) 特別障害者手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 障害児福祉手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 福祉手当（経過措置分）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 在宅重度心身障害者手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(5) 障害者支援費制度については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(6) 重度心身障害者自動車等燃料費補助事業については、合併時に再編する。</p> <p>(7) 福祉タクシー利用料金助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
行田市・南河原村	<p>25-8 福祉事業等の取扱い</p> <p>福祉事業等の取扱いについては行田市の制度を適用する。なお、難病患者見舞金支給事業、補装具・日常生活用具の負担金補助事業については合併時に廃止する。</p>

<p>深谷市・岡部町・川本町・花園町</p>	<p>22-11 障害者福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 障害者計画については、新市の総合振興計画策定に合わせ策定する。</p> <p>(2) 障害者スポーツ大会については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 福祉医療助成については、現行のとおりとする。ただし、支給方法については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(4) 難病患者支援については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p> <p>(5) 手話通訳派遣事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p> <p>(6) 重度身体障害者（児）日常生活用具給付等事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p> <p>(7) 身体障害者（児）補装具の修理交付事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p>
<p>神川町・神泉村</p>	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>障害者福祉に関すること</p> <p>(1) 身体障害者の日常生活用具の支給と貸与は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 身体障害児の日常生活用具の支給と貸与は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 支援費事業は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。支援費支給決定検討会議は、新町において新たに設置する。</p> <p>(4) 心身障害者生活サポート事業は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 心身障害児生活サポート事業は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 生活ホーム事業は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおり実施する。</p> <p>(7) 障害者福祉タクシー事業は、神川町の例により実施する。</p> <p>(8) 重度身体障害者自動車等燃料費助成事業は、神川町の例により実施する。</p> <p>身体障害者運転免許取得費補助事業は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>身体障害者用自動車改造費等の助成制度は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(9) 重度心身障害者医療費支給事業は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(10) 在宅重度心身障害者手当は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。その他の単独事業は神川町の例による。</p>
<p>本庄市・児玉町</p>	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>【障害者福祉に関すること】</p> <p>(1) 身体障害者の日常生活用具の支給と貸与は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 身体障害児の日常生活用具の支給と貸与は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 支援費事業は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。支援費支給決定検討会議は、本庄市の構成を基本に新市において新たに設置する。</p> <p>(4) 心身障害児(者)生活サポート事業は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 生活ホーム事業は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(6)</p> <p>難病患者見舞金支給事業は、難病の認定を受けた者に一時見舞金30,000円(単年度限り)を支給する制度とし、新市において実施する。</p> <p>心臓病児の手術見舞金事業は、本庄市の例により実施する。</p> <p>(7) 障害者福祉タクシー事業は、本庄市の例により実施する。</p> <p>(8) 重度身体障害者自動車等燃料費助成事業は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(9) 身体障害者用自動車利用に関する助成制度は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(10) 重度心身障害者医療費支給事業は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(11) 在宅重度心身障害者手当、重度心身障害者手当は、在宅重度心身障害者手当制度を基本に次のように整理・統合する。県補助対象となる身体障害者1級・2級、知的障害者A・Aは、現行のとおり月額5,000円支給する。その他の単独補助事業は新市において調整する。</p>
<p>都幾川村・玉川村</p>	<p>22-13 障害者福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 障害児（者）生活サポート事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(2) 障害者ホームヘルプサービス事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>

都幾川村・玉川村	<p>(3) 障害者スポーツ・レク交流会については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(4) 身体障害者訪問入浴サービス事業については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(5) 重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(6) 重度心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(7) 重度心身障害者医療費支給事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(8) 障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定する。</p> <p>(9) 身体障害者診断書料補助事業については、現行のとおりとする。</p>
----------	--

## 24-14 高齢者福祉事業

飯能市・名栗村	<p>19-08 高齢者福祉事業の取扱い</p> <p>高齢者福祉事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
秩父	<p>25-11 高齢者福祉事業</p> <p>(1) 在宅介護支援センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、委託先等については合併後に調整する。</p> <p>(2) 外出支援サービス事業については、合併時に大滝村の例により新市に引き継ぐ。ただし、送迎範囲については、吉田町の例による。</p> <p>(3) 配食サービス事業については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。配布方法については、合併時に調整する。社会福祉協議会事業については、別途協議する。</p> <p>(4) 敬老会については、現行のとおり旧市町村単位で開催する。実施内容については、合併後に調整する。</p> <p>(5) 単位老人クラブ補助金については、合併時に再編する。老人クラブの年齢等の定義は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。</p> <p>(6) 老人クラブ連合会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、組織及び補助金の再編について検討する。</p> <p>(7) ねたきり老人等手当支給事業については、合併時に吉田町の例により統一する。</p> <p>(8) ねたきり老人等介護者慰労金支給事業については、合併時に荒川村の例により統一する。ただし、対象者については、住民税非課税世帯に限る。</p> <p>(9) 長寿祝金支給事業については、段階的に調整を図り、5年後秩父市の例により統一する。</p> <p>(10) 緊急通報システム事業については、対象者については荒川村の例により統一し、その他については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、システム統一に向け検討する。</p> <p>(11) 徘徊高齢者位置情報提供サービス事業については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(12) 高齢者福祉タクシー利用助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(13) デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>(14) 老人福祉センターの管理・運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、利用要件等については、合併時まで調整する。</p> <p>(15) 介護保険等サービス利用料助成事業については、合併時に荒川村の例により統一する。</p> <p>(16) 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業については、合併時に吉田町の例により統一する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-8 福祉関係事業の取扱い</p> <p>福祉関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスを低下させないことを原則に新市において次のとおり調整する。</p> <p>(5) 高齢福祉関係の事業については、高齢化社会を踏まえ、健康で生きがいのある環境づくりを促進するため再編などの調整を行い、高齢者福祉の増進に努めることとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-10 高齢者福祉事業</p> <p>(1) 高齢者世帯民間賃貸住宅住み替え家賃助成事業、在宅高齢者居宅改善費助成事業及び徘徊高齢者等探索サービス事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) 老人福祉センター運営事業及び要介護高齢者（ねたきり老人）等介護者手当支給事業については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 次に掲げる事務事業については、平成18年4月1日に再編する。</p> <p>重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業 敬老祝金（長寿祝金）支給事業 敬老事業補助事業 重度要介護高齢者寝具乾燥消毒等事業 重度要介護高齢者手当支給事業 ひとり暮らし等高齢者配食サービス事業 老人クラブ活動等補助事業 シルバー人材センター助成事業 高齢者保健福祉計画</p>

鴻巣市・川里町・吹上町	<p>在宅高齢者自立支援サービス事業</p> <p>(4) 重度要介護高齢者等訪問美容サービス事業については、平成18年4月1日に再編する。ただし、吹上町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(5) 外出支援サービス事業については、平成18年4月1日に再編する。ただし、川里町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(6) 福祉施設送迎バス運行事業については、合併後2年を目途に再編する。</p> <p>(7) 次に掲げる事務事業については、平成18年3月31日に廃止する。</p> <p>敬老会事業 軽度生活援助員派遣事業 生きがい活動支援通所事業 生活管理指導事業（短期宿泊） 下水道使用料基本料金等扶助事業 敬老マッサージ助成事業</p>
春日部市・庄和町	<p>24-14 高齢福祉事業</p> <p>高齢福祉事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は県の制度に基づいて実施している事業は、合併後も現行のとおり存続する。</p> <p>(2) その他の事業は、サービスの向上と新市全体の均衡を保つよう調整する。</p>
上福岡市・大井町	<p>26の2 高齢者福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 老人保健施設は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) ねたきり老人等手当については、老人介護手当に一本化し、対象は、65歳以上で介護度3以上とする。金額は、合併時までに調整する。</p> <p>(4) 老人支援サービスで共通する事業は、現行のまま継続するものとし、差異がある事業は、合併時に統一する。</p> <p>(5) 敬老祝金、敬老事業については、合併時までに統一する。</p> <p>(6) 老人医療費の助成制度は、両市町で大きな差があるため、調整した上で、合併時までに統一する。</p> <p>(7) 高齢者居室整備事業は、上福岡市の例による。</p> <p>(8) 生きがいサービス事業については、現行サービスを下回らないように、合併時までに調整する。</p>
小鹿野・両神	<p>25-11 高齢者福祉事業</p> <p>(1) 在宅介護支援センター運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に小鹿野町の例により統一するよう調整する。</p> <p>(2) 移動支援事業（リフトカー貸出）については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(3) 敬老会については、合併後に再編する。</p> <p>(4) 敬老年金については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 単位老人クラブ補助金については、合併後に再編する。</p> <p>(6) 老人クラブ連合会補助金については、合併時に再編する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-8 福祉事業等の取扱い</p> <p>福祉事業等の取扱いについては行田市の制度を適用する。なお、難病者見舞金支給事業、補装具・日常生活用具の負担金補助事業については合併時に廃止する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-12 高齢者福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 老人保健福祉計画については、合併する年度の翌年度に策定する。それまでの間は、1市3町の各計画の集合をもって、新市の計画とする。</p> <p>(2) 敬老会については、合併する年度の翌々年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 高齢者慶祝事業については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 敬老祝金については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(5) ねたきり老人等介護手当等支給事業については、合併時に再編する。</p> <p>(6) ねたきり老人等おむつサービス事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 老人福祉センター等の運営管理については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>高齢者福祉に関すること</p> <p>(1) 神川町総合福祉センターは、現行のとおり新町の施設として引き継ぐ。</p> <p>(2) 介護用品等の支給については、神川町の例により新町においても実施する。</p> <p>(3) ねたきり老人等介護者手当は、神川町の例により新町においても実施する。ただし、新町において事業の統合を検討する。</p> <p>(4) ねたきり老人等手当は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。ただし、</p>



神川町・神泉村	<p>新町において事業の統合を検討する。</p> <p>(5) 家族介護慰労金は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 老人入所措置関係事業は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 敬老会は、新町においても神川町の例により実施する。ただし、表彰・記念品、実施日・会場については、新町において調整する。</p> <p>(8) 敬老祝金及び特別長寿祝金給付事業は、神川町の例により新町においても実施する。ただし、新町において事業の内容を検討する。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>【高齢者福祉に関すること】</p> <p>(1) 本庄市老人福祉センター「つきみ荘」は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 介護用品等の支給については、本庄市の例により実施する。ただし、合併時にねたきり老人等手当を受給していた者は支給対象者とする。また、実施主体については、合併時までに調整する。</p> <p>(3) 児玉町のねたきり老人等手当は合併時に廃止し、本庄市の要介護高齢者介護手当に統合する。</p> <p>(4) 家族介護慰労金は、現行のとおり実施する。</p> <p>(5) 徘徊高齢者サービス事業は、本庄市の例により実施する。</p> <p>(6) 老人入所措置関係事業は、2市町間で制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 敬老会は、新市においても実施する。ただし、実施方法等については、新市において調整する。</p> <p>(8) 敬老祝金は、本庄市の例による。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-14 高齢者福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(2) 高齢者慶祝事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(3) 配食サービス事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(4) 在宅介護支援センター運営事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>

#### 24-15 児童福祉・保育（子育て支援）事業

飯能市・名栗村	<p>19-10 児童福祉事業の取扱い</p> <p>児童福祉事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
秩父	<p>25-12 児童福祉事業</p> <p>(1) 児童手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 児童扶養手当については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(3) 出産褒賞金については、現行の制度を包括した新たな制度を合併時までに調整する。</p> <p>(4) 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 保育料については、国の保育所徴収金基準額表に統一する。ただし、金額については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 民間保育園への委託事業については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(7) 私立保育園運営費補助金については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(8) 家庭保育室については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(9) 学童保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。保育料については、合併時までに秩父市の例により統一するものとする。</p> <p>(10) 養護学校放課後児童対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-8 福祉関係事業の取扱い</p> <p>福祉関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスを低下させないことを原則に新市において次のとおり調整する。</p> <p>(2) こども福祉関係の事業については、少子化の進行を踏まえ、保育所や学童クラブの充実など子育て支援を図るため、統合、再編を行い、子育て環境の整備に努めることとする。なお、保育料については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに統一する。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-11 児童福祉事業</p> <p>(1) 私立幼稚園就園奨励費補助事業、私立幼稚園預かり保育運営費補助事業及び私立幼稚園園児健康診断補助事業については、平成 18 年 4 月 1 日に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) ファミリー・サポート・センター事業については、平成 18 年 4 月 1 日に吹上町の制度に統合する。</p> <p>(3) 次に掲げる事務事業については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p> <p>乳幼児医療費助成事業（0 歳～6 歳）</p> <p>私立幼稚園協会等補助事業</p> <p>乳幼児集団健診事業（4 か月、1 歳 6 か月、3 歳）</p> <p>フッ素塗布事業</p> <p>子育て支援事業</p>

<p>鴻巣市・川里町・吹上町</p>	<p>(4) 児童医療費助成事業（7歳～15歳）については、平成18年4月1日に再編する。ただし、吹上町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(5) 母子家庭下水道使用料基本料金等扶助事業については、平成18年3月31日に廃止する。</p> <p>27-12 保育事業</p> <p>(1) 民間保育園補助事業については、平成18年4月1日に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) 保育所入所選考委員会については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 延長保育事業及び一時保育事業については、平成18年4月1日に再編する。</p> <p>(4) 次世代育成支援地域行動計画については、合併後1年を目途に再編する。</p> <p>(5) 学童保育事業及び保育料については、合併後3年を目途に再編する。</p>
<p>春日部市・庄和町</p>	<p>24-15 児童福祉事業</p> <p>児童福祉事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は県の制度に基づいて実施している事業は、合併後も現行のとおり存続する。</p> <p>(2) その他の事業は、サービスの向上と新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>24-16 保育事業</p> <p>保育事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保育料については、平成18年4月を目標に再編する。</p> <p>(2) その他の事業は、サービスの向上と新市の均衡を保つよう調整する。</p>
<p>上福岡市・大井町</p>	<p>26の3 児童福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 次世代育成行動計画は、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 児童館・児童センター及び障害児デイサービスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当については、国・県の制度であるため、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 児童クラブ・学童保育室については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、保育料や対象学年、運営等については、新市において、速やかに調整を図る。</p> <p>(5) ひとり親家庭就学支度金については、上福岡市の例による。</p> <p>26の4 保育事業の取扱い</p> <p>(1) 保育形態は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 保育料は、国の保育料基準表を参考に、新市において適正な保育料を算出し統一する。</p> <p>(3) 保育料の減免規程は違いがないので、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 一時保育及び延長保育は、保育時間や保育料について、新市において通常保育と併せて調整する。</p> <p>(5) 待機児童については、新市において、市立保育園や幼稚園との連携等の検討を行い、改善に努める。</p> <p>(6) 家庭保育室は、当面は現行のとおりとする。</p>
<p>小鹿野・両神</p>	<p>25-12 児童福祉事業</p> <p>(1) 児童手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 児童扶養手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 特別児童扶養手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 出産褒賞金については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 父子手当については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(6) 「クアパレスおがの」利用券配布については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(7) 母子・父子家庭入学卒業児童生徒祝品の贈呈については、合併時に廃止する。</p> <p>(8) 公立保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(9) 保育料については、合併時に両神村の例を基本に再編する。ただし、合併時以前に入所している児童の保育料については、合併年度中に限り従前の例による。</p> <p>(10) 民間保育所運営委託については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(11) 管外保育所運営費補助金については、合併時に統一する。</p> <p>(12) 民間保育所運営費補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(13) 家庭保育室については、合併時に統一する。</p> <p>(14) 公立学童保育室運営については、合併時に両神村の例により統一する。</p> <p>(15) 学童保育室運営委託については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(16) 養護学校放課後児童対策事業については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p>
<p>行田市・南河原村</p>	<p>25-8 福祉事業等の取扱い</p> <p>福祉事業等の取扱いについては行田市の制度を適用する。なお、難病者見舞金支給事業、補装具・日常生活用具の負担金補助事業については合併時に廃止する。</p> <p>25-9 子育て支援事業の取扱い</p> <p>(1) 放課後児童対策事業、保育料、公立保育所管理運営事業については、行田市の制度を適用する。</p> <p>(2) 保育所給食については、当面存続する。</p> <p>(3) 母子及び寡婦福祉事業については、合併後に統合する。</p> <p>(4) 次世代育成支援対策事業については、合併後に再編する。</p>

<p>深谷市・岡部町・ 川本町・花園町</p>	<p>22-13 児童福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 児童関係手当について 児童手当については、国の制度のため新市に引き継ぐものとする。 児童扶養手当については、国の制度のため新市に引き継ぐものとする。 特別児童扶養手当については、国の制度のため新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 乳幼児医療費支給事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療費支給事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>22-14 保育事業の取扱い</p> <p>(1) 保育料・保育料減免について 保育料については、1市3町の保育所徴収金基準額表を参考に、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 保育料減免については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 特別保育事業について 低年齢児保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 延長保育事業については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 一時保育事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。 子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。</p>
<p>神川町・神泉村</p>	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>保育に関すること</p> <p>(1) 公立保育所の定員は、現行のとおりとする。公立保育所の通常保育時間は、午前8時30分から午後4時30分とする。ただし、開所時間・延長保育については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 保育料については、合併時は現行のとおりとし、国の保育料徴収基準額表を原則に平成19年度適用保育料を目途に統一する。家計の主宰者の認定基準は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。複数児童入所世帯の減免は、両町村間の制度に差異がないため、現行のとおりとする。その他の減免については、両町村間で意見聴取対象が若干異なるため、合併時まで統一する。</p> <p>(3) 民間児童クラブへの委託は、新町においても現行のとおり実施する。</p> <p>(4) 養護学校児童クラブへの補助事業は、新町においても現行のとおり実施する。</p> <p>児童福祉に関すること</p> <p>(1) チャイルドシート購入費の助成制度は、神川町の例により新町においても実施する。ただし、新町において事業内容を検討する。</p> <p>(2) ひとり親家庭等の医療費支給事業は、両町村間の制度に差異がないため、新町においても現行のとおり実施する。</p> <p>(3) 乳児医療費支給事業は、両町村間の制度に差異がないため、新町においても現行のとおり実施する。</p>
<p>本庄市・児玉町</p>	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>【児童、その他福祉に関すること】</p> <p>(1) 児童福祉について 児童センターは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ひとり親家庭等の医療費支給事業は、2市町間の制度に差異がないため、現行のとおり実施する。 乳児医療費支給事業は、2市町間の制度に差異がないため、現行のとおり実施する。</p> <p>【保育に関すること】</p> <p>(1) 保育所について 公立保育所の定員は、現行のとおりとする。 公立保育所の受入月齢については、合併時は現行のとおりとし、新市において統一する。 公立保育所の通常保育時間は、午前8時30分から午後4時30分とする。ただし、開所時間・延長保育については、現行のとおりとする。 公立保育所の一時保育の実施保育所及び利用料金については、現行のとおりとする。 なお、減免については、差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 保育料について</p>

<p>本庄市・児玉町</p>	<p>保育料については、合併時は現行のとおりとし、平成 18 年度入所の申込み時までに調整する。</p> <p>家計の主宰者の認定基準は『児童と同一世帯に属し、当該児童及びその父母を健康保険等の扶養家族としている者又は同じくこれらを税法上扶養控除している者又は当該児童の父母を専従者としている者。』に統一する。</p> <p>複数児童入所世帯の減免は、2 市町間に制度に差異がないため、現行のとおりとする。</p> <p>なお、その他の減免については、本庄市の例により統一する。</p> <p>(3) 家庭保育室運営委託は、新市においても現行のとおり実施する。</p> <p>(4) 公立学童クラブは、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 民間児童クラブへの委託は、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 養護学校児童クラブへの補助事業は、現行のとおりとする。</p>
<p>都幾川村・玉川村</p>	<p>22-15 児童福祉事業の取扱い</p> <p>(1) 児童手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 特別児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 父子手当支給事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 乳幼児医療費支給事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 児童医療費支給事業については、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合する。</p> <p>(7) ひとり親家庭等医療費支給事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(8) 児童相談に関することについては、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(9) 青少年対策に関することについては、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(10) 次世代育成支援行動計画については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(11) 児童虐待ネットワークについては、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(12) 出産祝い金制度については、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。</p> <p>22-16 保育事業の取扱い</p> <p>(1) 放課後児童対策事業については、平成 19 年度当初に再編する。</p> <p>(2) 家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(3) 特別保育補助事業については、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(4) 保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。</p> <p>(5) 公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。</p>

#### 24-16 生活保護事業・その他の福祉事業

<p>秩 父</p>	<p>25-13 その他の福祉事業</p> <p>(1) 生活保護事業については、新市においても福祉事務所を設置し、法令等に基づき実施する。</p> <p>なお、埼玉県秩父福祉保健総合センターで行っている事務の引継ぎについては、合併時まで調整する。</p> <p>(2) 災害見舞金については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 老人医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) ひとり親家庭医療費助成事業については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(6) 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>(7) 児童生徒医療費支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p>
<p>熊谷市・大里町・妻沼町</p>	<p>23-8 福祉関係事業の取扱い</p> <p>福祉関係事業の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスを低下させないことを原則に新市において次のとおり調整する。</p> <p>(6) その他福祉関係の事業については、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら統合・再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めることとする。</p>
<p>鴻巣市・川里町・吹上町</p>	<p>27-13 生活保護事業</p> <p>生活保護法施行事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p>
<p>春日部市・庄和町</p>	<p>24-18 生活保護事業</p> <p>生活保護事業については、次のとおりとする。</p> <p>県が実施している庄和町の事業については、新市で行うものとする。なお、住民生活に支障のないよう合併時に春日部市の例により統合する。</p>
<p>上福岡市・大井町</p>	<p>26 の 5 生活保護事業の取扱い</p> <p>(1) 給付については、法律で定められているので、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 福祉事務所の新規設置と職員の配置について検討し、調整する。</p> <p>(3) 生活保護世帯を対象とする市町独自の事業は、従来からの経緯・実情を考慮しつつ、調整する。</p>

小鹿野・両神	<p>25-13 その他の福祉事業</p> <p>(1) 生活保護事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 災害援護資金貸付については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 災害見舞金については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(6) 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(7) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(8) 重度心身障害者医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-15 生活保護事業の取扱い</p> <p>生活保護事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p>
神川町・神泉村	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>その他福祉に関すること</p> <p>国の法律に準拠の災害弔慰金・災害援護資金の貸付は、両町村間の制度に差異がないため、新町においても現行のとおり実施する。町村独自の災害見舞金支給事業は、神川町の例により実施する。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-7 福祉関係事業</p> <p>【児童、その他福祉に関すること】</p> <p>(2) その他福祉について</p> <p>国の法律に準拠の災害弔慰金・災害援護資金の貸付は、2市町間の制度に差異がないため、現行のとおり実施する。独自の災害見舞金支給事業は、本庄市の例により実施する。生活保護事業については、法律に基づき、本庄市の例により実施する。</p>

#### 24-17 清掃（ごみ収集運搬処理業務）事業・環境対策（衛生）事業

飯能市・名栗村	<p>19-18 環境衛生事業の取扱い</p> <p>環境衛生事業については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、ごみの分別方法については、当分の間、両市村の現行どおりとする。</p>
秩父	<p>25-7 環境対策事業</p> <p>(1) 環境審議会については、合併時に秩父市の例により新たに設置する。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽設置・管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 20 年度までに統一するよう調整する。ただし、秩父市の転換補助分は廃止し、新たに設ける撤去費補助事業で対応する。</p> <p>(3) 単独処理浄化槽撤去費補助事業については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 合併処理浄化槽改造資金利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-11 環境対策事業の取扱い</p> <p>(1) 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>(2) ごみの排出・収集運搬体制については、合併後に再編する。</p> <p>(3) ごみの排出袋制度については、合併後に再編する。</p> <p>(4) 施設の管理（環境美化センター、清掃センター及び車両の管理）については、合併後に再編する。</p> <p>(5) し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、合併後に再編する。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-16 ごみ処理事業</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業の許可事務については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) ごみ集積所等設置事業及び生ごみ処理機購入費補助事業については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 資源回収報奨金については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p> <p>(4) ごみの分別及びごみの収集については、合併後 2 年を目途に再編する。</p> <p>(5) 粗大ごみ処理事業については、合併後 2 年を目途に再編する。ただし、川里町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(6) 廃棄物減量等推進審議会については、合併時に廃止する。</p> <p>(7) ごみ減量化推進町民会議については、平成 18 年 3 月 31 日に廃止する。</p> <p>27-17 環境対策事業</p> <p>(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処分手業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) し尿くみ取り券売捌事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(3) 浄化槽清掃業の許可事務については、平成 18 年 4 月 1 日に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(4) 環境審議会については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 合併処理浄化槽設置補助事業、各種公害調査事業及びダイオキシン類調査事業については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p> <p>(6) 環境基本計画については、合併後 2 年を目途に再編する。</p>

春日部市・庄和町	<p>24-9 ごみ処理事業  ごみ処理事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ及び資源物の収集区域、収集回数、収集方法（ダストボックス、ステーション方式）、分別方法及び処理施設については、現行のとおりとする。なお、収集方法のダストボックス及びステーション方式の選択制は残し、収集区域等については合併後、3年を目安に統合・再編する。</p> <p>(2) ごみの指定袋及び処理手数料等については、新市において3年を目安に調整する。</p> <p>(3) し尿の収集区域、収集方法、処理施設については、現行のとおりとする。なお、合併後、新市において3年を目安に統合・再編する。</p> <p>(4) し尿処理手数料は、新市において3年を目安に調整する。</p> <p>24-10 環境対策事業  環境対策事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新市において、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を策定し、環境対策の充実を図る。</p> <p>(2) 埋火葬業務については、合併後も現行のとおり存続する。</p>
上福岡市・大井町	<p>23 清掃事業の取扱い</p> <p>(1) ごみの収集方法（分別）及び収集回数については、処理施設の整備状況及び集積場の状況、収集方法の周知などの課題から、当面現行のとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。</p> <p>(2) ごみ処理・処分手数料は、上福岡市の例による。</p> <p>(3) 申請手数料については、大井町の例による。</p>
小鹿野・両神	<p>25-7 環境対策事業</p> <p>(1) 生活環境保全条例については、合併時に小鹿野町の例により統一し、環境保全審議会については、新たに設置する。</p> <p>(2) 生活排水路整備事業補助については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(3) 単独処理浄化槽等撤去補助については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(4) 合併処理浄化槽改造資金利子補給については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(5) 生ごみ処理容器設置費補助については、合併時に廃止する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-11 環境対策事業の取扱い</p> <p>(1) 一般廃棄物処理手数料及び一般廃棄物処理業等許可申請手数料については、行田市の手数料に統一する。ただし、合併年度に限り、それぞれの市村の手数料とする。</p> <p>(2) 一般廃棄物収集運搬及び一般廃棄物処理業の許可については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(3) し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、当面現行のとおりとする。</p> <p>(4) ごみの排出・収集運搬体制については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(5) 粗大ごみ戸別収集事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(6) ごみ資源化及び集団資源回収事業については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(7) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(8) 家庭廃棄物処理施設設置補助金については、合併時に廃止する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-16 ごみ処理事業の取扱い</p> <p>(1) 一般廃棄物処理計画については、合併する年度の翌年度に策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 一般廃棄物の処理手数料については、可燃ごみ以外の手数料は、合併する年度の翌年度に深谷市、岡部町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>不燃ごみと資源ごみ（物）については、合併する年度の翌年度から深谷市清掃センター旧施設で受け入れる。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>岡部町環境センターへの直接搬入は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) ごみの搬出・収集運搬体制については、分別方法、収集回数、収集曜日、ごみの出し方を、合併後策定する一般廃棄物処理計画に基づき速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 指定ごみ袋については、可燃ごみは現行のとおりとし、不燃ごみは合併時に大里広域標準袋と透明袋を併用する。</p> <p>(5) リサイクル活動推進については、回収団体に対する奨励金額を、合併する年度の翌年度から深谷市の6円/kgに統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>深谷市で実施している回収業者への委託制度は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(6) ごみ減量化対策については、電動式生ごみ処理機器への補助を、合併する年度の翌年度に深谷市、川本町の制度に統合する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>生ごみ処理容器については、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>

<p>深谷市・岡部町・川本町・花園町</p>	<p>(7) ごみ資源化対策については、合併後策定される一般廃棄物処理計画に位置づけ、ごみ資源化啓発活動として資源化を推進する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>22-17 環境対策事業の取扱い</p> <p>(1) 環境基本計画については、合併後速やかに策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 環境審議会については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>(3) 不法投棄防止については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 火葬場、斎場の使用については、合併時に再編する。</p>
<p>神川町・神泉村</p>	<p>27-6 環境衛生関係事業</p> <p>(1) 合併浄化槽関係補助金  合併浄化槽設置補助金について、対象区域は新町の補助金交付要綱による区域とし、補助額については、神川町の例による。ただし、一部地域の補助額については、地域の特殊性を考慮し、合併時まで地域を指定して調整する。  合併浄化槽転換促進費補助金について、対象区域は、新町の補助金交付要綱による区域とし、補助額については、神川町の例による。  合併浄化槽維持管理補助金について、対象区域は、新町の補助金交付要綱による区域とし、補助額については、神川町の例による。</p> <p>(2) 産業廃棄物に係る立入り検査等の実施に係る併任職員については、神川町の例による。</p> <p>(3) ごみの収集方法・収集体制について、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後1年を目途として調整する。</p> <p>(4) 産業廃棄物処理施設設置及び管理条例については、神川町の例による。</p>
<p>本庄市・児玉町</p>	<p>27-6 環境衛生関係事業</p> <p>(1) 合併浄化槽関係補助金  合併浄化槽設置補助金について、対象区域は新市の補助金交付要綱による区域とし、補助額については、合併時まで統一する。  合併浄化槽転換促進費補助金について、対象区域は、新市の補助金交付要綱による区域とし、補助額については、本庄市の例による。</p> <p>(2) 産業廃棄物に係る立入り検査等の実施に係る併任職員について、児玉町の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) ごみの収集方法・収集体制について、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途として調整する。</p> <p>(4) 産業廃棄物処理施設設置及び管理条例について、児玉町の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 埋め立てに関することについて、児玉町の例により新市に引き継ぐ。</p>
<p>都幾川村・玉川村</p>	<p>22-18 環境対策事業</p> <p>(1) 環境保全条例については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(2) 環境審議会については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(3) 公害防止協定については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 地球温暖化対策については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(5) 土砂等による土地の埋立て等の規制については、合併後、速やかに再編する。</p>

#### 24-18 農業振興事業

<p>飯能市・名栗村</p>	<p>19-19 農林事業の取扱い</p> <p>枝打奨励事業補助、間伐奨励事業補助及び分収林制度については、名栗村の例によるものとし、公有林看視員制度については、新市において見直しを行うものとする。その他の農林事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
<p>秩父</p>	<p>25-15 産業観光振興事業</p> <p>(4) 現農家台帳を整備し、新市に引き継ぐ。合併後に農家台帳システムを導入し、データを統一する。</p> <p>(5) 農業者年金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 農政推進協議会については、新市においても設置する。</p> <p>(7) 農業振興地域整備計画は、現在の整備計画を新市に引き継ぎ、新市において新たな整備計画を策定する。</p> <p>(8) 農業近代化資金利子補給金は、合併時に統合する。継続事業については、新市に引き継ぎ、新規事業については、新市において計画する。</p> <p>(9) 遊休農地解消事業については、新市に引き継ぐ。</p> <p>(10) 農業集落排水事業の継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については、秩父市の計画による。</p> <p>(11) 農業集落排水事業の分担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(12) 農業集落排水事業の使用料については、合併後に再編する。</p>

秩 父	<p>(13)森林整備計画については、現在の整備計画を新市に引き継ぎ、新市において新たな整備計画を策定する。</p> <p>(14)森林整備地域活動支援事業については、事業終了まで存続する。</p> <p>(15)森林管理道工事の継続事業は実施し、新規事業については、新市において計画する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-9 農業振興事業の取扱い</p> <p>魅力ある農業づくりを実現し、地域農業の担い手を確保するとともに、後継者の育成を図るため、次の施策を推進する。</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域については、現行のとおりとし、新市において策定する計画に基づき調整する。</p> <p>(2) 地産地消運動を引き続き推進し、安心・安全な農産物の生産振興に努める。</p> <p>(3) 「地域水田農業ビジョン」を策定し、市場重視の売れる米づくりを推進するとともに、農業構造改革を加速化し、地域農業の担い手を確保する。</p> <p>(4) 農業基盤整備事業については、現在施工中のものは新市に引き継ぐとともに、計画中的のものも含め、引き続き推進し、農業生産性の向上を図る。</p> <p>(5) 農業集落排水処理施設整備事業については、新市に引き継ぎ、農村環境の整備を図る。</p> <p>(6) 畜産経営については、環境問題に配慮し、家畜排せつ物法の施行を踏まえ、引き続き生産施設の改善等を図る。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-18 農業事業</p> <p>(1) 農業近代化資金利子補給事業及び農村環境改善センターの管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 次に掲げる事務事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>花の生産振興対策事業 花のオアシス推進事業 フラワーフェスティバル 土地改良事業補助事業</p> <p>(3) 県営ほ場整備事業については、合併時に川里町の制度に統合する。</p> <p>(4) 農業振興地域整備計画及び産業祭については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 生産調整関係奨励金等支給事業については、合併後1年を目途に再編する。</p> <p>(6) 水田農業経営確立対策事業（水田農業構造改革交付金）及び水田農業推進協議会については、合併後2年を目途に再編する。</p> <p>(7) 農業用廃プラスチック収集対策事業については、合併後2年を目途に再編する。ただし、吹上町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-19 農業振興事業</p> <p>農業振興事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新市において、農業振興整備計画を策定する。</p> <p>(2) 農業振興審議会は、新市において新たに設置する。</p> <p>(3) 農業振興事業のうち同一又は類似する事業については、統合・再編する。</p>
小鹿野・両神	<p>25-15 産業観光振興事業</p> <p>(4) 現農家台帳を整備し、新町に引き継ぐ。合併後、農家台帳システムによるデータの統合を行う。</p> <p>(5) 農業者年金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(6) 農業振興地域整備計画は、現在の整備計画を新町に引き継ぎ、合併後、新たな整備計画を策定する。</p> <p>(7) 農業近代化資金利子補給金は、合併時に小鹿野町の例により統合する。</p> <p>(8) 遊休農地解消事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後、再編する。</p> <p>(9) 森林整備計画については、現在の整備計画を新町に引き継ぎ、合併後、新たな整備計画を策定する。</p> <p>(10) 森林整備地域活動支援事業については、事業終了まで存続する。</p> <p>(11) 森林管理道工事については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後、調整する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-12 農業振興事業の取扱い</p> <p>(1) 農業振興関係補助金・交付金等については、行田市の制度に統合する。ただし、麦生産奨励費補助金、水田農業経営確立対策達成者補助金及び生産調整推進対策事業費補助金については、合併後調整する。</p> <p>(2) 農業制度資金の利子補給については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(3) 証明手数料は、行田市の手数料に統一する。</p> <p>(4) 認定農業者育成事業については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(5) 農地流動化地域総合推進事業については、行田市の制度に統合する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-18 農業振興事業の取扱い</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画については、現計画を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 森林整備計画については、現計画を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 農業用廃プラスチック収集処理対策事業については、合併後1年を目途に再編する。それ</p>



	<p>までの間は、現行のとおりとする。</p> <p>27-9 農林水産関係事業</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画 整備計画については、新町において新たな計画を策定する。なお、新計画策定までの間は、現行計画を引き継ぎ運用する。 農用地利用計画の変更（農用地の除外要件）については、管理に関する運用方針を合併後速やかに新町において策定する。</p> <p>(2) 国の米政策改革大綱に基づき策定された神川町地域水田ビジョンの例により、新町に引き継ぐ。</p> <p>(3) 農業経営基盤の強化（農地の流動化、担い手農家の育成等）については、両町村の構想を基に新町において新たに策定する。</p> <p>(4) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画は、現行計画を基に新町において策定する。また、畜産関係の単独補助制度については、資源の活用及び環境問題を考慮し神川町の例により、新町に引き継ぐ。</p> <p>(5) 森林整備計画については、現行計画を基に新町において新たに策定する。また、国・県の制度に基づいて実施している神泉村の森林整備地域活動支援事業交付金制度については、新町においても引き続き実施する。</p> <p>(6) 経営資金貸付利子補給事業 農業近代化資金利子補給助成事業については、国・県の制度に基づく利子補給制度を引き続き実施する。また、認定農業者に対する上乗せ（0.5%以内）利子補給制度は神川町の例により新町において実施する。なお、合併前において借入されているものについては、現行の制度を適用する。 農業経営基盤強化総合資金利子補給助成事業については、引き続き実施する。なお、合併前において借入されているものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>(7) 農業災害関係事業は、神川町の例により実施する。なお、合併前において借入されているものについては、現行の制度を適用する。</p>
神川町・神泉村	
本庄市・児玉町	<p>27-9 農林水産関係事業</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画について 整備計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画策定までの間は、現行計画を引き継ぎ運用する。 農用地利用計画の変更（農用地の除外要件）については、管理に関する運用方針を本庄市の例を参考に合併後速やかに策定する。</p> <p>(2) 地域水田農業ビジョン（米の生産調整計画）は、現行ビジョンを基に新市において新たに策定する。</p> <p>(3) 農業経営基盤の強化（農地の流動化、担い手農家の育成等）については、2市町の構想を基に新市において新たに策定する。</p> <p>(4) 酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画は、現行計画を基に新市において策定する。また、畜産関係の単独補助制度については、資源の活用及び環境問題を考慮し児玉町の例を参考に、新市において新たな補助制度を設ける。</p> <p>(5) 森林整備計画については、現行計画を基に新市において新たに策定する。</p> <p>(6) 経営資金貸付利子補給事業 農業近代化資金利子補給助成事業については、国・県の制度に基づく利子補給制度を引き続き実施する。なお、合併前において借入されているものについては、現行の制度を適用する。 農業経営基盤強化総合資金利子補給助成事業については、引き続き実施する。ただし、助成期間及び助成対象限度額に差異があるため、助成期間15年以内、助成対象限度額1億円とする。なお、合併前において借入されているものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>(7) 中山間事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(8) 農業災害関係事業は、本庄市の例により実施する。なお、合併前において借入されているものについては、現行の制度を適用する。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-19 農林水産業振興事業の取扱い</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(2) 米生産調整対策事業については、現行のとおりとし、国及び県の施策動向を見極めながら調整する。</p> <p>(3) 森林整備計画については、合併後、速やかに再編する。</p>

24-19 商工（産業）・観光（振興）関係事業

飯能市・名栗村	<p>19-20 商工観光事業の取扱い</p> <p>(1) 融資制度については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、名栗村の制度の適用を受けている者は、償還完了までの間、従前の例によるものとする。</p> <p>(2) 携帯電話送受信難解消機器購入費補助制度については、廃止するものとする。</p> <p>(3) 観光イベント事業及び観光PR事業については、当分の間、両市村の現行どおりとし、飯能生活祭及び名栗ふるさとまつりについては、両市村の事業の実情を踏まえ、新市において検討する。</p> <p>(4) その他の商工観光事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
秩父	<p>25-15 産業観光振興事業</p> <p>(1) 小口融資制度は存続させ、内容については秩父市の例に統一する。</p> <p>(2) 資金制度の利子補給については、合併時に秩父市の例に統一する。ただし、合併前のものは現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 観光イベント（地域おこしイベント）等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-10 商工、観光事業の取扱い</p> <p>都市の重要な基盤である商工業と地域間交流を活発にする観光については、次のとおり各施策を推進する。</p> <p>(1) 商工業振興事業は、合併後に再編し、地域の均衡ある発展を目指し引き続き推進する。</p> <p>(2) 中心市街地活性化事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、行政と民間が一体となり市街地の整備改善と商業の活性化を推進する。</p> <p>(3) 融資制度は、合併後に再編し、中小企業の経営の安定及び発展を支援する。</p> <p>(4) 観光事業は、合併後に再編し、地域の観光資源を活かすとともに、魅力ある観光拠点づくりやネットワーク化を図るなど引き続き推進する。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-19 商工・観光事業</p> <p>(1) 次に掲げる事務事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>商店街活性化推進事業 小口融資あっせん事業 小口融資資金利子補給事業 観光協会等関係団体への助成事業</p> <p>(2) 融資審査会については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 中小企業融資制度資金利子補給事業については、合併後2年を目途に再編する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-20 商工・観光事業</p> <p>商工・観光事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 融資制度は、平成18年4月を目標に再編する。</p> <p>(2) 商工会議所・商工会は、統合を図るよう促す。</p> <p>(3) イベントは、現行のとおりとする。なお、同一又は類似するイベントについては、新市の均衡を保つよう調整する。</p>
小鹿野・両神	<p>25-15 産業観光振興事業</p> <p>(1) 小口融資制度は、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(2) 資金融資制度の利子補給については、合併時に小鹿野町の例により統合する。</p> <p>(3) 観光イベント等については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整を図る。</p>
行田市・南河原村	<p>25-13 商工・観光事業の取扱い</p> <p>(1) 中小企業融資制度については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(2) 融資利子補給制度、勤労者対策事業及び商店街活性化推進補助事業については、行田市の制度を適用する。</p> <p>(3) 補助金・交付金等については、行田市の制度に統合する。ただし、村おこし特産品開発推進事業諸費補助金については、実情を考慮し調整する。</p> <p>(4) イベント・まつりについては、行田市の制度に統合し、南河原ふれあい祭りは、合併時に廃止する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-19 商工、観光事業の取扱い</p> <p>(1) 中小企業者融資制度については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p> <p>(2) 中小企業振興融資借入金利子補給事業については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 観光イベント・各種まつりについては、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 「道の駅」の管理については、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>27-10 商工・観光関係事業</p> <p>(1) 町村独自の制度資金については、神川町の例とする。また、合併時において貸付けされているものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>(2) 制度資金の利子補給については、神川町の例とする。</p> <p>(3) 制度資金の信用保証料補給については、神川町の例とする。</p> <p>(4) 勤労者住宅資金貸付制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 消費者行政については、神川町の例とする。</p>

神川町・神泉村	<p>(6) 観光事業については、新町に引き継ぐ。</p> <p>(7) 観光施設については、新町に引き継ぐ。また、合併時における施設の管理運営については、当面現行のとおりとし、新町において効率的な運営方法を検討する。</p> <p>(8) 祭り・イベントについては、新町に引き継ぐ。各種実施団体で行う祭り・イベント等については、地域の歴史を尊重し、引き続き支援する。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-10 商工・観光関係事業</p> <p>(1) 市町独自の制度資金については、合併時までに本庄市の例をもとに調整する。また、合併時において貸付けされているものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>(2) 制度資金の利子補給については、児玉町の例による。</p> <p>(3) 制度資金の信用保証料補給については、児玉町の例による。</p> <p>(4) 勤労者住宅資金貸付制度については、合併時までに本庄市の例をもとに調整する。</p> <p>(5) 消費者行政については、合併時までに本庄市の例をもとに調整する。</p> <p>(6) 観光事業については、新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 観光施設については、新市に引き継ぐ。また、合併時における施設の管理運営については、当面現行のとおりとし、新市において効率的な運営方法を検討する。</p> <p>(8) 祭り・イベントについては、新市に引き継ぐ。各種実施団体で行う祭り・イベント等については、地域の歴史を尊重し、引き続き支援する。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-20 商工、観光事業の取扱い</p> <p>(1) 融資制度については、合併時までに再編する。また、合併時において貸付けされているものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>(2) 利子補給制度については、玉川村の例により、合併時に統合する。また、合併時において貸付けされているものについては、現行の利子補給率を適用する。</p> <p>(3) 商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編する。</p> <p>(4) 観光協会については、関係する団体と協議し、合併後に再編する。</p> <p>(5) 祭り・イベントについては、現行のとおりとする。ただし、「木のむらフェスティバル」及び「玉川まつり」については、合併後、速やかに再編する。</p>

#### 24-20 勤労者（労働者）・消費者関連事業

秩父	<p>25-16 勤労者・消費者関連事業</p> <p>(1) 勤労者融資制度については、秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 消費者生活相談については、秩父市の例により再編する。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-20 労働者・消費者事業</p> <p>(1) 勤労青少年福祉対策事業（勤労青少年ホーム）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 中小企業勤労者定期健康診断料補助事業については、平成 18 年 4 月 1 日に鴻巣市の制度に統合する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-21 勤労者・消費者関連事業</p> <p>勤労者・消費者関連事業については、引き続き支援及び保護の観点から施策等の推進に努める。</p>
小鹿野・両神	<p>25-16 勤労者・消費者関連事業</p> <p>(1) 勤労者融資制度については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(2) 消費者生活相談については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後、調整する。</p>
深谷市・岡部町 川本町・花園町	<p>22-20 勤労者、消費者関連事業の取扱い</p> <p>(1) 勤労者対策については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p> <p>(2) 勤労者融資制度については、合併時に深谷市の制度を例として再編する。</p> <p>(3) 消費生活相談等については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-21 勤労者、消費者関連事業の取扱い</p> <p>(1) 勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 消費生活相談については、現行のとおりとする。</p>

#### 24-21 都市計画事業

秩父	<p>25-17 都市計画事業</p> <p>(1) 都市計画マスタープラン、緑の基本計画については、新市において新計画を策定する。</p> <p>(2) 都市計画区域は現行のとおりとする。</p> <p>(3) 道路及び公園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-15 都市計画関係事業の取扱い</p> <p>(1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) 各市町の都市計画区域及び用途地域等については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p>

熊谷市・大里町・妻沼町	<p>る。</p> <p>(3) 公園等については、現行のまま新市に引き継ぎ、整備推進する。</p> <p>(4) 土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、整備推進する。</p> <p>(5) 限定特定行政庁、開発許可に関する事務については、熊谷市の例により新市に引き継ぐものとする。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-22 都市計画事業</p> <p>都市計画事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 都市計画区域については、合併後、新市の均衡ある発展に資するよう再編を図るものとする。</p> <p>(2) 都市計画道路については、広い市域で住民の生活利便性を向上させるようネットワークを構築し、整備推進を図るものとする。</p> <p>(3) 現在事業中の市街地開発事業については、新市へ引継ぎ実施する。また、新たなまちづくりのための計画を新市において検討するものとする。</p> <p>(4) 公園事業については、うるおいのある空間づくりのため引き続き推進する。</p>
小鹿野・両神	<p>25-17 都市計画事業</p> <p>都市計画については、現行のとおり新町に引き継ぎ、見直し等については、合併後調整する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-23 都市計画事業の取扱い</p> <p>(1) 都市計画審議会については、合併後1年を目途に再編する。それまでの間の都市計画の手続きは、埼玉県都市計画審議会において行う。</p> <p>(2) 都市計画マスタープランについては、現計画を新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に新都市計画マスタープランを策定する。</p> <p>(3) 緑の基本計画については、現計画を新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に新緑の基本計画を策定する。</p> <p>(4) 都市計画道路整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 都市公園等整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
神川町・神泉村	<p>27-11 都市計画関係事業</p> <p>(1) 児玉都市計画については、新町に引き継ぐ。</p> <p>都市計画区域区分及び都市計画地域地区については、良好な市街地環境の形成や秩序あるまちづくりを進めるため、新町の都市計画マスタープラン策定に併せて検討する。</p> <p>現行の都市施設（都市公園）については、すべて新町に引き継ぐ。新町における都市施設に関する計画については、都市計画マスタープラン策定に併せて検討する。</p> <p>新町において都市計画マスタープランを策定する。</p> <p>(2) 開発行為に関することについては、神川町の基準を基にし、新町において新たな基準を定める。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-11 都市計画関係事業</p> <p>(1) 本庄都市計画、児玉都市計画については、新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p> <p>都市計画区域区分、都市計画地域地区については、良好な市街地環境の形成や秩序あるまちづくりを進めるため、新市の都市計画マスタープラン策定に併せて検討する。</p> <p>現行の都市施設（都市計画道路・都市公園・その他都市施設）については、すべて新市に引き継ぐ。新市における都市施設に関する計画については、都市計画マスタープラン策定に併せて検討する。</p> <p>新市において都市計画マスタープラン及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定する。それまでの間は現行プラン及び方針を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>土地区画整理事業については、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 開発行為について</p> <p>合併時において、児玉町の区域に関する都市計画法で規定する開発許可の権限移譲を埼玉県から受け、事務を行うものとする。</p> <p>開発許可の基準については、本庄市の基準を基にし、新市において新たな基準を定める。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-23 都市計画事業の取扱い</p> <p>(1) 都市計画審議会については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(2) 都市計画マスタープランについては、合併後、速やかに再編する。</p>

#### 24-22 建設関係（道路・河川・住宅）事業

飯能市・名栗村	<p>19-21 建設事業の取扱い</p> <p>建設事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
秩父	<p>25-18 建設関係事業</p> <p>(1) 市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たに認定基準を設ける。</p> <p>(2) 市町村道等の除雪作業については、地域の特性に十分配慮し柔軟に対応するとともに、現行除雪水準を維持する。</p>

秩 父	<p>(3) 合併時に道路パトロール業務体制を整理し、維持補修については、新市において調整する。</p> <p>(4) 合併時において継続している事業については、新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 用地買収単価の算定方法については、合併時に調整する。</p> <p>(6) 準用河川については、現行のまま新市に引き継ぎ管理する。占用料徴収条例、占用規則の制定等については、合併時まで調整する。</p> <p>(7) 河川改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(8) 市町村の公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。公営住宅の家賃については法令に基づき算出する。</p> <p>(9) 家賃の減免については、法令に準じ合併時に統一する。</p> <p>(10) 敷金については、現行のとおり家賃3月分とする。</p> <p>(11) 駐車場使用料は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に算出根拠を統一する。</p> <p>(12) 入居者資格については、合併時に秩父市の例により統一する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-12 建設関係事業（道路・河川・住宅事業）の取扱い</p> <p>(1) 道路、河川については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 道路事業については、新市建設計画に基づき道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努める。</p> <p>(3) 河川事業については、引き続き整備を推進し、適切な維持管理に努める。</p> <p>(4) 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 住宅事業については、引き続き住宅政策の推進や住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努める。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-21 土木・建設事業</p> <p>(1) 土地区画整理事業及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3の指定区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 次に掲げる事務事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>土地区画整理準備組合等に対する補助事業 土地区画整理事業助成事業 市街地再開発準備組合等に対する補助事業 市街地再開発事業補助事業 生産緑地地区の指定 建築行為に係る道路後退部分の指導等に関する事務 公営住宅事業</p> <p>(3) 開発指導要綱については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 道路橋りょう新設・改良に係る土地買収単価については、合併後1年を目途に再編する</p>
春日部市・庄和町	<p>24-23 道路事業 道路事業については、新市建設計画に基づき道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努める。</p> <p>24-24 河川事業 河川事業については、引き続き整備を促進し、適切な維持管理に努める。</p> <p>24-25 住宅事業 住宅事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住宅事業については、引き続き住宅政策の推進や住宅供給の促進に努める。</p> <p>(2) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な維持管理を行う。</p>
小鹿野・両神	<p>25-18 建設関係事業</p> <p>道路事業関係</p> <p>(1) 町村道については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に新たな認定基準を設ける。</p> <p>(2) 町村道等の除雪作業については、地域の特性に十分配慮し柔軟に対応するとともに、現行除雪水準を維持する。</p> <p>(3) 道路パトロール並びに維持補修については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 道路整備事業については、合併時に継続している事業は、新町に引き継ぐ。</p> <p>(5) 用地買収単価の算定方法については、合併時に調整する。</p> <p>河川事業関係</p> <p>(6) 準用河川の管理については、現行のとおり新町に引き継ぎ管理する。</p> <p>(7) 河川改良・維持管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>占用関係</p> <p>(8) 道路占用及び河川占用については、占用料徴収条例、占用規則を合併時に再編する。</p> <p>住宅事業関係</p> <p>(9) 町村の公営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぎ、家賃については、法令に基づき算出する。</p> <p>(10) 家賃の減免については、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(11) 敷金については、現行のとおり家賃3月分とする。</p> <p>(12) 駐車場使用料は、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>

小鹿野・両神	(13)入居者資格については、合併時に小鹿野町の例により統一する。ただし、過疎地域内における入居資格については、両神村の例による。
行田市・南河原村	25-14 建設事業の取扱い (1) 用途地域の指定については、現行のとおりとする。 (2) 道路については、現行のとおりとする。 (3) 道路新設・改良事業については、行田市の制度に統合する。 (4) 道路占用料及び水路敷の占用料については、行田市の制度に統合する。ただし、現在の南河原村の水路敷の占用料については、平成19年3月31日までは従前のとおり無料とする。 25-15 公営住宅事業の取扱い (1) 入居、家賃及び敷金については、行田市の制度を適用する。ただし、現在の村営住宅に係る合併後の家賃の算定については、合併する日が属する年度及びこれに続く3カ年度は、公営住宅法第16条第4項の規定により、段階的に負担調整を行う。 (2) 公営住宅ストック総合活用計画については、合併後3年以内に再編する。
深谷市・岡部町・川本町・花園町	22-21 道路、河川事業の取扱い (1) 道路新設・改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年を目途に新市の道路整備計画を策定する。 (2) 河川改修事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の道路整備計画との整合を図り、河川整備計画を策定する。 (3) 地籍調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に新市の地籍調査事業計画を策定する。 22-22 公営住宅事業の取扱い (1) 公営住宅等整備・改善事業については、現行のとおりとする。 (2) 公営住宅管理については、現行のとおりとする。 (3) 公営住宅ストック総合活用計画については、現行のとおりとする。
神川町・神泉村	27-12 建設関係事業 (1) 道路占用料については、埼玉県道路占用料徴収条例の例により合併時まで調整する。 (2) 用地買収単価と補償については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町の土地利用計画等に合わせて調整する。 (3) 私道に関する事 私道の寄付については、新町において調整する。 (4) 道路・水路境界査定に関する事 方法については、合併時まで調整する。 27-15 公営住宅事業 (1) 公営住宅に関する事 使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ公営住宅法に規定されている数値を用いる。 延滞金については、神川町の例により徴収しない。 敷金の徴収については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 入居申込者の資格については、神川町の例により新町に引き継ぐ。ただし、神泉村の公営住宅については、「住所又は勤務場所」の要件は適用しない。 入居者の選考方法については、神川町の例により新町に引き継ぐ。 入居者選考委員会については、神川町の例により新町に引き継ぐ。 (2) 神泉村特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
本庄市・児玉町	27-12 建設関係事業 (1) 道路占用料については、埼玉県道路占用料徴収条例の例により合併時まで調整する。 (2) 公営住宅について 使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に規定されている数値を用い3年を目途に調整する。 その他の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 延滞金の徴収については、現行のとおり徴収しない。 敷金の徴収については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 入居申込者の資格については、本庄市の例により新市に引き継ぐ。 入居者の選考方法については、本庄市の例により新市に引き継ぐ。 入居者選考委員会については、合併時に廃止する。 (3) 用地買収単価と補償については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の土地利用計画等に合わせて調整する。 (4) 私道について 私道整備補助金については、本庄市の例により新市に引き継ぐ。 私道の寄付については、新市において調整する。 (5) 道路・水路境界査定について 方法については、合併時まで調整する。

	境界査定申請手数料については、本庄市の例により新市に引き継ぐ。
都幾川村・玉川村	22-22 道路、河川事業の取扱い (1) 道路については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。道路新設、改良については、新町建設計画及び既存の整備計画を基に、合併後、速やかに新町道路整備計画を策定し、計画的に実施する。 (2) 河川については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。河川事業については、合併後、速やかに新町河川整備計画を策定し、計画的に実施する。 (3) 地籍調査事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに事業計画を策定し、計画的に実施する。

## 24-23 上下水道事業

飯能市・名栗村	19-22 上下水道事業の事業の取扱い 上下水道事業については、飯能市の制度に統一するものとする。
秩父	25-19 水道事業 (1) 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、段階的に調整をして5年後に統一する。 (2) 加入金については、合併時は現行のとおりとし、3年後に統一する。 (3) 水道関係手数料については、合併時に統一する。 25-20 下水道事業 (1) 公共下水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 下水道使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
熊谷市・大里町・妻沼町	23-13 水道事業の取扱い (1) 水道料金については、合併後、新水道事業計画を策定のうえ再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 (2) 水道料金の減免、水道加入者分担金及び水道関係手数料については、原則として合併時に熊谷市の例により統合する。 23-14 下水道事業の取扱い (1) 下水道使用料については、合併後再編する。 (2) 受益者負担金の額については、現行のとおりとする。 (3) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給事務については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 下水道指定工事店に係る手数料については、合併時に熊谷市の例により統合する。
鴻巣市・川里町・吹上町	23 上水道事業の取扱い (1) 事業認可及び水道施設破損復旧費徴収事務については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (2) 給水装置工事事務については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。ただし、水道門標は、廃止する。 (3) 更正、精算及び減免の事務については、合併時に再編する。 (4) 水道料金及び水道加入金については、合併後3年を目途に再編する。 24 下水道事業の取扱い (1) 集落排水処理施設使用料については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (2) 雨水行田市負担金については、合併時に吹上町の制度に統合する。 (3) 農業集落排水事業受益者分担金については、合併時に再編する。 (4) 農業集落排水維持管理組合については、平成18年4月1日に再編する。 (5) 水洗便所改造資金貸付等事業については、平成18年4月1日に再編する。ただし、川里町については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。 (6) 次に掲げる事務事業については、合併後3年を目途に再編する。 公共下水道区域外流入負担金 公共下水道計画 下水道使用料 公共下水道事業実施計画 公共下水道事業受益者負担金 (7) 公衆浴場排水に対する維持管理金減額措置に関する事務については、合併時に廃止する。
春日部市・庄和町	24-26 水道事業 水道事業については、次のとおりとする。 (1) 水道事業については、現行のとおりとし、新市における水道事業計画を合併後速やかに策定する。 (2) 料金体系については、現行のとおりとし、合併後速やかに統一に向け調整する。 (3) 水道会計については、合併時に統合する。 (4) 水道加入分担金については、現行のとおりとし、合併後速やかに統一する。

春日部市・庄和町	<p>24-27 下水道事業</p> <p>下水道事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 下水道事業については、現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を合併後速やかに策定する。</p> <p>(2) 料金体系については、平成 18 年 4 月を目標に新市の料金体系を統一する。</p> <p>(3) 下水道会計については、合併時に統合する。</p> <p>(4) 下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。新たな事業認可区域については、新市において速やかに調整する。</p>
上福岡市・大井町	<p>15 の 2 上下水道事業の取扱い</p> <p>(1) 水道料金は、上福岡市の例を基に調整する。</p> <p>(2) 水道利用料加入金は、大井町の例を基に調整する。</p> <p>(3) 下水道使用料は、上福岡市の例を基に調整する。</p> <p>(4) 受益者負担金は、合併後当分の間現行のとおりとする。合併後、新たに下水道整備区域を拡大する場合は、統一を図る。</p>
小鹿野・両神	<p>25-19 水道事業</p> <p>(1) 水道施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(2) 水道事業会計については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に小鹿野町の例に統合する。</p> <p>(3) 水道料金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から統一料金となるよう調整する。</p> <p>(4) 加入金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から統一料金となるように小鹿野町の例を基本に調整する。</p> <p>(5) 水道関係手数料については、合併時に統一する。</p>
行田市・南河原村	<p>22 上水道事業の取扱い</p> <p>(1) 水道料金（賦課徴収を含む）及び水道加入金については、合併後 3 年以内に新市水道事業計画を作成し統一する。料金の減免については、行田市の制度を適用する。</p> <p>(2) 水道関係手数料については、行田市の手数料に統一する。</p> <p>23 下水道事業の取扱い</p> <p>下水道使用料、受益者負担金及び排水設備改造資金貸付制度は、行田市の制度を適用する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-24 水道事業の取扱い</p> <p>(1) 水道料金については、合併後速やかに新水道事業計画を策定のうえ、3 年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 水道料金の減免については、合併時に岡部町の制度に統合する。</p> <p>(3) 水道関係手数料については、合併時に深谷市の制度を基本とし再編する。</p> <p>(4) 水道加入者分担金については、合併時に深谷市の制度に統合する。</p> <p>22-25 下水道事業の取扱い</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>公共下水道基本計画については、現計画を新市に引き継ぎ、合併後 1 年を目途に新公共下水道基本計画を策定する。</p> <p>下水道使用料については、合併後 3 年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>公共下水道事業受益者負担金については、合併後 3 年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、合併時に深谷市の制度を基本とし、再編する。</p> <p>(2) 農業集落排水整備事業</p> <p>農業集落排水事業計画については、現計画を新市に引き継ぎ、合併後 1 年を目途に新農業集落排水施設整備構想を策定する。</p> <p>農業集落排水処理施設使用料については、合併後 3 年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>受益者分担金</p> <p>合併までに確定している事業地区の受益者分担金については、原則として現行のとおりとし、合併後の新規事業地区の受益者分担金については、合併後 3 年を目途に再編する。</p> <p>農業集落排水施設維持管理組合に関することについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 1 年を目途に再編する。</p> <p>農業集落排水接続については、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>24 上水道事業等の取扱い</p> <p>(1) 神川町の上水道事業（企業会計）及び神泉村の簡易水道事業（特別会計）は、合併と同時に統合する。</p> <p>(2) 新町における検針業務及び委託料は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 加入金は、神川町の例によるものとする。</p>



神川町・神泉村	<p>(4) メーター器使用料は、廃止する。</p> <p>(5) 各種手数料は、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 水道料金（基本料金・超過料金）は、神川町の例によるものとし、神泉村の水道料金は現行の料金を基に5年間の通増措置を行うものとする。なお、通増率は統合までに調整する。</p> <p>(7) 水道料金の賦課（隔月）は、現行のとおりとし、徴収に関する事項は、統合時までに調整する。</p> <p>25 下水道事業の取扱い</p> <p>(1) 公共下水道事業計画については、現計画を新町に引き継ぎ、合併後速やかに新計画を策定する。</p> <p>(2) 農業集落排水事業計画については、現計画を新町に引き継ぎ、合併後速やかに新計画を策定する。</p>
本庄市・児玉町	<p>24 上水道事業の取扱い</p> <p>(1) 本庄市及び児玉町の上水道事業（企業会計）は、新市に引継ぎ、合併後速やかに統合する。</p> <p>(2) 新市における検針業務は、現行のとおり業務委託とする。委託料については、水道事業の統合時に統一化を図る。</p> <p>(3) 加入金は、現行のとおりとし、水道事業の統合時に統一化を図る。</p> <p>(4) 各種手数料は、現行のとおりとする。ただし、水道事業の統合時に給水開始手数料、給水休止手数料及び消防演習立会手数料は廃止する。</p> <p>(5) 水道料金（基本料金・超過料金）は、合併時における料金を新市に引継ぎ、水道事業の統合時に統一する。</p> <p>(6) 水道料金の賦課（隔月）は、現行のとおりとし、徴収に関する事項は、合併時までに調整する。</p> <p>25 下水道事業の取扱い</p> <p>(1) 公共下水道事業計画については、現計画を新市に引き継ぎ、合併後速やかに新計画を策定する。</p> <p>(2) 下水道使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。ただし、合併後の新規事業実施地区については、負担区制の導入を検討し、新市において定める。</p> <p>(4) 下水道に係る普及促進の融資等の制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 農業集落排水事業計画については、現計画を新市に引き継ぎ、合併後速やかに新計画を策定する。</p> <p>(6) 農業集落排水使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 農業集落排水受益者分担金については、現行のとおりとする。ただし、合併後の新規事業実施地区については、新市において定める。</p> <p>(8) 農業集落排水事業に係る普及促進の融資等の制度については、現行のとおりとする。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-24 水道事業の取扱い</p> <p>(1) 水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、水道使用証明手数料については、合併時に2村の証明手数料に合わせる。</p> <p>(2) 後野の地区簡易給水施設については、合併後上水道事業に編入する。</p> <p>(3) 西ノ沢簡易水道、大野簡易水道、七重簡易水道については、合併後、再整備を進める。</p> <p>22-25 下水道事業等の取扱い</p> <p>(1) 浄化槽市町村整備推進事業計画については、事業区域を新町に引き継ぎ、合併時に再編する。</p> <p>(2) 浄化槽市町村整備推進事業施設使用料及び分担金については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 浄化槽市町村整備推進事業推進補助制度については、合併時に再編する。</p>

#### 24-24 学校教育事業・教育制度

飯能市・名栗村	<p>19-13 学校教育事業の取扱い</p> <p>(1) 名栗村の幼稚園については、現行どおりとする。</p> <p>(2) 小学校及び中学校の通学区域については、両市村の現行どおりとする。</p> <p>(3) 小学校スクールバス及び遠距離通学費補助制度については、両市村の現行どおりとする。</p> <p>(4) 奨学金制度については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、合併前に名栗村の奨学金の貸付の決定を受けている者の貸付金額及び返還期間については、従前の例によるものとする。</p> <p>(5) その他の学校教育事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
秩父	<p>25-21 学校教育事業</p> <p>(1) 小・中学校の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、児童生徒数の動向や地域の実情を踏まえ検討する。</p> <p>(2) 給食費については、4市町村の最低額（幼稚園月額3,200円、小学校同3,500円、中学校同4,200円）とする。また、提供する食材費は、幼稚園月額3,700円、小学校同4,100円、</p>

秩 父	<p>中学校同 4,600 円とし、その差額分は一般会計から補てんする。</p> <p>給食施設については、当面現行どおりとし、合併後各施設の状況を踏まえ合理的な運営が行えるよう調整する。</p> <p>(3) 公立幼稚園については、保育料（使用料）を月額 2,000 円に統一し、新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 就学資金等については、合併時まで統一に向け調整する。ただし、合併前の貸付・償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、個人の寄附に基づく就学資金についてはその意思を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 義務教育に係る通学助成制度は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、地域間の不均衡については、その改善に努める。</p> <p>大滝村の高等学校在学者通学助成金については、当面現行のとおりとする。</p> <p>(6) スクールバスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、その充実について検討する。</p> <p>なお、校外活動等教育上必要な児童・生徒の移動方法におけるバスの運行について検討する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-16 学校教育事業の取扱い</p> <p>次代を担う子どもたちの健全な育成のため、引き続き教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るとともに、生きる力を育む学校教育を推進することを基本に、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 教育の機会均等のために保護者の経済的負担の軽減を目的として実施している事務事業については、現行の水準を低下させないように調整し実施する。</p> <p>(2) 学校施設の整備については、安心・安全・快適な環境を基本として、新市全体の均衡を図りながら進めるよう調整する。</p> <p>(3) 小・中学校の通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、1市2町の行政界が入り込むような地区については、学校の選択が可能となる設定を行い利便性の向上に努めるよう調整する。</p> <p>(4) 自然観察や豊かな体験活動等の充実のため、引き続き赤城山の家の活用を図るとともに、海浜学校や林間学校の充実に努める。</p> <p>(5) 特色ある教育の実施や教職員の資質向上のために、新市に教育研究所を置くとともに、教職員の調査・研究活動への支援を引続き実施する。</p> <p>(6) 子どもの集団生活への適応を図るための教育相談や適応指導教室については、新市に引継ぎ充実を図るものとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>25 教育制度の取扱い</p> <p>(1) 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) 日本語指導を要する児童生徒支援事業については、平成 18 年 4 月 1 日に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(3) 学校給食事業については、合併後 5 年を目途に再編する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-28 学校教育事業</p> <p>(1) 幼稚園関係については、次のとおりとする。</p> <p>私立幼稚園に関する各種助成制度は、子育て家庭の負担軽減を図るよう、平成 18 年 4 月を目標に統合する。</p> <p>(2) 学校教育関係については、次のとおりとする。</p> <p>ア 小・中学校の通学区域については、当面は現行のとおりとする。ただし、旧市・町境の地域については、弾力的な運用に努めるとともに、地域の実情、児童・生徒数等の動向を踏まえ、新市において速やかに見直しを行う。</p> <p>イ 児童・生徒の健康診断については、適正な健康管理ができるよう、平成 18 年 4 月を目標に内容・対象等を統一する。</p> <p>ウ 奨学資金については、基金の状況等を考慮し、新たに統一した制度を定め、平成 18 年度を目標に実施する。</p> <p>エ 外国人英語指導助手制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、統一した派遣等の基準を定める。</p> <p>オ 児童・生徒の体験事業、海外派遣研修については、引き続き実施する。</p> <p>カ 教育相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適切な対応ができるよう努める。</p> <p>キ 学校給食については、給食調理方式及び配送・回収方法については、当面現行のとおりとする。</p> <p>ただし、給食調理方式については、調理場の状況を踏まえ、合併後見直しを行う。</p> <p>ク 給食費については、安全な給食の提供と適正な負担を考慮し、合併後 3 年以内の統一に向け調整する。</p>

上福岡市・大井町	<p>24の1 学校教育事業の取扱い</p> <p>(1) 通学区については、当面現行のとおりとするが、市町境の地域については、弾力的運用に努める。また、新市において、学校の適正規模、適正配置と併せて、通学区の見直しを行う。</p> <p>(2) 給食センターは新市に引き継ぐものとする。また、学校給食は、会計方法、給食費とも上福岡市の例による。</p> <p>(3) 私立幼稚園就園奨励費、貸付制度等各種支援制度については、上福岡市の例による。</p>
小鹿野・両神	<p>25-20 学校教育事業</p> <p>(1) 小・中学校の通学区については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐ。保育料については現行のとおりとする。</p> <p>(3) 給食費については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から両神村の例により統一する。</p> <p>(4) 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業及び特殊教育就学奨励事業については、新町においても引き続き実施する。援助項目、支給額は国の基準に基づき統一する。</p> <p>(5) 就学資金貸付制度は、合併時に小鹿野町の例により統一にする。合併前の貸付については、新町に引き継ぐ。 小鹿野町黒田祐丹奨学資金制度及び医学生給付資金制度は、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p> <p>(6) 適応相談指導教室については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後、児童生徒の状況を踏まえ、設置場所、運営方法等を調整する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-16 学校教育事業の取扱い</p> <p>(1) 小中学校通学区については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 学校施設開放事業については、合併後に行田市の制度に統合する。</p> <p>(3) 市村奨学資金給与、幼稚園就園奨励費等補助金、教育振興奨励費補助金及び児童生徒派遣費補助については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(4) 入学準備貸付金については、行田市の制度を適用する。</p> <p>(5) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助、教育団体補助金及び少年スポーツ振興事業交付金については、合併後に行田市の制度に統合する。</p> <p>(6) 学校屋内運動場等使用料については、合併後に行田市の使用料に統一する。</p> <p>(7) 30人学級編成、小学校における英語活動の推進、AET事業、中学生海外派遣事業及び特色ある学習活動については、合併後に行田市の制度に統合する。</p> <p>(8) 教育相談については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(9) ボランティア相談員設置推進事業については、合併後に行田市の制度を適用する。</p> <p>(10) 特殊教育児童生徒の就学補助については、合併後に行田市の制度に統合する。</p> <p>(11) 交通安全用具の支給については、合併後に行田市の制度に統合する。</p> <p>(12) 学校給食の実施及び給食費については、平成18年4月に行田市の制度に統合する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-26 学校教育事業の取扱い</p> <p>(1) 学校の施設整備計画については、新市において策定される総合振興計画に基づき、学校施設整備計画を速やかに策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 小・中学校通学区については、合併後2年以内に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 奨学資金については、合併する年度の翌年度に深谷市の制度を基本に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 幼稚園保育料については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 幼稚園就園奨励費補助については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 学校給食の実施については、現行のとおりとする。</p> <p>(8) 学校給食費については、合併後2年以内に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>27-13 学校教育事業</p> <p>(1) 学校のあり方については、現行のとおりを基本とし、合併後検討する。また、学校名については、現行のとおりを基本とする。</p> <p>(2) 通学区については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 小学生通学用ヘルメットについては、合併後の新1年生から入学時に購入着用する。補助制度については、神川町の例による。中学生通学用ヘルメットの補助制度・着用については神川町の例による。</p> <p>(4) 外国語指導助手(ALT)は、新町においても引き続き配置する。ただし、業務内容については新町において統一を図る。</p>

神川町・神泉村	<p>(5) 現神川町給食センターにて、すべての給食を賄う。合併後速やかに給食が供給できるように、合併時までに調整する。給食費については、神川町の例による。</p> <p>(6) 奨学金については神川町の例によるが、内容の見直しを図る。ただし、合併時までに貸与されているものについては、従前の例による。</p> <p>(7) 公立幼稚園は新町に引き継ぎ、あり方については、検討委員会を設置し、早急に調整する。</p> <p>(8) 中学生海外派遣事業については、合併時までに調整する。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-13 学校教育事業</p> <p>(1) 学校名については、原則、現行のとおりを基本とし、合併時までに各教育委員会で協議して決定する。</p> <p>(2) 通学区については、新市において当面、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 小学生通学用ヘルメットについては、合併後の新1年生から入学時に購入支給する。中学生通学用ヘルメットの着用については、現行のまま新市に引き継ぎ、速やかに調整する。</p> <p>(4) 外国語指導助手(ALT)は、新市においても引き続き配置する。ただし、業務内容については新市において統一を図る。</p> <p>(5) 補助教員・介助員等の配置については、新市においても、各学校の実情に応じて配置する。</p> <p>(6) 給食施設については新市に引き継ぎ、実施方式及び給食費は当面現行のとおりとする。合併後、学校給食運営委員会を新たに設置し、献立・給食費・施設整備について早急に協議する。</p> <p>(7) 奨学金・入学準備金については、現行制度を基に合併時に新たな制度を設ける。ただし、合併時までに貸与されているものについては、従前の例による。</p> <p>(8) 私立幼稚園就園奨励費補助金事業は、差異がないため、現行のとおりとする。</p>
都幾川村・玉川村	<p>22-26 学校教育事業の取扱い</p> <p>(1) 教育委員に関することについては、合併時に再編する。</p> <p>(2) 学校の施設整備計画については、合併時までに各小中学校の現状を把握し、合併後、現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応する。</p> <p>(3) 奨学資金については、合併時までに再編する。</p> <p>(4) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 特殊教育児童生徒の就学補助については、合併時に再編する。</p> <p>(6) 遠距離通学費補助については、合併後に再編する。当面は現行のとおりとする。基準については、通学区の見直しに併せて検討する。</p> <p>(7) 小・中学校通学区区域設定に関することについては、合併後に再編する。当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適正配置の検討と併せて通学区の見直しを行う。</p> <p>(8) 語学指導助手に関することについては、合併時に再編する。</p> <p>(9) スクールバスの管理運営に関することについては、合併後に再編する。当分の間は現行のとおりとし、合併後新町において、通学区の見直しと併せて検討する。</p> <p>(10) 就園奨励費援助については、合併時までに再編する。</p> <p>(11) 私立幼稚園園児保護者補助金については、合併時までに再編する。</p> <p>(12) 学校給食の実施については、合併翌年度当初に統合する。</p> <p>(13) 給食会計については、合併後、速やかに統合する。</p>

#### 24-25 社会教育(生涯学習)・保健体育・文化財保護・文化振興事業

飯能市・名栗村	<p>19-14 社会教育事業の取扱い</p> <p>(1) 公民館の運営については、飯能市の制度に統一するものとする。また、合併前の名栗村の区域に名栗公民館を設置するものとし、名栗村の図書館は、市立図書館分室とする。</p> <p>(2) 名栗村指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整するものとする。</p> <p>(3) 名栗村の社会教育活動傷害見舞金は、廃止し、村史編さん事業は、新市において引き続き実施するものとする。</p> <p>(4) 各種行事等については、飯能市の例によるものとする。ただし、両市村の実情を尊重しながら調整を図るものとする。</p> <p>(5) その他の社会教育事業については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
秩父	<p>25-22 社会教育事業</p> <p>(1) 人権教育事業については、新市においても引き続き推進を図るものとし、その事業の実施方法等は、これまでの取組の経緯を踏まえ、合併後調整する。</p> <p>(2) 各市町村の人権教育推進協議会等については、合併後に統合する。</p> <p>(3) 生涯学習事業(講座・教室・イベント)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 公民館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 成人式については、現行のとおり旧市町村単位で実施する。なお、式典の内容等については新市において調整する。</p>

秩 父	<p>(6) 社会教育指導員については、引き続き新市においても設置する。設置方法等については、合併時まで調整する。</p> <p>(7) 文化団体連合会等については、新市において、各団体の意向を尊重しつつ、統合に向けた調整を促していく。各団体への助成については、新市において財政状況を踏まえ調整する。</p> <p>(8) 青少年の育成を目的とする団体については、新市において、各団体の意向を尊重しつつ、統合に向けた調整を促していく。各団体への助成については、新市において財政状況を踏まえ調整する。</p> <p>(9) その他の生涯学習施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、旧市町村ごとに規定されている利用者の区分等については合併時に再編する。</p> <p>(10) 国・県指定の文化財及び市町村指定の文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、引き続き適切な保護・管理に努める。</p> <p>(11) 指定文化財の保存修理・伝承事業及び文化財保護関係団体への助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、後世に文化の継承ができるよう各団体の状況を考慮し、財政状況を踏まえ、合併後に調整を図る。</p> <p>(12) 市町村史の編さんについては、現在編さん中のものは可能な限り合併前に完了させ、新市において、旧市町村の歴史的背景、地域の文化を保持し後世に伝えていくため、新たに編さん計画を作成し事業を行う。 なお、これまでに発行された資料については、すべて新市に引き継ぐ。</p> <p>(13) 資料館・博物館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、旧市町村ごとに規定されている入館料等については合併時に再編し、運営方法等は新市において調整する。</p> <p>(14) スポーツ振興計画については、新市において新たにスポーツ振興計画を策定し、生涯スポーツの推進を図る。</p> <p>(15) 各種のスポーツ大会等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の状況を考慮し調整する。</p> <p>(16) 各種スポーツ教室については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の状況を考慮し調整する。</p> <p>(17) 体育協会、スポーツ少年団については、新市において、各団体の意向を尊重しつつ、従来の活動が後退することがないように、統合に向けた話し合いを促していくものとする。</p> <p>(18) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、地域における利用者のニーズに対応した施設運営が行えるよう調整する。</p> <p>(19) 社会体育関係事業（学校施設の開放事業）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において利用の申請方法、時間等を調整する。</p> <p>(20) スポーツ団体等への助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後各団体の状況を考慮し、財政状況を踏まえ調整を図る。</p> <p>(21) 市町村のスポーツ賞については、新市において定める。</p> <p>(22) 体育協会の表彰規程については、統一する方向で調整に努める。</p> <p>(23) 図書館業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-17 社会教育事業の取扱い 生涯学習社会の形成のために参加機会の拡充を図るとともに、社会教育施設の整備充実に努めることを基本に、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 社会教育関係の審議会等については、それぞれの地域特性等を踏まえながら再編を行う。</p> <p>(2) 同和教育基本方針については、合併時に再編する。</p> <p>(3) 成人式については、これまでの経緯を踏まえ、合併する年度は現行のとおりとし、その後新市において統一する。</p> <p>(4) 公民館については、それぞれの地域特性を生かしながら活発な活動ができるようなネットワーク形成を図るよう調整する。</p> <p>23-18 保健体育事業の取扱い 住民の健康増進、体育振興を図ることを基本に、次のとおり調整する。</p> <p>(1) スポーツ大会・イベントについては、同様な種目の統合を図るなどの調整を行い、新市の大会として実施できるよう再編する。</p> <p>(2) 各種スポーツ教室については、様々なスポーツ活動への参加機会が拡充できるよう調整する。</p> <p>(3) 学校給食については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後において新市の一体性が確保できるよう調整する。</p> <p>(4) 学校保健については、現行のとおりとする。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-22 文化振興事業</p> <p>(1) 文化祭については、合併時に再編する。</p> <p>(2) 次に掲げる事務事業については、平成18年4月1日に再編する。 スポーツ振興審議会 郷土資料館の管理運営事業 教育市民会議</p>

<p>鴻巣市・川里町・吹上町</p>	<p>文化財の指定及び管理等補助事業 生涯学習推進会議 (3) 図書館の管理運営事業及び教育の町づくり町民会議については、合併後3年を目途に再編する。</p>
<p>春日部市・庄和町</p>	<p>24-7 文化振興事業 文化振興事業については、文化水準の向上及び文化財の保護・活用が図られるよう次のとおりとする。 (1) 文化芸術施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 文化芸術事業については、現行のとおりとする。ただし、同一あるいは同種の事業については、有効性及び新市全体の均衡を考慮し、合併時まで再編を図る。 (3) 市・町指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、文化財の保護については、引き続き適切な保護・管理に努める。</p> <p>24-29 社会教育事業 社会教育事業については、次のとおりとする。 (1) 生涯学習推進計画を新市において新たに策定し、推進を図る。 (2) 公民館施設、社会体育施設、その他生涯学習施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 生涯学習関係の各種学級、講座、行事・イベントについては、現行のとおりとする。ただし、同一又は同種の事業については、有効性及び新市全体の均衡を考慮し、平成18年4月を目標に調整を図る。 (4) 公民館施設については、合併後も現行のとおり存続する。なお、開館時間・休館日・利用料金については、利用者の利便性と、適正料金について、各公民館の状況を考慮しながら3年を目標に調整する。 (5) 図書館、図書室については、それぞれ地域の図書館、図書室として新市に引き継ぐとともに、施設の充実を図る。 (6) 体育・スポーツ関係の大会、イベント、教室については、現行のとおりとする。ただし、同一又は同種の事業については、有効性及び新市全体の均衡を考慮し、平成18年4月を目標に調整を図る。</p>
<p>上福岡市・大井町</p>	<p>24の2 社会教育事業の取扱い (1) 生涯学習計画は新たに策定する。 (2) 社会教育施設・社会体育施設は、新市に引き継ぐものとする。ただし、業務については、当面は現行のとおりとする。 (3) 社会教育事業・社会体育事業については、当面は現行を基本に実施するが、新市において、一体感を醸成する視点から計画を作成する。 (4) 指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。 (5) 社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、文化財審議会及び体育指導委員については、新市において新たに設置する。</p>
<p>小鹿野・両神</p>	<p>25-21 社会教育事業 人権教育関係事業 (1) 人権教育事業については、新町においても引き続き推進を図る。実施方法等は、これまでの経緯を踏まえ、合併後に再編する。 (2) 人権教育推進協議会については、合併後に再編する。</p> <p>生涯学習関係事業 (3) 新町の公民館は、小鹿野文化センターに置き、合併前の両神村公民館は、地区公民館とする。 (4) 社会教育指導員については、新町においても引き続き設置する。設置方法等については、合併時まで調整する。 (5) 成人式については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小鹿野町の例を基本に統一する。 (6) 生涯学習事業（講座・教室・イベント）については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に種類、開催時期、方法等を調整する。 (7) 図書館については、合併前の両神村立図書館を本館とし、小鹿野町公民館図書室を分室として運営していく。</p> <p>文化関係事業 (8) 国・県指定の文化財及び町村指定の文化財は、現行のとおり新町に引き継ぎ、引き続き適切な保護・管理に努める。 (9) 町村史編さん事業については、合併後新町において、新たに計画等を作成し事業を行う。</p> <p>社会体育関係事業 (10) スポーツ振興計画については、合併後新町において、新たに計画を策定し、生涯スポーツの推進を図る。 (11) スポーツの各種大会、教室については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に類似の大</p>

小鹿野・両神	<p>会、教室等を整理し、効率的に運営できるよう調整する。</p> <p>(12) 体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。施設の貸出方法等は、合併時に再編する。</p> <p>(13) 学校スポーツ施設の開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、利用の申請方法等は、合併時に小鹿野町の例により統一する。</p>
行田市・南河原村	<p>25-17 社会教育事業等の取扱い</p> <p>(1) 成人式については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(2) 社会教育育成事業については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(3) 人権教育振興事業については、行田市の制度を適用する。ただし、同和対策集会所事業については、合併後に調整する。</p> <p>(4) 指定文化財の指定については、行田市の制度に統合し、村指定文化財については合併後に文化財保護審議委員会で見直しを行う。</p> <p>(5) 伝承事業の助成等については、合併後に再編する。</p> <p>(6) 総合体育大会及びスポーツ大会・行事については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(7) 部活動地域連携促進事業については、行田市の制度に統合する。</p> <p>(8) 地区体育振興報償費については、合併後に行田市の制度に統合する。</p> <p>(9) 公民館各種講座については、合併後に再編する。</p> <p>(10) 南河原村中央公民館については、行田市南河原公民館とし、使用料については、他の公民館との均衡を図り調整する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>22-27 生涯学習事業の取扱い</p> <p>(1) 青少年健全育成については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 成人式については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 体育協会については、合併時に再編できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(4) スポーツ大会・行事開催については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 公民館運営審議会については、合併時に再編する。</p> <p>(6) 公民館主催行事については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 図書館協議会については、合併時に再編する。</p> <p>22-28 文化財保護事業の取扱い</p> <p>(1) 文化財保護審議会については、合併時に再編する。</p> <p>(2) 指定文化財については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 指定文化財の保存修理については、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>27-14 社会教育事業</p> <p>(1) 生涯学習計画については、新町において新たに策定する。</p> <p>(2) 各種大会・教室・講座等については、その実施内容・方法を調整し、実施する。</p> <p>(3) 人権教育事業については、新町においても引き続き実施する。 新町において、人権教育研究集会を統合して開催する。 集会所については、人権教育を推進する施設として学習活動を実施していく。なお、事業内容・実施方法については、新町において調整する。</p> <p>(4) 成人式については、新町において統合して開催する。</p> <p>(5) 体育祭については、新町においてその実施内容、方法を検討する。</p> <p>(6) 文化祭については、新町においてその実施内容、方法を検討する。</p> <p>(7) 指定文化財等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(8) 社会教育施設に関すること 公民館に関すること 神川町中央公民館を新町の中央公民館とし、青柳地域生涯学習センター（青柳ふれあいセンター）と神泉村定住促進センター（ステラ神泉）は、地域生涯学習センターとし、地区公民館も兼ねる。 図書館に関すること ア 神川町中央公民館及び青柳ふれあいセンター図書室、神泉村図書室は現行のとおり開設する。 イ 図書館建設については、合併後、検討する。 その他の社会教育施設 その他の社会教育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>(9) 体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-14 社会教育事業</p> <p>(1) 生涯学習計画については、新市において新たに策定する。</p>

<p>本庄市・児玉町</p>	<p>(2) 各種大会・教室・講座等については、新市においてその実施内容・方法を調整し実施する。</p> <p>(3) 人権教育事業については、新市においても引き続き実施する。  新市において、人権教育研究集会を統合して開催する。  集会所については、各地域、集会所設置の実情を考慮し、地域ごとに人権教育を推進する施設として学習活動を実施していく。なお、事業内容・実施方法については、新市において調整する。</p> <p>(4) 成人式については、新市において統合して開催する。</p> <p>(5) 体育祭については、新市においてその実施内容、方法を検討する。</p> <p>(6) 文化祭については、新市において統合して開催することとし、開催内容・方法は新市において調整する。</p> <p>(7) 指定文化財等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(8) 社会教育施設に関すること  公民館に関すること  ア 本庄市中央公民館を新市の中央公民館とし、その他の公民館を地区公民館とする。ただし、本庄市中央公民館及び児玉町中央公民館は、合併前のそれぞれの市町の区域を統括する公民館とする。  イ 公民館の休館日は12月28日から翌年1月4日までとする。開館時間は午前9時00分から午後9時30分とする。  図書館に関すること  ア 本庄市立図書館を新市の市立中央図書館とし、児玉町立図書館を分館とする。  イ 図書館の休館日は月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（この日が月曜日に当たるときは、その翌日）、12月28日から翌年1月4日、館内整理日（毎月末日）及び特別整理期間（年1回、2週間以内）とする。利用時間は午前9時30分から午後6時00分とする。  文化会館等文化施設に関すること  ア 文化会館等文化施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  イ 文化会館等文化施設の休館日は、月曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び12月28日から翌年1月4日までとする。開館時間は午前9時00分から午後9時30分とする。  その他の社会教育施設（資料館・記念館等）に関すること  その他の社会教育施設（資料館・記念館等）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(9) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
<p>都幾川村・玉川村</p>	<p>22-27 生涯学習事業の取扱い</p> <p>(1) 生涯学習推進計画については、合併後、新町において速やかに計画を策定する。</p> <p>(2) 生涯学習推進体制については、合併時は、現行のとおりとし、推進計画策定後、改めて体制の整備を図る。</p> <p>(3) 生涯学習施設については、新町において引き続き管理運営する。</p> <p>(4) 社会教育委員については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 社会教育関係団体については、団体の意向を踏まえ、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(6) 成人式については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(7) 芸術文化については、現行のとおりとし、合併後再編する。</p> <p>(8) 同和教育をはじめとする人権教育推進事業については、新町に引き継ぎ実施することとし、内容については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(9) 体育協会については、団体の意向を踏まえ、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(10) スポーツ少年団については、団体の意向を踏まえ、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(11) 体育指導委員については、合併時に再編する。</p> <p>(12) 体育祭事業については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(13) 生涯スポーツ大会については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(14) 社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。</p> <p>(15) 公民館設置運営については、合併時に再編する。</p> <p>(16) 公民館運営審議会については、合併時に再編する。</p> <p>(17) 公民館事業開催業務については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(18) 図書館の設置運営については、合併時に再編する。</p> <p>22-28 文化財保護事業の取扱い</p> <p>(1) 文化財保護審議会については、合併時に再編する。</p>



都幾川村・玉川村	<p>(2) 国県村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 指定文化財保存事業への補助金については、合併後、速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 行政文書の収集、整理、保存については、合併後、速やかに再編する。</p> <p>(5) 博物館関連施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。</p>
----------	--

#### 24-26 コミュニティ事業・行政連絡機構（行政区、自治会、区長会）

飯能市・名栗村	<p>19-15 コミュニティ事業の取扱い コミュニティ事業については、飯能市の制度に統一するものとする。ただし、上下流交流事業については、名栗村の例により、事業を実施するものとする。</p> <p>19-16 自治会等の取扱い 自治会の組織、委託料及び各種補助金等については、飯能市の制度に統一するものとする。</p>
熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-5 行政連絡機構（自治会・区長会）の取扱い (1) 行政連絡機構（自治会・区長会）については、合併時は現行のとおりとし、自治会、区長会と協議のうえ、平成 18 年度当初を目途に統一できるよう調整する。ただし、広報紙の配布等行政連絡事務については、自治会連合会、区長会と協議のうえ、合併時までに、新市における取り扱いを調整する。 (2) 自治会及び区については、現行の名称及び区域を新市に引き継ぐものとする。ただし、同一（数字を冠記している名称を含む）及び類似している名称については、当該自治会・区と協議のうえ、合併時までに調整する。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-23 コミュニティ事業 (1) コミュニティセンターの管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 行政協力委員、自治会連合会及び自治会については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-8 コミュニティ事業 コミュニティ事業については、次のとおりとする。 (1) 自治会については、2 自治体の実情を尊重しながら行政との関係について調整する。 (2) コミュニティ事業については、引き続き充実を図る。</p>
上福岡市・大井町	<p>18 行政連絡機構の取扱い 行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町会・自治会等住民組織と協議するものとする。</p>
行田市・南河原村	<p>25-7 自治会等の取扱い (1) 自治会活動報償費、自治連絡協議会補助事業及びコミュニティ協議会については行田市の制度を適用する。 (2) 防犯灯設置補助については、行田市の制度を適用する。 (3) 行政相談、無料法律相談、消費生活相談及び結婚相談については、行田市の制度を適用する。</p>
深谷市・岡部町・川本町・花園町	<p>21 行政連絡機構（行政区）の取扱い (1) 自治会・区長会との連絡調整については、合併時までに自治会、区長会等住民自治組織と協議し、統一する。 (2) 行政区名等の取扱いについて、自治会及び区については、現行の名称及び区域を新市に引き継ぐものとする。ただし、行政区は廃止する。</p> <p>22-29 コミュニティ事業の取扱い (1) コミュニティ推進事業については、合併後速やかに再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。 (2) コミュニティ施設特別整備事業については、合併時に深谷市の制度に統合する。 (3) コミュニティ助成（自治宝くじ助成）については、現行のとおりとする。</p>
神川町・神泉村	<p>20 行政区の取扱い 行政区に関する組織制度や区域及び名称については、行政運営を円滑に行うために必要である。ついては、住民にとって最も身近な住民自治組織であることに十分配慮し、関係団体である区長会との協議のうえ、合併時までを目途に調整を行う。</p>
本庄市・児玉町	<p>20 自治会、行政区の取扱い (1) 自治会、行政区に関する組織制度については、行政運営を円滑に行うため及び合併関係市町の一体性を速やかに確立するうえで必要である。ついては、住民にとって最も身近な住民自治組織であることに十分配慮し、関係団体である自治会連合会、区長会との協議のうえ、合併時までに調整を行う。 (2) 自治会、行政区の区域及び名称について 自治会、行政区の区域については、現行のとおりとする。 自治会、行政区の名称については、現行のとおりとする。ただし、同一名称については、住民の意向を尊重し、当該自治会・行政区及び関係団体である自治会連合会・区長会と協議のうえ、合併時までに調整する。</p>

都幾川村・玉川村	<p>21 行政区（行政連絡機構）の取扱い</p> <p>(1) 区長会との連絡調整については、現行のとおりとし、合併後に区長会と協議する。</p> <p>(2) 行政区については、現行の名称及び区域を新町に引き継ぎ、その後調整する。</p> <p>22-29 コミュニティ事業の取扱い</p> <p>コミュニティ協議会に関することについては、合併後、速やかに統合する。</p>
----------	---

#### 24-27 納税事業

鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-5 納税事業</p> <p>徴税等徴収嘱託員については、合併後に再編する。</p>
-------------	---

#### 24-28 行財政の取扱い

飯能市・名栗村	<p>19-05 行財政の取扱い</p> <p>両市村の各種基本計画等については、それぞれの計画等の目的や趣旨に応じ、合併後新市において調整する。</p>
---------	---

#### 24-29 その他事業

熊谷市・大里町・妻沼町	<p>23-19 その他事務事業の取扱い</p> <p>(出納に関すること)</p> <p>(1) 指定金融機関の指定については、株式会社埼玉りそな銀行とする。</p> <p>(2) 収納代理金融機関は、合併時までに再編する。</p> <p>(選挙事務に関すること)</p> <p>(3) 選挙事務については、公職選挙法に基づき、次の区分により調整、組織する。</p> <p>選挙人名簿については、合併時までに統合する。</p> <p>投票区については、新市の選挙管理委員会において調整する。</p> <p>選挙公報については、新市において発行する。</p> <p>明るい選挙推進協議会については、新市において速やかに組織する。</p> <p>(情報公開に関すること)</p> <p>(4) 情報公開・個人情報保護制度については、合併時までに調整する。</p> <p>(契約事務に関すること)</p> <p>(5) 競争入札の指名参加願い及び資格審査について</p> <p>入札資格審査については、合併時までに調整する。</p> <p>小規模修繕契約希望者制度については、合併時までに調整する。</p> <p>物品等入札資格審査については、合併時までに統合する。</p> <p>(6) 入札及び入札の公表について</p> <p>入札参加者選定基準、指名業者選定委員会、入札参加者の指名業者指名は 合併時までに調整する。</p> <p>入札の公表、談合、指名停止等については、合併時までに統合する。</p> <p>(土地開発公社に関すること)</p> <p>(7) 熊谷市土地開発公社については、合併後も現行のとおり、存続するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>(8) 上記以外のその他事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、次の区分により調整する。</p> <p>現行のとおり新市に引き継ぐもの。</p> <p>合併時に調整するもの。</p> <p>新市において調整するもの。</p>
鴻巣市・川里町・吹上町	<p>27-24 その他事業</p> <p>(1) 選挙運動の公費負担については、合併時に鴻巣市の制度に統合する。</p> <p>(2) 友好都市については、合併時に吹上町の制度に統合する。</p> <p>(3) 投票区及び開票区については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 成人式については、合併時に再編する。</p> <p>(5) 体育祭については、平成 18 年 4 月 1 日に再編する。</p>
春日部市・庄和町	<p>24-30 その他事業</p> <p>その他事業については、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 総合計画策定事務については、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 行政改革事務については、新市において新たな行政改革大綱を策定し、平成 19 年度から実施する。</p>
本庄市・児玉町	<p>27-15 その他事業</p> <p>(2) 中学生海外派遣事業については、本庄市の例により実施する。</p>

## 参 考

各法定合併協議会のホームページは総務省自治行政局合併推進課「合併アーカイブス」(<http://www.gappei-archive.org/>)でご覧頂けます。

**【問い合わせ】**

実例から見た市町村合併  
埼玉縣市町村合併研究会報告書 資料編  
編集発行/埼玉縣市町村合併研究会  
さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1



http:/



**彩の国 埼玉県**